

<h1>静岡市報</h1>	No. 1
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市中小企業・小規模企業振興条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 39
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例 41
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 静岡市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 静岡市女性会館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 静岡市市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 静岡市市民ギャラリー条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 静岡音楽館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 静岡科学館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 107

○静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例	108
○静岡市体育館条例の一部を改正する条例	118
○静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例	132
○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例	133
○静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例	135
○静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例	139
○静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例	145
○静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例	147
○静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例	149
○静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例	151
○静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例	155
○静岡市清水社会福祉会館条例の一部を改正する条例	156
○静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例	158
○静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例	159
○静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	160
○静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例	162
○静岡市立こども園条例の一部を改正する条例	165
○静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	166
○静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例	167
○静岡市障害者歯科保健センター条例の一部を改正する条例	168
○静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例	169
○静岡市急病センター条例の一部を改正する条例	170
○静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例	171
○静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例	172
○静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	174
○静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例	175
○静岡市営墓地条例の一部を改正する条例	176
○静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例	178
○静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例	179
○静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例	185

○静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例	187
○静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例	189
○静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部を改正する条例	191
○静岡市こどもクリエイティブタウン条例の一部を改正する条例	193
○静岡市温泉条例の一部を改正する条例	194
○静岡市温泉浴場条例の一部を改正する条例	195
○静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例	196
○静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例	198
○静岡市日影沢親水園条例の一部を改正する条例	199
○静岡市リバウエル井川リフト条例の一部を改正する条例	200
○静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例	201
○静岡市都市山村交流センター条例の一部を改正する条例	202
○静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例	204
○港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例	205
○静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例	210
○静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	212
○静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例	213
○静岡市林業センター条例の一部を改正する条例	214
○静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例	215
○静岡市広野海岸公園条例の一部を改正する条例	217
○静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例	218
○静岡市都市公園条例の一部を改正する条例	219
○静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例	226
○静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例	227
○静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	229
○静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例	232
○静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例	235
○静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例	236
○静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	237
○静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例	241
○静岡市営住宅条例の一部を改正する条例	242

○静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例	243
○静岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例	244
○静岡市博物館条例の一部を改正する条例	245
○静岡市自然の家条例の一部を改正する条例	247
○静岡市浜石野外センター条例の一部を改正する条例	251
○静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例	253
○静岡市三保松原文化創造センター条例の一部を改正する条例	254
○静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例	255
○静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例	257
○静岡市下水道条例の一部を改正する条例	259
○静岡市青少年問題協議会条例を廃止する条例	261
○静岡市清水防災センター条例を廃止する条例	262
○静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	263
○静岡市がん対策推進条例	265
○静岡市税条例の一部を改正する条例	270

規 則

○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	274
○静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則	285
○静岡市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則	286
○静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	287
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	288
○市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	299
○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	300
○静岡市補助金等交付規則の一部を改正する規則	303
○静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則	304
○静岡市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則	309
○静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則	313
○静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	324
○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	326

○静岡市がん対策推進協議会規則	344
○港湾会館清水日の出センター条例施行規則の一部を改正する規則	345
○静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	350
○静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	352
○静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則	355
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	358
○静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則	364
○静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	366
○静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	367
○静岡市清水防災センター条例施行規則を廃止する規則	368
○静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則	369
○静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	370
○静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	373
○静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	374
○静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	375
○静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	376
○静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	381
○静岡市三保松原文化創造センター条例の施行期日を定める規則	384
○静岡市予算規則の一部を改正する規則	385
○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	387
○静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則	388
○平成31年度の組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則	389
○静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	390
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	393

人事委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	404
○静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	407
○静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則等の一部を改正する規則	408

教育委員会規則

○静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則	417
○静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則	418

- 静岡市浜石野外センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・422
- 静岡市自然の家条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・424
- 静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・425
- 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・426
- 静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・428

上下水道局管理規程

- 静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・431

訓 令

- 静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程・・・・・・・・・・434
- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・435
- 静岡市職員安全衛生管理規定の一部改正・・・・・・・・・・437
- 静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・443
- 静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・444
- 静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・445
- 静岡市表彰審査委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・446

消防本部訓令

- 静岡市消防局救急業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・448
- 静岡市消防局及び消防署処務規程の一部改正・・・・・・・・・・453
- 静岡市消防局及び消防署安全管理規程の一部改正・・・・・・・・・・457
- 静岡市火災予防査察等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・458
- 静岡市火災予防等違反処理規程の一部改正・・・・・・・・・・471

告 示

- 静岡市土地利用委員会要綱の一部改正・・・・・・・・・・482
- 地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示の一部改正・・483
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・484

職員互助会告示

- 静岡市職員会館利用規程の一部改正・・・・・・・・・・490

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例（平成31年静岡市条例第2号）

歯と口腔の健康づくりについて、基本理念や市民、保健医療等関係者等の役割並びに歯科医療等関係者及び市の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に行うため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市中小企業・小規模企業振興条例（平成31年静岡市条例第3号）

中小企業・小規模企業等の振興について、基本理念や市、中小企業・小規模企業等、支援機関、市民等の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業等の振興とその持続的な発展を総合的に行うため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第4号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱い等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第5号）

附属機関の設置、廃止及び委員の構成の変更について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第6号）

市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第7号）

降給の種類を定めるとともに、その事由を明確化するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第8号）

学校教育法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うとともに、経過措置を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第9号）

行政職給料表等級別基準職務表に新たな職務を追加するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第10号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第11号）

建築基準法及び土壌汚染対策法の一部改正に伴い、各手数料について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第12号）

静岡市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて保険料率を見直すとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げ等について必要な事項を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第13号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第14号）

介護認定審査会の委員の任期を定めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第15号）

医療法等の一部改正に伴い、介護医療院が検体検査業務を委託する者の精度管理の基準を明確化するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市女性会館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第16号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第17号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第18号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるとともに、備品の品目を見

直すため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第19号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第20号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡音楽館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第21号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡科学館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第22号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第23号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第24号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第25号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市体育館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第26号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び利用料金の限度額を改め、北部体育館のクライミング場の廃止とともに、南部体育館及び東部体育館の冷暖房設備の設置に伴い、新たに利用料金の限度

額を定めるなどのため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第27号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第28号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第29号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第30号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるとともに、利用時間及び利用料金の限度額等を見直すため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第31号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第32号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第33号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第34号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるとともに、第2球場の新設に伴い、球場の構成、開場時間及び利用料金の限度額を定めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第35号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市清水社会福祉会館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第36号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第37号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第38号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第39号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第40号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市立こども園条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第41号）

新富町こども園の建て替えに伴い、こども園の位置を変更するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第42号）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業所に置く放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第43号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市障害者歯科保健センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第44号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第45号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市急病センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第46号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第47号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第48号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第49号）

学校教育法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格要件について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第50号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市営墓地条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第51号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、管理料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第52号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第53号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第54号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げ及び原材料費の見直しに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第55号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第56号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第57号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市子どもクリエイティブタウン条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第58号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、入館料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市温泉条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第59号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市温泉浴場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第60号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

ととした。

- ◇ 静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第61号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第62号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるとともに、利用料金の区分を見直すため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市日影沢親水園条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第63号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市リパウエル井川リフト条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第64号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第65号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市都市山村交流センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第66号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第67号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第68号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第69号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第70号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第71号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市林業センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第72号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第73号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料、占用料及び土砂採取料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市広野海岸公園条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第74号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第75号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第76号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料及び利用料金の限度額を改めるとともに、公園を占有する場合等の使用料見直しをするため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第77号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、入園料及び使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-

◇ 静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第78号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第79号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、駐車料金及び利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第80号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、運賃及び定期乗車券の額を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第81号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第82号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、占用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第83号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げ及び見直しに伴い、流水占用料等を改めるとともに、徴収方法を見直すため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第84号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、占用料及び土石採取料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第85号）

秋山町団地の廃止に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第86号）

牧ヶ谷団地改良住宅作業所の廃止に伴い、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第87号）
中吉田学校給食センターの再開に伴い、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市博物館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第88号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、観覧料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市自然の家条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第89号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるとともに、清水和田島自然の家を休止するため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市浜石野外センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第90号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるとともに、宿泊棟の廃止、オートキャンプサイトの新設及び使用料区分を見直すため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第91号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、入館料及び使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市三保松原文化創造センター条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第92号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第93号）
消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、料金を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第94号）
学校教育法及び技術士施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市下水道条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第95号）

消費税法の改正に基づく消費税率の引き上げに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市青少年問題協議会条例を廃止する条例（平成31年静岡市条例第96号）

所掌事務の見直しに伴い、既存の附属機関等において一元的に所掌するため、本条例を廃止することとした。

◇ 静岡市清水防災センター条例を廃止する条例（平成31年静岡市条例第97号）

清水防災センターの利用の見直しに伴い、本条例を廃止することとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第98号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、児童福祉施設に置く職員の資格要件等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市がん対策推進条例（平成31年静岡市条例第99号）

がん対策に関し、市民、保険医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的ながん対策を推進するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第100号）

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の個人の市民税における適用手続の要件緩和等について、所要の改正を行うこととした。

条 例

静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が全身の健康を保持し、及び増進する上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりについての基本理念を定め、市民、保健医療等関係者、事業者及び保険者の役割並びに歯科医療等関係者及び市の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患（むし歯、歯周病その他の歯と口腔の疾患及びオーラルフレイル（口腔機能の衰えをいう。）をいう。以下同じ。）の予防等により、歯と口腔の健康を保持増進し、及び咀嚼、嚥下等の歯と口腔の機能を維持向上することをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者及びこれらの者で組織される団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生又は教育の分野において歯と口腔の健康づくりに関連する業務を行う者（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織される団体をいう。
- (4) かかりつけ歯科医 市民が定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）を受け、又は必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受ける歯科医師又は医療機関をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わ

れなければならない。

- (1) 市民が歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、全ての歯を生涯にわたって健康に保つために、日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を自主的に行うことを促進するとともに、市民が歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、自らの歯と口腔を健康に保つために生涯にわたって日常生活において積極的に歯科疾患の予防に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第5条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るとともに、市、歯科医療等関係者及び他の保健医療等関係者との緊密な連携を確保するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科検診を受けるとともに、必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(保険者の役割)

第7条 保険者は、被保険者の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、被保険者が歯科検診及び歯科保健指導を受けることができる機会を確保するよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第8条 歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、かかりつけ歯科医の役割、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する学校歯科医の役割その他の役割に応じて、良質かつ適切な歯科医療等業務を行うほか、歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発その他の歯と口腔の健康づくりに資する取組を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、市、医療機関及び保健医療等関係者との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市及び保健医療

等関係者が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するものとする。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者、保険者等と連携し、及び協力するものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 市は、国、静岡県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者、保険者等と連携を図りつつ、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 全身疾患との関連性を含めた歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及、歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発等の施策
- (2) かかりつけ歯科医による定期的な歯科検診及び歯科保健指導を受けることの勧奨に関する施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策
- (4) 科学的根拠に基づいたフッ化物洗口その他フッ化物の応用等による歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策
- (5) 障害者、介護を必要とする者その他の歯と口腔の健康づくりに関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科検診を受けるとともに、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策
- (6) 災害時における歯科医療に係る体制の整備及び歯と口腔の衛生の確保による健康被害の予防等に関する施策
- (7) 歯科医療等関係者、保健医療等関係者等が実施する歯と口腔の健康づくりに関する教育の推進に関し必要な施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な施策

(推進計画の策定)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

(静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議)

第12条 市は、歯と口腔の健康づくりの総合的な推進を図るため、静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の所掌事務)

第13条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する重要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(推進会議の組織)

第14条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歯科医療等関係者
- (3) 保健医療等関係者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 保険者を代表する者
- (6) 市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(推進会議の委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(推進会議の会長及び副会長)

第16条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長は、推進会議の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第17条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進会議の庶務)

第18条 推進会議の庶務は、保健福祉長寿局において処理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市中小企業・小規模企業振興条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市中小企業・小規模企業振興条例

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る豊かな自然環境に恵まれ、また東西の交通の要衝という地理的な要件も相まって、古くから文化的、経済的に重要な拠点として発展してきました。

今日、このまちでは、駿府の職人の技術を受け継ぐ木工業が栄え、また清水港の国際化に伴って造船業、食品関連産業、機械器具製造業などが発展し、それら多様な製造業が現代におけるものづくりの拠点をかたちづくっています。さらには、古くから人やものの交流により育まれてきた全国屈指の商都として卸売業や小売業、サービス業が栄えるなど、幅広い分野の産業が多彩にバランスよく集積しています。

これらの産業に支えられたこのまちでは、市内の企業の大多数を占め産業の中核をなす中小企業・小規模企業が、その企業活動により経済と雇用を支えるだけでなく、地元に着目した社会貢献活動の主体として、地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っています。

しかしながら、今日、経済のグローバル化や技術革新の進展、人手不足や後継者不足といった人材に関する問題の深刻化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、中小企業・小規模企業が将来にわたり、持続的に発展し、市内で事業活動を継続していくためには、中小企業・小規模企業の主体的かつ積極的な経営の向上に向けた取組に加え、市、中小企業・小規模企業等支援機関、大企業、金融機関、教育機関等及び市民が、それぞれの役割を踏まえて協働して取り組むことが必要です。

そこで私たちは、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の重要性を共有し、その振興に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業等の振興について、基本理念を定め、市、中小企

業・小規模企業等、中小企業・小規模企業等支援機関、大企業、金融機関、教育機関等及び市民の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業等の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業等の振興とその持続的な発展を総合的に推進し、もって経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業等 中小企業・小規模企業及び中小企業団体をいう。
- (2) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の規定による商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合その他の中小企業・小規模企業を構成員とするこれらに類する団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業・小規模企業等支援機関 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人その他の中小企業・小規模企業等の経営に関する支援を行う団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する者であって、市内に校舎等を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業等の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。

(2) 中小企業・小規模企業等が地域の経済、雇用、まちづくり等の担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行われること。

(3) 市、中小企業・小規模企業等、中小企業・小規模企業等支援機関、大企業、金融機関及び教育機関等が連携し、市民の協力を得て一体となって行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 前項の規定による施策の推進に当たっては、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

3 第1項の規定による施策の推進に当たっては、創業から経営の安定に至るまでの中小企業・小規模企業等の成長の段階並びに中小企業・小規模企業等の活動に携わるべき人材の成長の段階並びに知識及び経験に応じたものとなるよう配慮するものとする。

4 市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、契約の透明性及び競争の公正性の確保並びに予算の適正な執行に留意しつつ、地域の経済及び雇用の動向に十分配慮し、中小企業・小規模企業等の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業等の努力)

第5条 中小企業・小規模企業等は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境の変化に対応するため、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業等は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域における雇用の安定及び担い手の育成のため、人材の確保及び育成に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業等支援機関の役割)

第6条 中小企業・小規模企業等支援機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業等が行う経営基盤の強化及び新規事業の導入のための取組を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業等支援機関は、中小企業・小規模企業等の組織化並びに中小企業・小規模企業等相互及び中小企業・小規模企業等と関係機関との連携を促進するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業等が経済の担い手として重要な役割を果たしていると認識し、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策

に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、市内における生産、消費の循環を促進するため、中小企業・小規模企業等の製品及びサービスの利用に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、資金の供給、経営・販路の拡大等に関する相談等を通じて、中小企業・小規模企業等の経営の改善及び向上の支援に努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力するとともに、中小企業・小規模企業等支援機関による中小企業・小規模企業等の支援に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、その教育活動を通じて、中小企業・小規模企業等が経済の担い手として重要な役割を果たしていることの理解を促進するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力し、次世代の中小企業・小規模企業等を担う人材の育成に努めるものとする。

- 2 教育機関等は、共同研究事業等を通じて、中小企業・小規模企業等が行う新技術及び新商品の開発等に関する取組並びに人材の育成に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業等が地域の経済及び雇用の担い手として重要な役割を果たしていることへの理解を深め、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、中小企業・小規模企業等の製品及びサービスを積極的に利用することにより、中小企業・小規模企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 市は、生産年齢人口の減少に適切に対応し、中小企業・小規模企業等が必要とする人材の確保及び育成に関し必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、技術革新の進展等に対応し、中小企業・小規模企業等の競争力を強化するため、生産性の向上や業務の効率化の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、地域の経済の持続的な発展のため、創業又は新規事業の創出の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、前3項に規定するもののほか、次の施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業・小規模企業等相互の連携の強化に関する施策

- (2) 円滑な事業承継の支援に関する施策
- (3) 労働環境の改善の支援に関する施策
- (4) 販路及び取引の拡大の支援に関する施策
- (5) 事業活動に必要な資金の調達の円滑化に関する施策
- (6) 災害時等において事業を継続するための取組の支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業等の振興に関し必要な施策
(振興に関する計画)

第12条 市長は、前条の規定による施策（以下「基本的施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業・小規模企業等の振興に関する計画を策定するものとする。

(意見の聴取)

第13条 市長は、前条の計画に基づく基本的施策の実施に当たっては、その施策を効果的に実施するため、中小企業・小規模企業等を中心として運営される会議等を活用し、その意見を聴取するものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業・小規模企業等の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8項を第10項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項第2号中「その他の」を「、その他の」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保有個人情報に記録される項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第17条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第26条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削る。

第61条中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの条例による改正後の静岡市個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の取扱いに係る同条第5項に規定する保有個人情報に記録される項目に同条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての同条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとする」とあるのは「行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「平成32年4月1日以後遅滞なく」とする。

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第5号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市立清水病院経営計画評価会議	静岡市立清水病院の経営計画における取組状況について評価すること。	6人以内	1 学識経験を有する者 2 市民 3 静岡市立清水病院長 4 市職員	2年	静岡市立清水病院長
------------------	----------------------------------	------	---	----	-----------

を

」

「

静岡市立清水病院経営計画評価会議	静岡市立清水病院の経営計画における取組状況について評価すること。	6人以内	1 病院の経営に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者
------------------	----------------------------------	------	------------------------------	----	--------------

に、

」

「

静岡市森林整備計画策定委員会	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1	9人以内	1 学識経験を有する者	委嘱をし	委員の互選に
----------------	---------------------------	------	-------------	------	--------

	項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。		2 林業関係 団体を代表 する者 3 木材業関 係団体を代 表する者 4 林業従事 者を代表す る者 5 国の関係 地方行政機 関の職員 6 静岡県職 員	た日 から 当該 調査 審議 が終 了す る日 まで	より定 める者
--	---------------------------------	--	--	--	------------

を

「

静岡市森林整備 計画策定委員会	森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の5第1 項の市町村森林整備計 画の策定及び変更につ いて調査審議すること。	9人 以内	1 学識経験 を有する者 2 林業関係 団体を代表 する者 3 木材業関 係団体を代 表する者 4 林業従事 者を代表す る者 5 国の関係 地方行政機 関の職員	委嘱 の日 から 当該 調査 審議 が終 了す る日 まで	委員の 互選に より定 める者
--------------------	--	----------	--	--	--------------------------

に、

			6 静岡県職員		
静岡市都市景観表彰選考委員会	静岡市景観条例(平成20年静岡市条例第18号)第36条に基づく表彰について審査すること。	7人以内	1 都市景観に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 市職員	2年	委員の互選により定める者

「

静岡市水防協議会	水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項本文の規定に基づく水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議をし、又は同条第2項の規定に基づき、水防に関し関係機関に対して意見を述べること。	17人以内	1 学識経験を有する者 2 国の関係地方行政機関の職員 3 静岡県職員 4 静岡県警察官 5 水防団員及び消防団員 6 市職員	2年	市長
静岡市新清水庁舎建設検討委員会	新清水庁舎の建設に関し必要な事項について調査審議すること。	10人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	委嘱の日から当該調査	委員の互選により定める者

を

				審議 が終 了す る日 まで	
--	--	--	--	----------------------------	--

「

静岡市水防協議 会	水防法（昭和24年法律第 193号）第34条第1項本 文の規定に基づく水防 計画その他水防に関し 重要な事項の調査審議 をし、又は同条第2項の 規定に基づき、水防に関 し関係機関に対して意 見を述べること。	17人 以内	1 学識経験 を有する者 2 国の関係 地方行政機 関の職員 3 静岡県職 員 4 静岡県警 察官 5 水防団員 及び消防団 員 6 市職員	2年	市長
--------------	---	-----------	--	----	----

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第6号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,068人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,455人

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,039人

(9) 企業職員 336人

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第7号

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第3条の2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員がその職務を遂行する過程において行った行動により実証された能力を把握した上で行われる勤務成績の評価又は職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価の任命権者による確認が行われた全体評語（これらの評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。）が最下位の段階である場合（次条において「評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他職員の勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の静岡市人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に

分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第3条の3 任命権者は、評価の全体評語が最下位の段階である場合その他職員の勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(受診命令に従う義務)

第4条の2 職員は、第3条の2第1号イ及び前条第1項の規定による診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第8号

静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成22年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第9号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表8級の項中「消防司監」の次に「並びに高度の知識及び経験を要する消防正監」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第10号

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定は、使用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに使用期間が満了する使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 新条例第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き使用する場合は、施行日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 4 新条例第2条第1項の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第11号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

汚染土壌処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更許可申請	222,000円
---	----------

を

」

「

汚染土壌処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更許可申請	222,000円
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請	120,000円
汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請	120,000円
汚染土壌処理業に係る相続の承認申請	120,000円

に

」

改める。

別表第7中

「

用途地域における建築等許可申請	180,000円
-----------------	----------

を

」

「

用途地域等における特例許可申請	用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る場合	120,000円
	住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築に係る場合	140,000円
	その他の場合	180,000円

に、

」

「

既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請	27,000円
--------------------------------------	---------

を

」

「

既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請	27,000円
興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請	120,000円
特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請	160,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「第82条第2項」を「第82条第3項」に改める。

第11条第1号中「100分の5.42」を「100分の5.38」に改める。

第14条中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条第1項中「2月28日」の次に「（うるう年にあつては、29日）」を加える。

第23条第1項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第31条の2に次のただし書を加える。

ただし、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に関しては、被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）から起算して2年を経過する日の翌日の属する月の前月の末日までの間にある者に限る。

第31条の2第1号中「被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）」を「資格取得日」に改め、同条第2号中「第47条」を「第50条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第13号

静岡市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険診療所条例（平成15年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条・第6条の2」に改める。

第2章中第6条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第6条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第6条第1項の規定により条例で定める委員の任期は、3年とする。

第14条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第15号

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「第5条第2項」を「次条第2項」に改める。

第5条第2項第2号イ中「人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（以下）」を「臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査（以下単に）」に改める。

第6条第12項第4号中「医療法施行規」を「医療法施行規則」に改める。

第33条第3項中「、次に」を「次に」に改め、「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」を加え、「同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」を「医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。以下この項及び次項において「施設告示」という。）に定める施設（施設告

示第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務(静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「基準条例」という。)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に改め、「手術」とあるのは「」の次に「基準条例第33条第3項第2号の規定による」を加え、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に改め、「医療機器」とあるのは「」の次に「基準条例第33条第3項第3号の規定による」を加え、「第15条の2の規定による医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」に、「医療」を「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市女性会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市女性会館条例の一部を改正する条例

静岡市女性会館条例（平成15年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

施設使用料

室名	位 置	収 容 人 員	様 式	第1条の設置目的のための活動その他生涯学習活動のために利用する場合の使用料						その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
				午前9時から正 まで	午後1時 から午後5 時まで	午後6時 から午後9 時まで	午前9時 から午後5 時まで	午後1時 から午後9 時まで	午前9時 から午後9 時まで	午前9時 から午後5 時まで	午後1時 から午後5 時まで	午後6時 から午後9 時まで	午前9時 から午後5 時まで	午後1時 から午後9 時まで	午前9時 から午後9 時まで
第11集 会	1階	14人	洋室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円

室															
第12集会室	1	14	洋 人 室	350円	480円	520円	790円	910円	1,280 円	730円	970円	1,050 円	1,600 円	1,830 円	2,570 円
第21集会室	2	12	洋 人 室	330円	460円	500円	750円	860円	1,220 円	690円	930円	1,010 円	1,510 円	1,740 円	2,450 円
第22集会室	2	18	洋 人 室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260 円	710円	950円	1,050 円	1,560 円	1,810 円	2,530 円
第41集会室	4	54	洋 人 室	750円	1,010 円	1,100 円	1,610 円	1,960 円	2,620 円	1,510 円	2,040 円	2,220 円	3,240 円	3,940 円	5,250 円
第42集会室	4	22	洋 人 室	380円	520円	560円	860円	990円	1,400 円	790円	1,050 円	1,140 円	1,740 円	2,000 円	2,800 円
第43集会室	4	20	洋 人 室	350円	480円	530円	790円	920円	1,290 円	730円	970円	1,070 円	1,600 円	1,850 円	2,590 円

室															
第44集会室	4階	20人	洋室												
第45集会室	4階	36人	洋室	550円	740円	780円	1,190円	1,380円	1,940円	1,120円	1,490円	1,580円	2,400円	2,760円	3,900円
子ども室	1階	30人	洋室	570円	770円	800円	1,240円	1,430円	2,020円	1,160円	1,560円	1,620円	2,510円	2,870円	4,050円
ギャラリ	2階	—	—	310円	420円	480円	700円	810円	1,150円	640円	860円	970円	1,410円	1,640円	2,300円
軽運動室	2階	30人	洋室	740円	1,000円	1,080円	1,590円	1,940円	2,590円	1,490円	2,020円	2,200円	3,200円	3,900円	5,190円
料理実習室	2階	32人	洋室	820円	1,100円	1,170円	1,770円	2,120円	2,860円	1,660円	2,210円	2,360円	3,560円	4,260円	5,720円
研	4階	96人	洋	1,170	1,570	1,700	2,530	3,000	4,090	2,360	3,150	3,420	5,090	6,030	8,190

修 室	階	人 室	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
和 室	4	20	和 室	530円	720円	760円	1,150 円	1,340 円	1,880 円	1,070 円	1,450 円	1,540 円	2,320 円	2,680 円	3,780 円
5															

別表第2中「210円」を「220円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市女性会館の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例17号

静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例

静岡市市民活動センター条例（平成18年静岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市番町市民活動センター（1）事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料の表中「5,140円」を「5,230円」に、「15,420円」を「15,710円」に、「300円」を「310円」に改め、同1 静岡市番町市民活動センター（2）会議室使用料の表を次のように改める。

（2）会議室使用料

室名	収容 人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時 30分まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 30分まで	午前9時から 午後9時 30分まで
大会議室	60人	1,250円	1,670円	1,880円	2,720円	3,140円	4,600円
中会議室	30人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円
小会議室	15人	310円	410円	470円	680円	780円	1,150円

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後6時まで）及び午前・午後（午前9時から午後6時まで）の区分とし、大会議室の午前の使用料にあつては1,250円と、午後の使用料にあつては2,090円と、午前・午後の使用料にあつては3,140円とし、中会議室の午前の使用料にあつては620円と、午後の使用料にあつては1,040円と、午前・午後の使用料にあつては1,570円とし、小会議室の午前の使用料にあつては310円と、午後の使用料にあつては520円と、午前・午後の使用料にあつては780円とする。

別表2 静岡市清水市民活動センター（1）事務ブース及びロッカー使用料の表中「5,140円」を「5,230円」に、「300円」を「310円」に改め、同2 静岡市清水市民活動センター（2）会議

室使用料の表を次のように改める。

(2) 会議室使用料

室名	収容 人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時 30分まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 30分まで	午前9時から 午後9時 30分まで
第1会議室	28人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円
第2会議室	24人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後6時まで）及び午前・午後（午前9時から午後6時まで）の区分とし、午前の使用料にあつては620円と、午後の使用料にあつては1,040円と、午前・午後の使用料にあつては1,570円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市市民活動センター条例（以下「新条例」という。）別表1静岡市番町市民活動センター（1）事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料の表及び別表2静岡市清水市民活動センター（1）事務ブース及びロッカー使用料の表の規定は、利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表1静岡市番町市民活動センター（2）会議室使用料の表及び別表2静岡市清水市民活動センター（2）会議室使用料の表の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第18号

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例

静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡市市民文化会館 1 ホールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホールの利用料金の限度額

区分	利用 日の 曜日 等	金額						
		午前		午後		夜間		
		午前 9 時から正午ま で		午後 1 時から午後 4 時30分まで		午後 5 時30分から午 後 9 時30分まで		
		施設	冷暖房	施設	冷暖房	施設	冷暖房	
大ホー ル (1,97 8人)	入場料そ の他これ に類する もの(以 下「入場 料等」と いう。)を 徴収しな い場合の 金額	平日	26,400円	15,400円	31,900円	19,800円	39,600円	23,100円
		土曜 日等	31,900円	18,700円	38,500円	23,100円	47,300円	28,600円
入場 料等	1,10 0円	平日	33,000円	23,100円	41,240円	29,700円	49,500円	34,640円
		土曜 日等	39,600円	28,040円	49,500円	34,640円	59,400円	42,900円

を徴収する場 合の金額 を 超え、 3,300円 以下 のとき。 を 超え、 5,500円 以下 のとき。 を 超える とき。 中ホール (1,184人)	以下 のとき。	日等						
		平日	52,800円	30,800円	63,800円	39,600円	79,200円	46,200円
	1,100円	土曜	63,800円	37,400円	77,000円	46,200円	94,600円	57,200円
		日等						
	3,300円	平日	66,000円	38,500円	79,740円	49,500円	99,000円	57,740円
		土曜	79,740円	46,740円	96,240円	57,740円	118,240円	71,500円
	5,500円	平日	79,200円	46,200円	95,700円	59,400円	118,800円	69,300円
		土曜	95,700円	56,100円	115,500円	69,300円	141,900円	85,800円
	入場料等 を徴収し ない場合 の金額	平日	20,900円	12,100円	25,300円	15,400円	31,900円	18,700円
		土曜	24,200円	14,300円	29,700円	18,700円	37,400円	22,000円
		日等						

入場料等を徴収する場合の金額	1,100円以下	平日	26,400円	18,140円	33,000円	23,100円	39,600円	28,040円
	1,100円以下	土曜日等	31,340円	21,440円	39,600円	28,040円	47,840円	33,000円
1,100円を超え、3,300円以下	1,100円以下	平日	41,800円	24,200円	50,600円	30,800円	63,800円	37,400円
	1,100円以下	土曜日等	48,400円	28,600円	59,400円	37,400円	74,800円	44,000円
3,300円を超え、5,500円以下	3,300円以下	平日	52,240円	30,240円	63,240円	38,500円	79,740円	46,740円
	3,300円以下	土曜日等	60,500円	35,740円	74,240円	46,740円	93,500円	55,000円
5,500円を超えるとき	5,500円以下	平日	62,700円	36,300円	75,900円	46,200円	95,700円	56,100円
	5,500円以下	土曜日等	72,600円	42,900円	89,100円	56,100円	112,200円	66,000円

別表第1 静岡市民文化会館1ホールの利用料金の限度額の表備考6中「この表に掲げる」を「入場料を徴収しない場合の」に改め、別表第1 静岡市民文化会館2会議室・展示室等の利用

料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 会議室・展示室等の利用料金の限度額

区分	位置	収容定員 又は面積	金額						
			午前		午後		夜間		
			午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後9時30分まで		
			施設	冷暖房	施設	冷暖房	施設	冷暖房	
会議室	大会議室	ロビー階	240人(椅子席のみ) の収容定員は360人)	6,600円	3,840円	7,700円	5,160円	8,800円	6,360円
	第1会議室	ロビー階	60人	2,620円	—	3,300円	—	3,940円	—
	第2会議室	ロビー階	30人	1,640円	—	1,960円	—	2,300円	—
	第3会議室	ロビー階	25人	1,640円	—	1,960円	—	2,300円	—
	第4会議室	ロビー階	20人	1,100円	—	1,300円	—	1,520円	—
	第5会議室	ロビー階	30人 (和室21畳)	1,100円	—	1,300円	—	1,520円	—
	第6会議室	ロビー階	30人 (和室21畳)	1,100円	—	1,300円	—	1,520円	—
展示室	A1	ロビー	58.3㎡	1,370円	460円	1,590円	620円	1,840円	820円

示 室	1	3階							
	2	ロビ 1階	57.1m ²	1,370円	460円	1,590円	620円	1,840円	820円
	3	ロビ 1階	65.5m ²	1,370円	460円	1,590円	620円	1,840円	820円
	4	ロビ 1階	54.5m ²	1,370円	460円	1,590円	620円	1,840円	820円
	全 室	ロビ 1階	326.9m ²	5,500円	1,860円	6,360円	2,510円	7,360円	3,300円
B 展 示 室	1	ロビ 1階	57.2m ²	1,230円	460円	1,450円	620円	1,700円	820円
	2	ロビ 1階	56.9m ²	1,230円	460円	1,450円	620円	1,700円	820円
	3	ロビ 1階	51.5m ²	1,230円	460円	1,450円	620円	1,700円	820円
	4	ロビ 1階	44.9m ²	1,230円	460円	1,450円	620円	1,700円	820円
	全 室	ロビ 1階	310.8m ²	4,940円	1,860円	5,810円	2,510円	6,800円	3,300円
C 展	1	ロビ 1階	59.4m ²	1,460円	620円	1,720円	840円	1,930円	1,100円

示 室	2	ロビ ー 4 階	57.4m ²	1,460円	620円	1,720円	840円	1,930円	1,100円
	3	ロビ ー 4 階	55.8m ²	1,460円	620円	1,720円	840円	1,930円	1,100円
	全 室	ロビ ー 4 階	261.6m ²	4,400円	1,860円	5,160円	2,510円	5,810円	3,300円
楽 屋	1号	大ホ ール 1階	30人	640円	—	760円	—	860円	—
	2号	大ホ ール 1階	30人	640円	—	760円	—	860円	—
	3号	大ホ ール 1階	45人	970円	—	1,300円	—	1,640円	—
	4号	大ホ ール 2階	45人	970円	—	1,300円	—	1,640円	—
	5号	大ホ ール 2階	55人	970円	—	1,300円	—	1,640円	—
	6号	大ホ ール 2階	30人	640円	—	760円	—	860円	—
	7号	中ホ ール 1階	35人	970円	—	1,300円	—	1,640円	—

8号 楽屋	中ホ ール 1階	50人	970円—	1,300円—	1,640円—
9号 楽屋	中ホ ール 1階	30人	640円—	760円—	860円—
個室 楽屋 1号	大ホ ール 1階	2人	1,100円—	1,300円—	1,520円—
個室 楽屋 2号	大ホ ール 1階	2人	1,100円—	1,300円—	1,520円—
個室 楽屋 3号	大ホ ール 1階	2人	1,100円—	1,300円—	1,520円—
個室 楽屋 4号	中ホ ール 1階	2人	1,100円—	1,300円—	1,520円—
個室 楽屋 5号	中ホ ール 1階	2人	1,100円—	1,300円—	1,520円—
個室 楽屋 6号	中ホ ール 1階	2人	1,100円—	1,300円—	1,520円—
リハー サル 室	ロビ ー地 階	143㎡	1,960円—	2,300円—	2,620円—

別表第1 静岡市民文化会館3附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 附属設備及び備品の利用料金の限度額

名称	単位	金額	摘要
----	----	----	----

分類	種類又は品目	大ホール	中ホール	大会議室	その他	
舞台設備	オーケストラピット	一式	8,800円			
	エプロンステージ	一式	8,800円			
	廻り舞台	一式		6,600円		
	大ぜり	一式		2,200円		
	小ぜり	一式		860円		
	すっぽんぜり	一式		640円		
	本花道	一式		16,500円		すっぽんぜりまで花道を作るときは、7,700円
	脇花道	一式		2,740円		片道の場合は、1,410円
	指揮台及び譜面台	一式	310円	310円		指揮者用
	所作台	一式	11,000円	11,000円		
	花道用所作台	一式		2,200円		
	脇花道用所作台	一式	1,100円	2,200円		片道料金
	平台	1台	150円	150円	150円	箱足を含む。
	反響板	一式	6,600円	5,500円		
	ひな段蹴込	一式	200円	200円		
	松竹羽目	一式	2,740円	2,740円		松竹セット
	金びょうぶ	1双	1,640円	1,640円		
	鳥屋囲	一式		1,100円		
	めくり台	1台	100円	100円		
	雪籠	一式	100円	100円		雪は含まない。
地がすり	1枚	2,200円	2,200円			
毛せん	1枚	200円	200円			

	上敷	1枚	540円	540円	540円		1.8m×20m
	リノリウム（バレエシート。1.82m×17.1m）	1本	540円	540円			
	リノリウム（バレエシート。0.91m×17.0m）	1本	270円	270円			
	紗幕	1枚	1,100円	1,100円			
	浅黄幕	1枚		1,100円			
	長座布団	1枚	100円	100円			
	演壇	一式	310円	310円	200円		花台を含む。
	長机	1台	100円	100円			
	椅子	1脚	50円	50円			
	ピアノ椅子	1脚	50円	50円	50円		
	譜面台	1台	50円	50円			
	譜面灯	1台	50円	50円			
	盆用毛せん	一式		3,300円			
	司会者台	1台	310円	310円			
照明設備	プロセニウムサスペンションライト	1台	200円				1kW
	プロセニウムボーダーライト	1列		760円			200W
	ボーダーライト	1列	1,100円	1,100円			200W
	サスペンションスポットライト	1台	200円	200円			1kW
	大アッパーホリゾン トライト	1列	3,300円	3,300円			500W
	中アッパーホリゾ ントライト	1列	2,620円	2,620円			500W
	ロアホリゾントラ	1列	1,100円	1,100円			300W

イト						
シーリングスポットライト	1台	420円	420円			2kW
シーリングスポットライト	1台	310円	310円			1.5kW
フロントサイドスポットライト	1台	200円	200円			1kW
コンダクタースポットライト	1台	420円				1kW
センターピンスポットライト	1台	2,200円	2,200円			クセノン2kW
天井反射板ライト	一式	2,740円	1,640円			500W
トーメンタルスポットライト	1台	310円	310円			1.5kW
トーメンタルスポットライト	1台	200円	200円			1kW
タワースポットライト	1台	310円	310円			1.5kW
タワースポットライト	1台	200円	200円			1kW
フットライト	1列	640円	640円			60W
花道フットライト	1列	420円				60W
本花道フットライト	一式		760円			75W
ピンスポットライト	1台	1,100円	1,100円			ハロゲン1kW
ソフトスポットライト	1台	1,640円	1,640円			クセノン500W
スポットライト	1台	310円	310円			1.5kW
スポットライト	1台	200円	200円			1kW

	ステージサイドスポットライト	1台	200円	200円			1kW
	ベビースポットライト	1台	100円	100円			500W
	D F スポットライト	1台	100円	100円			500W
	ストリップライト	1台	100円	100円			100W
	フットスポットライト	1台	100円	100円			500W
	オーロラマシン	1台	540円	540円			1kW
	ミラーボール	1台	860円	860円			直径30cm、直径45cm、直径60cm、24cm×40cm
	ストロボ	1台	540円	540円			
	スポックス	1台	100円	100円			500W
	星球	一式	1,100円	1,100円			
	エフェクトマシン	一式	1,100円	1,100円			1kW
	エフェクトマシン	一式	540円	540円			500W
	F Q ライト	1台	310円	310円			1.5kW
	エリスポットライト	1台	420円	420円			1kW
	ソースフォー	1台	420円	420円			500W
	フラッドライト	1台	100円	100円			200W
	カラーフィルター	1枚	20円	20円			
	オートピンスポットライト	1台	420円	420円			1kW
	PARライト	1台	100円	100円			500W
音響	音響装置	一式	2,200円	2,200円	2,200円		
	効果用スピーカー	1台	1,100円	1,100円			

設 備	ステージスピーカ	1台	1,640円	1,640円			
	サブミキサー	1台	1,640円	1,640円	1,640円		
	マイクロフォン (コンデンサー)	1本	760円	760円	760円		
	マイクロフォン (ダイナミック)	1本	540円	540円	540円		
	マイクロフォン (ワイヤレス)	1本	1,100円	1,100円	1,100円		電池を含まない。
	エレベーター装置	1基	1,100円	1,100円			
	吊りマイク装置	1基	1,100円	1,100円			
	レコードプレーヤー (コンソール)	1台	1,100円	1,100円			
	レコードプレーヤー (ポータブル)	1台	540円	540円			
	コンパクトディスク プレーヤー	1台	540円	540円			
	テープデッキ(コ ンソール)	1台	1,640円	1,640円			
	テープデッキ(ポ ータブル)	1台	540円	540円			
	テープデッキ(カ セット)	1台	540円	540円	540円		
	デジタルオーディ オテープレコーダ ー	1台	540円	540円	540円		
	ダイレクトボック ス	1台	540円	540円			
ミニディスクレコ ーダー	1台	660円	660円				

	マイクスタンド	1本	50円	50円	50円	50円	
	ポータブルワイヤレスアンプ一式		1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
	ポータブルワイヤレスアンプ用マイク	1本	540円	540円	540円	540円	
映 写 設 備	スクリーン	一式	1,100円	1,100円	540円		
	スクリーン（移動用）	1台	200円	200円	200円	200円	
	映写機 35mm	1台		6,040円			
	映写機 16mm	1台		4,400円			
	映写機 16mm（移動用）	1台	3,840円	3,840円	3,840円		
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
	スライド	1台	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
	マルチビデオプロジェクター	一式	2,610円	2,610円	2,610円	2,610円	
	ビデオプロジェクター	一式	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
	ビデオ用モニター	一式			1,300円	1,300円	
楽 器	グランドピアノ（ベーゼンドルファー）	1台	11,000円				調律料を含まない。
	グランドピアノ（スタインウェイ）	1台	11,000円	11,000円			調律料を含まない。
	グランドピアノ（国産フルコン）	1台	5,500円	5,500円	5,500円		調律料を含まない。
	グランドピアノ	1台				3,300円	調律料を含まない。

	(国産セミコン)						ない。 リハーサル室 用
	大太鼓	1台	540円	540円			
そ	アナライザー	一式			3,300円		
の	展示ショーケース	1台				200円	展示室用
他	展示台(1800mm× 450mm)	1台				50円	展示室用
	展示台(1800mm× 900mm)	1台				100円	展示室用
	彫刻台	1台				150円	展示室用
	テーブル	1台				50円	展示室用
	椅子	1脚				50円	展示室用
	畳	1畳			50円	50円	
	特殊電源	一式	実費	実費	実費	実費	
	持込器具電源	1口	100円	100円	100円	100円	1kWにつき
	楽屋浴室(シャワ ー付)	1区分	2,200円	2,200円			

別表第2 静岡市清水文化会館1ホール等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等の利用料金の限度額

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時30分か ら午後10時まで	午前9時から午 後10時まで
大ホール	33,610円	41,750円	59,070円	134,430円
大ホール大楽屋(1 室につき)	1,250円	1,560円	2,080円	4,890円
大ホール中楽屋(1 室につき)	830円	1,030円	1,460円	3,320円

大ホール個室楽屋 (1室につき)	830円	1,030円	1,460円	3,320円
小ホール	13,240円	17,310円	24,440円	54,990円
小ホール中楽屋	830円	1,030円	1,460円	3,320円
小ホール個室楽屋	830円	1,030円	1,460円	3,320円
ギャラリー	8,550円	10,590円	14,660円	33,800円
リハーサル室	1時間につき2,080円			
練習室(1室につき)	1時間につき1,030円			

別表第2静岡市清水文化会館1ホール等の利用料金の限度額の表備考3(3)及び(4)中「5,400円」を「5,500円」に改め、別表第2静岡市清水文化会館2附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 附属設備及び備品の利用料金の限度額

区分	金額(1回につき)
舞台設備	16,500円
照明設備	3,300円
音響設備	5,500円
映写設備	8,800円
楽器(グランドピアノ)	19,800円
楽器(その他)	3,300円
展示設備	320円
一般備品	540円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の静岡市市民文化会館条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市市民文化会館及び静岡市清水文化会館の

利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第19号

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市民文化会館前駐車場条例(平成15年静岡市条例第115号)の一部を次のように改正する。
別表中「第5条関係」を「第9条関係」に、「1,380円」を「1,410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市民文化会館前駐車場条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入場する自動車に係る駐車料金について適用し、施行日前に入場した自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市民文化会館前駐車場の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市民ギャラリー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第20号

静岡市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

静岡市民ギャラリー条例（平成15年静岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表1 ギャラリー基本使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ギャラリー基本使用料

区分	面積	午前		午後		摘要
		午前10時から正午まで		午後1時から午後6時まで		
		施設	冷暖房	施設	冷暖房	
第1展示室	137㎡	1,490円	610円	3,770円	1,570円	1 全日利用は、午前10時から午後6時までの時間とし、その使用料は、午前の時間及び午後の時間に係る使用料の合計額とする。 2 冷暖房設備を利用する場合の使用料
第2展示室	145㎡	1,580円	610円	3,990円	1,570円	
第3展示室	93㎡	1,000円	610円	2,540円	1,570円	
第4展示室	153㎡	1,670円	610円	4,210円	1,570円	
第5展示室	121㎡	1,320円	610円	3,340円	1,570円	

						は、施設使用 料及び冷暖房 使用料の合計 額とする。
--	--	--	--	--	--	-------------------------------------

別表2 備品等使用料の表中「280円」を「290円」に、「210円」を「220円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市民ギャラリー条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市民ギャラリーの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡音楽館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第21号

静岡音楽館条例の一部を改正する条例

静岡音楽館条例（平成15年静岡市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表1 ホールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホールの利用料金の限度額

区分	利用日の曜日等	金額			
		午前	午後	夜間	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	
入場料等を徴 収しない場合 の金額	平日	37,150円	46,100円	57,650円	
	土曜日等	43,570円	55,090円	67,900円	
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 場	1,100円以 下のとき。	平日	47,390円	58,940円	73,030円
		土曜日等	56,370円	71,750円	89,690円
料 等 を 徴 収 す る 場 場	1,100円を 超え3,300 円以下の とき。	平日	62,780円	80,720円	99,940円
		土曜日等	76,870円	97,380円	120,450円
場 場	3,300円を 超え5,500 円以下の とき。	平日	87,140円	110,200円	135,810円
		土曜日等	103,790円	130,710円	162,730円

合 の 金 額	5,500円を 超えると き。	平日	112,760円	143,510円	179,390円
		土曜日等	133,250円	169,150円	210,160円

別表2 講堂、リハーサル室等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 講堂、リハーサル室等の利用料金の限度額

区分	面積又は収容 定員	金額			
		午前	午後	夜間	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	
講堂	347.2㎡	16,640円	20,490円	26,890円	
リハーサル室1	98.8㎡	1,900円	2,530円	3,180円	
リハーサル室2	101.0㎡	1,900円	2,530円	3,180円	
控 室 等	控室1	10人	750円	880円	1,000円
	控室2	10人	750円	880円	1,000円
	控室3	4人	630円	750円	880円
	応接室	5人	630円	750円	880円
	楽屋1	2人	1,250円	1,520円	1,780円
	楽屋2	2人	1,250円	1,520円	1,780円

別表3 附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 附属設備及び備品の利用料金の限度額

分 類	名称 種目又は品 目	単位	金額			摘要
			ホール	講堂	リハーサ ル室	
舞 台 設 備	平台	1台	120円	120円		箱足類を含む。
	演台	一式	360円	360円		司会者台及び花台を含 む。
	指揮台及び 譜面台	1台	360円	360円		

	譜面台	1台	120円	120円	120円	
	譜面灯	1台	120円	120円		
	チェロ台	1台	360円	360円		
	椅子	1脚	120円	120円	120円	
	長机	1台	240円	240円	240円	
	ピアノ椅子 (背もたれ付)	1脚	120円	120円	120円	
	ピアノ椅子 (背もたれなし)	1脚	240円	240円	240円	
	コントラバス用椅子	1脚	120円	120円	120円	
	金びょうぶ	1双	1,960円			
照明設備	照明設備A	一式	12,800円			センターピンスポットを含む。
	照明設備B	一式	6,380円			センターピンスポットを含まない。
	PARライト	1台	360円	360円		
	ベース	1枚	120円	120円		
	スタンド	1本	120円	120円		
	ソースフォー	1台	500円			
	I T O	1台	360円			
音響設備	音響装置	一式	2,530円	1,250円		
	3点吊マイク装置	一式	1,250円			
	コンデンサーマイク	1本	880円	880円		

	ダイナミックマイク	1本	630円	630円		
	ワイヤレスマイク	1本	1,250円	1,250円		ハンド型
	ワイヤレスマイク	1本	1,250円	1,250円		タイピン型
	マイクスタンド	1本	120円	120円		
	録音再生機器	1台	630円	630円		
	スピーカー	1台	630円			
映像設備	スクリーン	一式		630円		
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,250円	1,250円		
	ビデオプロジェクター	1台	1,250円	1,250円		
	録画再生機器	1台	630円	630円		
	スライド	1台	1,250円	1,250円		
	録画装置	一式	1,250円	1,250円		
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1台	12,800円			調律料を含まない。
	ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台	12,800円			調律料を含まない。
	ピアノ（国産フルコンサート）	1台		6,380円	6,380円	調律料を含まない。
	ピアノ（国産フルコンサート）	1台			2,530円	調律料を含まない。

	産ブランド ピアノ)					
	パイプオル ガン	1台	25,610円			練習のみの場合は半額
	電子オルガ ン	1台			2,530円	
	チェンバロ	1台	8,950円	8,950円	8,950円	調律料を含まない。
	マリンバ	1台	1,250円	1,250円	1,250円	
	ティンパニ ー	一式	1,250円	1,250円	1,250円	
	バスドラム 及びスネア ドラム	一式	1,250円	1,250円	1,250円	
	その他打楽 器	一式	1,250円	1,250円	1,250円	
そ の 他	テレビ中継 料	1回	12,800円			
	ラジオ中継 料	1回	6,380円			
	持込器具電 源	1個	120円	120円	120円	
	特殊電源	一式	実費	実費	実費	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡音楽館条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡音楽館の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第22号

静岡科学館条例の一部を改正する条例

静岡科学館条例（平成15年静岡市条例第349号）の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「770円」を「780円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡科学館条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期入館に係る利用料金を支払った者は、施行日以後に当該利用料金に相当する期間において、静岡科学館に入館することができる。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡科学館の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第23号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1施設使用料の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 静岡市葵生涯学習センター使用料

室名	位 置	収 容 人 員	様 式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
				午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
ホ ー ル	1 階	30 人	洋 室 舞 台	2,750 円	3,660 円	3,980 円	5,870 円	6,990 円	9,530 円	5,510 円	7,340 円	7,960 円	11,760 円	14,000 円	19,080 円
第 13 集 会 室	1 階	10 人	洋 室	330円	460円	510円	750円	880円	1,230 円	690円	930円	1,030 円	1,510 円	1,770 円	2,470 円
第 31 集 会 室	3 階	10 人	洋 室	1,160 円	1,560 円	1,690 円	2,510 円	2,980 円	4,060 円	2,340 円	3,130 円	3,400 円	5,040 円	5,990 円	8,120 円
第 32 集 会 室	3 階	15 人	洋 室	380円	530円	560円	880円	1,000 円	1,410 円	790円	1,070 円	1,140 円	1,770 円	2,020 円	2,820 円

第33集 会室	3階 人室	洋 室	540円	730円	770円	1,170 円	1,360 円	1,910 円	1,100 円	1,470 円	1,560 円	2,360 円	2,720 円	3,840 円
第34集 会室	3階 人室	洋 室	350円	480円	530円	790円	920円	1,290 円	730円	970円	1,070 円	1,600 円	1,850 円	2,590 円
第35集 会室	3階 0人	洋 室	1,170 円	1,570 円	1,700 円	2,530 円	3,000 円	4,090 円	2,360 円	3,150 円	3,420 円	5,090 円	6,030 円	8,190 円
小音 楽室	地80 階 人室	洋 室	910円	1,220 円	1,320 円	1,910 円	2,310 円	3,130 円	1,830 円	2,450 円	2,640 円	3,840 円	4,650 円	6,270 円
大音 楽室	3階 0人	洋 室	1,330 円	1,770 円	1,900 円	2,820 円	3,350 円	4,570 円	2,660 円	3,550 円	3,820 円	5,660 円	6,710 円	9,160 円
実技 研修 室	3階 60人	洋 室	1,120 円	1,490 円	1,640 円	2,400 円	2,870 円	3,900 円	2,260 円	3,000 円	3,300 円	4,840 円	5,760 円	7,810 円
和室	3階 15人	和 室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260 円	710円	950円	1,050 円	1,560 円	1,810 円	2,530 円

1			12 畳												
和室 2	3階	15人	和室 12 畳	340円	470円	520円	770円	900円	1,260 円	710円	950円	1,050 円	1,560 円	1,810 円	2,530 円
和室 3	3階	15人	和室 12 畳	340円	470円	520円	770円	900円	1,260 円	710円	950円	1,050 円	1,560 円	1,810 円	2,530 円
和室 4	3階	15人	和室 9 畳	340円	470円	510円	770円	890円	1,250 円	710円	950円	1,030 円	1,560 円	1,790 円	2,510 円
展示 コ ー ナ ー	3階			310円	420円	480円	700円	810円	1,150 円	640円	860円	970円	1,410 円	1,640 円	2,300 円

(2) 静岡市西部生涯学習センター使用料

室名	位 置	収 容 式 人 員	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
			午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
			午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで

ホ 一 ル	2 階	17 人	洋 室 舞 台	1,910 円	2,560 円	2,770 円	4,090 円	4,850 円	6,610 円	3,840 円	5,130 円	5,580 円	8,190 円	9,710 円	13,230 円
第 1 集 会 室	1 階	35 人	洋 室	540円	730円	770円	1,170 円	1,360 円	1,910 円	1,100 円	1,470 円	1,560 円	2,360 円	2,720 円	3,840 円
第 2 集 会 室	1 階	40 人	洋 室	550円	740円	780円	1,190 円	1,380 円	1,940 円	1,120 円	1,490 円	1,580 円	2,400 円	2,760 円	3,890 円
第 3 集 会 室	1 階	40 人	洋 室	550円	740円	780円	1,190 円	1,380 円	1,940 円	1,120 円	1,490 円	1,580 円	2,400 円	2,760 円	3,890 円
第 4 集 会 室	1 階	40 人	洋 室	560円	760円	800円	1,230 円	1,420 円	2,010 円	1,150 円	1,550 円	1,620 円	2,490 円	2,840 円	4,020 円
第 5 集 会 室	2 階	15 人	洋 室	340円	470円	520円	780円	900円	1,260 円	720円	960円	1,050 円	1,570 円	1,810 円	2,540 円
第 2	2 階	20 人	洋 室	350円	490円	530円	800円	930円	1,300 円	740円	990円	1,070 円	1,630 円	1,870 円	2,620 円

6階 集会室								円			円	円	円	円	
第7階 集会室	2	15	洋 人 室	340円	470円	520円	780円	900円	1,260 円	720円	960円	1,050 円	1,570 円	1,810 円	2,540 円
和室	2	15	和 人 室	350円	480円	520円	790円	910円	1,280 円	720円	970円	1,060 円	1,590 円	1,830 円	2,570 円
			8 畳												
料理 実習室	1	24	洋 人 室	560円	760円	790円	1,210 円	1,410 円	1,990 円	1,140 円	1,520 円	1,600 円	2,460 円	2,810 円	3,980 円
			調理 台 4 台												
工 作 室	1	16	洋 人 室	350円	480円	530円	790円	920円	1,290 円	730円	980円	1,060 円	1,610 円	1,850 円	2,590 円
軽 運 動 室	2	50	洋 人 室	760円	1,010 円	1,100 円	1,620 円	1,960 円	2,640 円	1,520 円	2,040 円	2,230 円	3,250 円	3,960 円	5,280 円

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(3) 静岡市東部生涯学習センター使用料

室位 収様	1	第8条第2号又は第3号に該当する場	2	その他の場合の使用料
----------	---	-------------------	---	------------

名	置	容	式	合の使用料																
				午前	午後	夜間	午前	午後	全日	午前	午後	夜間								
							午後	夜間												
				人員																
					午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで				
3階ホール	3階	20人	洋室		1,940円	2,600円	2,810円	4,160円	4,930円	6,720円	3,900円	5,210円	5,650円	8,330円	9,870円	13,450円				
第1集会室	1階	25人	洋室		530円	720円	760円	1,150円	1,340円	1,880円	1,070円	1,450円	1,540円	2,320円	2,680円	3,780円				
第2集会室	1階	25人	洋室		530円	710円	750円	1,140円	1,320円	1,860円	1,070円	1,430円	1,510円	2,300円	2,640円	3,740円				
第3集会室	1階	80人	洋室		780円	1,040円	1,130円	1,670円	2,030円	2,720円	1,580円	2,100円	2,280円	3,370円	4,070円	5,440円				
第4集会室	2階	40人	洋室		550円	750円	790円	1,200円	1,400円	1,960円	1,120円	1,510円	1,600円	2,430円	2,800円	3,940円				

集会室															
第5集会室	2階	40人	洋室	550円	740円	780円	1,190円	1,380円	1,940円	1,120円	1,490円	1,580円	2,400円	2,760円	3,900円
第6集会室	2階	75人	洋室	780円	1,040円	1,130円	1,670円	2,030円	2,720円	1,580円	2,100円	2,280円	3,370円	4,070円	5,440円
第7集会室	2階	50人	洋室	740円	1,000円	1,080円	1,590円	1,940円	2,590円	1,500円	2,010円	2,200円	3,200円	3,890円	5,190円
第8集会室	2階	40人	洋室	540円	730円	770円	1,170円	1,360円	1,920円	1,100円	1,470円	1,560円	2,370円	2,730円	3,850円
第9集会室	2階	45人	洋室	720円	960円	1,050円	1,520円	1,870円	2,500円	1,450円	1,930円	2,130円	3,080円	3,760円	4,990円
第10集会室	3階	15人	和室	340円	470円	510円	770円	890円	1,250円	710円	950円	1,030円	1,560円	1,790円	2,510円

集会室		12畳													
第11集会室	3階	15人	和室	340円	470円	510円	770円	890円	1,250円	710円	950円	1,030円	1,560円	1,790円	2,510円
料理実習室	2階	24人	洋室調理台4台	580円	780円	820円	1,260円	1,460円	2,060円	1,180円	1,580円	1,660円	2,550円	2,930円	4,130円

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(4) 静岡市北部生涯学習センター使用料

室名	位	収容人員	様式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前	午後	全日	午前	午後	夜間	午前	午後	全日
				午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後
3階ホ一	3階	20人	洋室舞台	1,930円	2,580円	2,790円	4,130円	4,890円	6,670円	3,880円	5,170円	5,610円	8,270円	9,790円	13,340円

ル															
第1階集会室	1	25	洋人室	530円	720円	760円	1,150円	1,340円	1,880円	1,070円	1,450円	1,540円	2,320円	2,680円	3,780円
第2階集会室	1	80	洋人室	770円	1,030円	1,120円	1,650円	2,010円	2,690円	1,560円	2,080円	2,260円	3,330円	4,030円	5,380円
第3階集会室	2	25	洋人室	540円	730円	770円	1,170円	1,360円	1,910円	1,100円	1,470円	1,560円	2,360円	2,720円	3,840円
第4階集会室	2	15	洋人室	350円	480円	530円	790円	920円	1,290円	730円	970円	1,070円	1,600円	1,850円	2,590円
第5階集会室	2	15	洋人室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円
第6階集会室	2	70	洋人室	770円	1,030円	1,120円	1,650円	2,010円	2,690円	1,560円	2,080円	2,260円	3,330円	4,030円	5,380円

室															
第7集会室	3階	15人	和室	350円	480円	520円	790円	910円	1,280円	730円	970円	1,050円	1,600円	1,830円	2,570円
第8集会室	3階	15人	和室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円
料理実習室	2階	24人	洋室調理台3台	600円	810円	840円	1,320円	1,510円	2,130円	1,220円	1,640円	1,700円	2,660円	3,030円	4,280円

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(5) 静岡市藁科生涯学習センター使用料

室名	位	収容人員	様式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前	午後	全日	午前	午後	夜間	午前	午後	全日
							午後	夜間					午後	夜間	
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
2	2	20	洋	2,020	2,700	2,900	4,330	5,110	6,970	4,050	5,400	5,820	8,670	10,230	13,950

階	ホ	0	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
階	ホ	0	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	階	55	洋 人 室	720円	960円	1,050 円	1,520 円	1,870 円	2,500 円	1,450 円	1,930 円	2,130 円	3,080 円	3,760 円	5,000 円
第	1	階	集 会 室												
第	2	80	洋 人 室	780円	1,040 円	1,130 円	1,670 円	2,030 円	2,720 円	1,580 円	2,100 円	2,280 円	3,370 円	4,070 円	5,440 円
第	2	階	集 会 室												
第	2	40	洋 人 室	520円	710円	750円	1,130 円	1,320 円	1,850 円	1,050 円	1,430 円	1,510 円	2,280 円	2,640 円	3,710 円
第	3	階	集 会 室												
第	2	15	和 人 室	330円	450円	500円	740円	850円	1,210 円	690円	910円	1,010 円	1,490 円	1,720 円	2,430 円
第	4	階	集 会 室												
第	2	15	和 人 室	330円	460円	500円	750円	860円	1,220 円	690円	930円	1,010 円	1,510 円	1,740 円	2,450 円
第	5	階	集 会 室												
料	1	24	洋	550円	740円	780円	1,190	1,380	1,940	1,120	1,490	1,580	2,400	2,760	3,900

理 実 習 室	階	人 室	調 理 台 4 台				円	円	円	円	円	円	円	円
------------------	---	--------	-----------------------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(6) 静岡市西奈生涯学習センター使用料

室 名	位 置	収 容 人 員	様 式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
				午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで
2 階 ホ ー ル	2 階	24 人	洋 室 舞 台	2,400 円	3,210 円	3,470 円	5,190 円	6,140 円	8,340 円	4,820 円	6,440 円	6,950 円	10,400 円	12,300 円	16,700 円
第 1 集 会 室	2 階	70 人	洋 室	770円	1,030 円	1,120 円	1,650 円	2,010 円	2,690 円	1,560 円	2,080 円	2,260 円	3,330 円	4,030 円	5,380 円
第 2 集	2 階	36 人	洋 室	550円	740円	780円	1,190 円	1,380 円	1,940 円	1,120 円	1,490 円	1,580 円	2,400 円	2,760 円	3,900 円

会 室															
第 3 集 会 室	2 階	45 人	洋 室	740円	990円	1,070 円	1,580 円	1,920 円	2,570 円	1,490 円	2,000 円	2,170 円	3,180 円	3,860 円	5,150 円
第 4 集 会 室	2 階	12 人	和 室 10 畳	340円	470円	520円	770円	900円	1,260 円	710円	950円	1,050 円	1,560 円	1,810 円	2,530 円
第 5 集 会 室	2 階	12 人	和 室 10 畳	340円	470円	520円	770円	900円	1,260 円	710円	950円	1,050 円	1,560 円	1,810 円	2,530 円
料 理 実 習 室	2 階	20 人	洋 室 調 理 台 5 台	580円	780円	820円	1,260 円	1,460 円	2,060 円	1,180 円	1,580 円	1,660 円	2,550 円	2,930 円	4,130 円

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(7) 静岡市南部生涯学習センター使用料

室 名	位 置	収 容 人 員	様 式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日

				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午後6時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
1階ホール	1階	18人	洋室 舞台	1,890円	2,530円	2,750円	4,040円	4,790円	6,530円	3,800円	5,070円	5,530円	8,080円	9,600円	13,070円
第1集会室	2階	26人	洋室	530円	720円	760円	1,150円	1,340円	1,880円	1,070円	1,450円	1,540円	2,320円	2,680円	3,780円
第2集会室	3階	20人	和室 15畳	350円	480円	530円	790円	920円	1,290円	730円	970円	1,070円	1,600円	1,850円	2,590円
第3集会室	3階	70人	洋室	760円	1,020円	1,110円	1,630円	1,990円	2,660円	1,540円	2,060円	2,240円	3,280円	3,990円	5,320円
第4集会室	3階	15人	和室 10畳	340円	470円	510円	770円	890円	1,250円	710円	950円	1,030円	1,560円	1,790円	2,510円

第5階集会室	4	50	洋人室	740円	990円	1,070円	1,580円	1,920円	2,570円	1,490円	2,000円	2,170円	3,180円	3,860円	5,150円
第6階集会室	4	40	洋人室	550円	740円	780円	1,190円	1,380円	1,940円	1,120円	1,490円	1,580円	2,400円	2,760円	3,900円
第7階集会室	4	10	洋人室	330円	460円	510円	750円	880円	1,230円	690円	930円	1,030円	1,510円	1,770円	2,470円
料理実習室	2	24	洋人室調理台4台	580円	790円	820円	1,270円	1,470円	2,070円	1,180円	1,600円	1,660円	2,570円	2,950円	4,150円

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(8) 静岡市長田生涯学習センター使用料

室名	位	収容人員	様式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前	午後	全日	午前	午後	夜間	午前	午後	全日
							午後	夜間						午後	夜間
				午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から

				正午ま で	午後5 時まで	午後9 時30分 まで	午後5 時まで	午後9 時30分 まで	午後9 時30分 まで	正午ま で	午後5 時まで	午後9 時30分 まで	午後5 時まで	午後9 時30分 まで	午後9 時30分 まで
1階ホール	19階	洋人舞台		1,930円	2,590円	2,800円	4,140円	4,910円	6,690円	3,880円	5,190円	5,630円	8,290円	9,830円	13,380円
第1集会室	28階	洋人室		780円	1,040円	1,130円	1,670円	2,030円	2,720円	1,580円	2,100円	2,280円	3,370円	4,070円	5,440円
第2集会室	235階	洋人室		540円	730円	770円	1,170円	1,360円	1,910円	1,100円	1,470円	1,560円	2,360円	2,720円	3,840円
第3集会室	235階	洋人室		540円	730円	770円	1,170円	1,360円	1,910円	1,100円	1,470円	1,560円	2,360円	2,720円	3,840円
第4集会室	215階	和室10畳		350円	480円	520円	790円	910円	1,280円	730円	970円	1,050円	1,600円	1,830円	2,570円
第5階	215階	和室		350円	480円	520円	790円	910円	1,280円	730円	970円	1,050円	1,600円	1,830円	2,570円

集会室		10畳													
第6集会室	3階	80人	洋室	780円	1,050円	1,130円	1,680円	2,040円	2,730円	1,580円	2,120円	2,280円	3,390円	4,090円	5,460円
第7集会室	3階	40人	洋室	550円	750円	790円	1,200円	1,400円	1,960円	1,120円	1,510円	1,600円	2,430円	2,800円	3,940円
料理実習室	3階	24人	洋室調理台3台	600円	810円	840円	1,320円	1,510円	2,130円	1,220円	1,640円	1,700円	2,660円	3,030円	4,280円

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(9) 静岡市大里生涯学習センター使用料

室名	位	収容人員	様式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料							2 その他の場合の使用料						
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分	午前9時から 午後9時30分	午前9時から 正午まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後6時30分	午前9時から 午後5時30分	午後1時から 午後9時30分	午前9時から 午後9時30分		

						まで		まで	まで			まで		まで	まで
2階ホール	2階	30人	洋室 舞台	2,390円	3,190円	3,450円	5,160円	6,100円	8,290円	4,800円	6,400円	6,910円	10,340円	12,220円	16,600円
第1集会室	2階	10人	洋室	1,130円	1,510円	1,660円	2,440円	2,910円	3,960円	2,280円	3,040円	3,340円	4,900円	5,840円	7,920円
第2集会室	2階	40人	洋室	560円	760円	800円	1,220円	1,420円	2,000円	1,140円	1,540円	1,620円	2,470円	2,840円	4,010円
第3集会室	2階	25人	洋室	540円	720円	760円	1,160円	1,340円	1,890円	1,100円	1,450円	1,540円	2,340円	2,680円	3,800円
第4集会室	2階	36人	洋室	750円	1,000円	1,100円	1,600円	1,950円	2,610円	1,510円	2,020円	2,220円	3,220円	3,920円	5,230円
第5集会	3階	12人	和室 10畳	370円	500円	550円	830円	960円	1,360円	770円	1,010円	1,120円	1,680円	1,930円	2,720円

室															
第6階集会室	3	12人	和室10畳	370円	500円	550円	830円	960円	1,360円	770円	1,010円	1,120円	1,680円	1,930円	2,720円
料理実習室	3	30人	洋室調理台6台	820円	1,100円	1,170円	1,770円	2,120円	2,860円	1,660円	2,210円	2,360円	3,560円	4,260円	5,720円
音楽室	3	70人	洋室	770円	1,030円	1,120円	1,650円	2,010円	2,690円	1,560円	2,080円	2,260円	3,330円	4,030円	5,380円

備考 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(10) 静岡市駿河生涯学習センター使用料

室名	位	収容人員	様式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料							2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前	午後	全日	午前	午後	夜間	午前	午後	全日	
							午後	夜間					午後	夜間		
ホール	3	15人	洋室舞	1,990円	2,610円	2,300円	4,190円	4,500円	6,280円	3,980円	5,230円	4,600円	8,380円	9,000円	12,570円	

		台													
30	3	20	洋	620円	730円	730円	1,250	1,360	1,880	1,250	1,460	1,460	2,510	2,720	3,770
1	階	人	室				円	円	円	円	円	円	円	円	円
			防音												
			活動室												
30	3	70	洋	1,040	1,360	1,150	2,200	2,300	3,240	2,090	2,720	2,300	4,400	4,600	6,490
2	階	人	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			活動室												
30	3	30	洋	620円	730円	730円	1,250	1,360	1,880	1,250	1,460	1,460	2,510	2,720	3,770
3	階	人	室				円	円	円	円	円	円	円	円	円
			活動室												
和	3	8	和	200円	310円	200円	410円	410円	620円	410円	620円	410円	830円	830円	1,250
室	階	人	室												円
3			6												
			畳												
和	3	8	和	200円	310円	200円	410円	410円	620円	410円	620円	410円	830円	830円	1,250
室	階	人	室												円
4			6												
			畳												
料	3	20	洋	620円	830円	730円	1,360	1,460	1,990	1,250	1,670	1,460	2,720	2,930	3,980
理	階	人	室				円	円	円	円	円	円	円	円	円
工			調												
房			理												
			台												
			5												

		台													
こ ど も 室	3 階	30 人	洋 室	620円	730円	730円	1,250 円	1,360 円	1,880 円	1,250 円	1,460 円	1,460 円	2,510 円	2,720 円	3,770 円
和 室 1	1 階	15 人	和 室 12 畳			410円						830円			
和 室 2	1 階	15 人	和 室 12 畳			410円						830円			
10 1 活 動 室	1 階	24 人	洋 室 作 業 室			410円						830円			
10 2 活 動 室	1 階	30 人	洋 室			620円						1,250 円			
10 3 活 動 室	1 階	50 人	洋 室			830円						1,670 円			

工 作 室	1 階	24 人	洋 室			410円							830円			
-------------	--------	---------	--------	--	--	------	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--

備考 料理工房の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

(11) 静岡市北部生涯学習センター美和分館使用料

室 名	位 置	収 容 人 員	様 式	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料						2 その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
				午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで
第 1 階 集 会 室	1 階	39 人	洋 室	540円	730円	770円	1,170 円	1,360 円	1,910 円	1,100 円	1,470 円	1,560 円	2,360 円	2,720 円	3,840 円
第 2 階 集 会 室	2 階	39 人	洋 室 防 音	550円	750円	780円	1,200 円	1,390 円	1,950 円	1,120 円	1,510 円	1,580 円	2,430 円	2,780 円	3,920 円
第 3 階 集 会 室	2 階	10 人	洋 室 舞 台	1,160 円	1,560 円	1,690 円	2,510 円	2,980 円	4,060 円	2,340 円	3,130 円	3,400 円	5,040 円	5,990 円	8,120 円
第 2 階	2 階	72 人	洋 室	780円	1,050 円	1,130 円	1,680 円	2,040 円	2,730 円	1,580 円	2,120 円	2,280 円	3,390 円	4,090 円	5,460 円

4階 集会室			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第5階 集会室	290	洋 人室	1,130 円	1,510 円	1,660 円	2,440 円	2,910 円	3,960 円	2,280 円	3,040 円	3,340 円	4,900 円	5,840 円	7,920 円
和室 1	216	和 人室 11.5 畳	350円	490円	530円	800円	930円	1,300 円	730円	990円	1,070 円	1,620 円	1,870 円	2,610 円
和室 2	215	和 人室 10 畳	340円	470円	520円	770円	900円	1,260 円	710円	950円	1,050 円	1,560 円	1,810 円	2,530 円
料理 実習室	218	洋 人室 調理台 3台	540円	720円	760円	1,160 円	1,340 円	1,890 円	1,100 円	1,450 円	1,540 円	2,340 円	2,680 円	3,800 円

備考

- 1 第3集会室及び第4集会室を合わせて利用する場合の収容人員は、200人とする。
- 2 第4集会室及び第5集会室を合わせて利用する場合の収容人員は、200人とする。
- 3 第3集会室、第4集会室及び第5集会室を合わせて利用する場合の収容人員は、300人とする。
- 4 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。

別表第1の2特殊器具等使用料の表中「210円」を「220円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の1交流館使用料の表備考以外の部分を次のように改める。

1 交流館使用料

区分	面積	1 第8条第2号又は第3号に該当する場合の使用料			2 その他の場合の使用料		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
集会室、会議室その他の室（静岡市興津生涯学習交流館多目的ホールを除く。）	50㎡未満	270円	440円	550円	550円	880円	1,100円
	50㎡以上70㎡未満	440円	710円	930円	880円	1,430円	1,870円
	70㎡以上100㎡未満	660円	1,040円	1,370円	1,320円	2,090円	2,750円
	100㎡以上150㎡未満	880円	1,370円	1,650円	1,760円	2,750円	3,300円
	150㎡以上	1,430円	2,200円	2,750円	2,860円	4,400円	5,500円
静岡市興津生涯学習交流館多目的ホール	538㎡	3,300円	4,400円	4,950円	6,600円	8,800円	9,900円

別表第2の2特殊器具等使用料の表中「210円」を「220円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市生涯学習施設条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市生涯学習施設の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第24号

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例

静岡市東海道広重美術館条例（平成20年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「120円」を「130円」に、「240円」を「250円」に改める。

別表第2中「2,050円」を「2,090円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市東海道広重美術館条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市東海道広重美術館の利用料金の設定、利用に係る利用料金の収受、その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第25号

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1陸上競技場の利用料金の限度額の表中

「

専 用 利 用	アマチュアスポー ツ又はレクリエー ションに利用する 場合	一般	9,240円	12,320円	9,240円
		生徒等	6,480円	8,640円	6,480円
	その他の場合		46,200円	61,600円	46,200円

を

」

「

専 用 利 用	アマチュアスポー ツ又はレクリエー ションに利用する 場合	一般	9,420円	12,560円	9,420円
		生徒等	6,600円	8,800円	6,600円
	その他の場合		47,100円	62,800円	47,100円

に

」

改め、別表第1の2屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 屋内プールの利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間		
			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時30分から午後8時30分まで		
専用利用	一般	夏期	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき2,680円		
		通常期	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき4,000円		
	生徒等	夏期	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき1,880円		
		通常期	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき2,800円		
	会議室	A会議室 収容人員70人	1,460円	1,460円	1,460円	2,920円		
		B会議室 収容人員50人	940円	940円	940円	1,880円		
	個人利用	当日券	一般	夏期	210円	210円	210円	210円
				通常期	310円	310円	310円	310円
生徒等			夏期	110円	110円	110円	110円	
			通常期	160円	160円	160円	160円	
整理券		一般	夏期	1人1回1時間につき 100円				
			通常期	1人1回1時間につき 150円				
		生徒等	夏期	1人1回1時間につき 50円				
			通常期	1人1回1時間につき 80円				
回数券(11回分の利用は、1人1の時間区分)	一般	夏期	2,100円					
		通常期	3,100円					
	生徒等	夏期	1,100円					
		通常期	1,600円					

別表第1の3テニスコートの利用料金の限度額の表中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表備考1及び2(1)中「600円」を「610円」に改め、別表第1の4ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,910円	9,210円
		生徒等	5,230円	6,910円
	その他の場合		34,550円	46,050円
個人利用	当日券(1人1プレイにつき)	一般		310円
		生徒等		160円
	回数券(11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ)	一般		3,100円
		生徒等		1,600円

別表第1の5グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

5 グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	3,190円	4,260円
		生徒等	2,120円	3,190円
	その他の場合		15,950円	21,300円
個人利用	当日券(1人1プレイにつき)	一般		210円
		生徒等		110円
	回数券(11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ)	一般		2,100円
		生徒等		1,100円

	イ)		
--	----	--	--

別表第1の6野球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

6 野球場の利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時まで
アマチュアスポーツ	一般	6,270円	8,360円	6,270円
又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等	5,040円	6,720円	5,040円
その他の場合		31,350円	41,800円	31,350円
会議室		1,560円	2,080円	3,120円

別表第1の7クラブハウスの利用料金の限度額の表中「300円」を「310円」に改め、別表第1の8附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表中「2,720円」を「2,770円」に、「1,350円」を「1,380円」に、「250円」を「260円」に、「4,620円」を「4,710円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、別表第1の9その他の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

9 その他の附帯設備の利用料金の限度額

種類	単位	金額	摘要
放送設備	一式1回につき	1,100円	
コードリール	1巻1回につき	100円	
指令台	1台1回につき	210円	
表彰台	1組1回につき	210円	
補助椅子	1脚1回につき	20円	
長椅子	1脚1回につき	30円	
折り畳み机	1脚1回につき	40円	
ストップウォッチ	1個1回につき	20円	
小運動用具	1個1回につき	20円	
陸上競技用具	一式1回につき	4,260円	
サッカー競技用具	一式1回につき	1,050円	
ラグビー競技用具	一式1回につき	1,050円	

ピストル	1丁1回につき	20円	
バトン	1本1回につき	20円	
スターティングブロック	1台1回につき	30円	
やり	1本1回につき	50円	
円盤	1個1回につき	50円	
砲丸	1個1回につき	50円	
ハンマー	1個1回につき	50円	
ハードル	1台1回につき	30円	
走高跳用器具	一式1回につき	530円	
棒高跳用器具	一式1回につき	530円	
3,000メートル障害物	一式1回につき	530円	
距離測定器	1台1回につき	30円	
リボンロッド	1個1回につき	30円	
ライン引器	1台1回につき	50円	
テント	1張1回につき	210円	
電光掲示板	一式1回につき	2,200円	屋内プール用
ビート板	1枚1回につき	20円	屋内プール用
浮島	1組1回につき	210円	屋内プール用
ターゲットバードゴルフ用クラブ	1本1プレイにつき	100円	
ターゲットバードゴルフ用スイングマット	1枚1プレイにつき	50円	
ターゲットバードゴルフ用羽球	1個1プレイにつき	50円	
グラウンドゴルフ用スティック	1本1プレイにつき	100円	
グラウンドゴルフ用ボール	1個1プレイにつき	50円	
野球場本部席	一式1回につき	3,140円	

コインロッカー	1個1回につき	50円	
		20円	屋内プール用
シャワー	1基1人1回につき	50円	クラブハウス用

別表第2の1陸上競技場の利用料金の限度額の表中

「

専用利用	一般	9,240円	12,320円	9,240円	を
	生徒等	6,480円	8,640円	6,480円	

」

「

専用利用	一般	9,420円	12,560円	9,420円	に
	生徒等	6,600円	8,800円	6,600円	

」

改め、別表第2の2体育館の利用料金の限度額の表中

「

専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,480円	4,320円	4,320円	12,960円	を
		生徒等	4,560円	3,040円	3,040円	9,120円	
	その他の場合		32,400円	21,600円	21,600円	64,800円	

」

「

専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,600円	4,400円	4,400円	13,200円	に、
		生徒等	4,620円	3,080円	3,080円	9,240円	
	その他の場合		33,000円	22,000円	22,000円	66,000円	

」

個人利用	当日券	一般	180円	180円	180円	210円

個人利用	当日券	一般	180円	180円	180円	220円

改め、同表備考13中「6,680円」を「6,810円」に改め、別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 武道場の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用 利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーション に利用する場合	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
		生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
個人 利用	当日券	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 100円			
		生徒等	1人1回1時間につき 60円			

別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表備考12中「2,120円」を「2,150円」に改め、別表第2の4水泳場の利用料金の限度額の表中備考以外を次のように改める。

4 水泳場の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	
専用 利用	25メートルプール (円形プールを含む。)		4,170円	5,600円	
	50メートルプール	午前	午後	夜間	

		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
		4,170円	5,600円	8,340円
個人 利用	50メートルプール	入場1回につき 150円		
		回数使用券12枚つづり 1,520円		

別表第2の5アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額の表中

「

専用利用	一般	1,830円	1,220円	1,220円	3,660円
	生徒等	1,290円	860円	860円	2,580円

を

」

「

専用利用	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
	生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円

に

」

改め、別表第2の6附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表中「610円」を「620円」に改め、別表第2の7その他の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

7 その他の附帯設備の利用料金の限度額

種類	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
フットサル用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
柔道畳	1枚	20円
跳び箱	1台	50円
鉄棒	1台	210円

平均台	1台	100円
マット (大)	1枚	50円
マット (小)	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
電光表示器	1台	210円
放送設備	一式	1,100円
ポータブルアンプ	1台	520円
コードリール	1巻	100円
演台	1台	210円
指令台	1台	210円
表彰台	1組	210円
補助椅子	1脚	20円
長椅子	1脚	30円
折り畳み机	1脚	40円
陸上競技用具	一式	4,260円
サッカー競技用具	一式	1,050円
ピストル	1丁	20円
バトン	1本	20円
スターティングブロック	1台	30円
やり	1本	50円
円盤	1個	50円
砲丸	1個	50円
ハンマー	1個	50円
ハードル	1台	30円
走高跳用器具	一式	530円
棒高跳用器具	一式	530円
3,000メートル障害物	一式	530円
距離測定器	1台	30円
リボンロッド	1個	30円

ライン引器	1台	50円
-------	----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市総合運動場条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市西ケ谷総合運動場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく総合運動場の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第26号

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（2）屋内プールの利用料金の限度額の表中

「

	生徒等	夏期	1,000円	を
--	-----	----	--------	---

」

「

	生徒等	夏期	1,000円	に
		通常期	1,500円	

」

改める。

別表第4の1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表備考中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき2,290円をこの表による金額に加算した額とする。

別表第6の1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表備考中16を17とし、15を16とし、14の次に次のように加える。

15 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき2,290円をこの表による金額に加算した額とする。

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表備考中12を削り、13を12とし、14から16までを13から15までとする。

第2条 静岡市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

静岡市清水三保体育館の使用料

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用アリーナ等	一般	利用	4,650円	3,100円	3,100円	6,060円
		ナ	2,340円	1,560円	1,560円	3,030円
	剣道場	一般	930円	620円	620円	1,230円
		生徒等	480円	320円	320円	630円

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

静岡市由比体育館の使用料

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
専用アリーナ等	一般	利用	2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
		ナ	1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	卓球場	一般	390円	260円	260円	340円	420円
		生徒等	300円	200円	200円	250円	300円

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1）アリーナ等の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用アリーナ	アマチュアスポーツ	一般	7,530円	5,020円	5,020円	15,060円
		生徒等	5,280円	3,520円	3,520円	10,560円

		ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合				
		その他の場合	37,650円	25,100円	25,100円	75,300円
剣道 場等	アマチュ	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
	アスポー	生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円
		ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合				
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
会議 室	3階大会議室	2,670円	1,780円	1,780円	5,340円	
多目 的室	多目的室1	1,410円	940円	940円	2,820円	
	多目的室2	1,080円	720円	720円	2,160円	
	多目的室3	1,410円	940円	940円	2,820円	
個人 利用 券	当日	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
	定期 券	一般	1人1月につき 2,250円			
		生徒等	1人1月につき 1,350円			
	整理 券	一般	1人1回1時間につき 100円			
		生徒等	1人1回1時間につき 60円			

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表備考13中「7,610円」を「7,750円」に改め、同1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（2）屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（2）屋内プールの利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで
専 用 利 用	一般	夏期	1コースにつ き1,340円	1コースにつ き1,340円	1コースにつ き1,340円	1コースにつ き2,680円
		通常期	1コースにつ き2,000円	1コースにつ き2,000円	1コースにつ き2,000円	1コースにつ き4,000円
	生徒等	夏期	1コースにつ き940円	1コースにつ き940円	1コースにつ き940円	1コースにつ き1,880円
		通常期	1コースにつ き1,400円	1コースにつ き1,400円	1コースにつ き1,400円	1コースにつ き2,800円
個 人 利 用	当日券 一般	夏期	210円	210円	210円	210円
		通常期	310円	310円	310円	310円
	生徒等	夏期	110円	110円	110円	110円
		通常期	160円	160円	160円	160円
整理券	一般	夏期	1人1回1時間につき 100円			
		通常期	1人1回1時間につき 150円			
	生徒等	夏期	1人1回1時間につき 50円			
		通常期	1人1回1時間につき 80円			
回数券 (11回 分。1 枚の利 用は、 1人一 の時間 区分)	一般	夏期	2,100円			
		通常期	3,100円			
	生徒等	夏期	1,100円			
		通常期	1,600円			

別表第3の2静岡市中央体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市中央体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）	摘要
バスケットボール用具	一式	210円	
バレーボール用具	一式	210円	
ハンドボール用具	一式	210円	
フットサル用具	一式	210円	
テニス用具	一式	210円	
バドミントン用具	一式	100円	
卓球用具	一式	100円	
防球フェンス	1台	20円	
柔道畳	1枚	20円	
跳び箱	1台	50円	
鉄棒	1台	210円	
つり輪	1台	210円	
あん馬	1台	100円	
跳馬	1台	210円	
平行棒	1台	210円	
平均台	1台	100円	
体操用床フロアマット	1組	650円	
マット（大）	1枚	50円	
マット（小）	1枚	30円	
体操全種目用具	一式	7,700円	
ストップウォッチ	1個	20円	
小運動用具	1個	20円	
電光表示器	1台	210円	
放送設備	一式	1,100円	
コードリール	1巻	100円	
演台	1台	210円	
指令台	1台	210円	
補助椅子	1脚	20円	

折り畳み机	1脚	40円	
ビート板	1枚	20円	屋内プール用
浮島	1組	210円	屋内プール用
コインロッカー	1個	50円	
		20円	屋内プール用

別表第4の1静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額

			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
			利用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専 用 利 用	ア リ ア マ チ 一 般	一般		5,160円	3,440円	3,440円	10,320円
		ユ ア ス 生 徒 等		3,630円	2,420円	2,420円	7,260円
		ポ ー ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合					
		その他の場合		25,800円	17,200円	17,200円	51,600円
剣 道 場 等	ア マ チ 一 般	一般		1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
		ユ ア ス 生 徒 等		1,320円	880円	880円	2,640円
		ポ ー ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合					

		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
		多目的室	1,080円	720円	720円	2,160円
個人券	当日	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
利用券	定期	一般	1人1月につき 2,250円			
		生徒等	1人1月につき 1,350円			
	整理券	一般	1人1回1時間につき 100円			
		生徒等	1人1回1時間につき 60円			

別表第4の1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表備考13中「2,290円」を「2,330円」に改め、別表第4の2 静岡市南部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市南部体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
マット（大）	1枚	50円
マット（小）	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1巻	100円
指令台	1台	210円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円
コインロッカー	1個	50円

別表第5の1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改

める。

1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額

			時間区分				
			午前	午後1	午後2	夜間	
利用区分			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
			専 用 利 用	ア リ ー ナ	アマチュ一般	5,160円	3,440円
アスポ ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	生徒等	3,630円			2,420円	2,420円	7,260円
その他の場合		25,800円		17,200円	17,200円	51,600円	
剣 道 場 等	アマチュ一般	1,860円		1,240円	1,240円	3,720円	
	アスポ ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	生徒等		1,320円	880円	880円	2,640円
	その他の場合			9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
多目的室				1,080円	720円	720円	2,160円
個 人 券	当日	一般		180円	180円	180円	220円
		生徒等		90円	90円	90円	110円
利 用 券	定期	一般		1人1月につき 2,250円			
		生徒等	1人1月につき 1,350円				
	整理	一般	1人1回1時間につき 100円				
		生徒等	1人1回1時間につき 60円				

別表第5の1静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表備考13中「1,590円」を「1,620円」に改め、別表第5の2静岡市長田体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部

分を次のように改める。

2 静岡市長田体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
フットサル用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
跳び箱	1台	50円
トランポリン	1台	210円
マット（大）	1枚	50円
マット（小）	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1巻	100円
指令台	1台	210円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円
コインロッカー	1個	50円

別表第6の1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専 ア リ アマチュ 一般	5,160円	3,440円	3,440円	10,320円

利用	一ナ	アスポー	生徒等	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円
		ツ又はレ					
用		クリエー					
		ションに					
		利用する					
		場合					
		その他の場合		25,800円	17,200円	17,200円	51,600円
武 道	場等	アマチュ	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
		アスポー	生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円
		ツ又はレ					
		クリエー					
		ションに					
		利用する					
		場合					
		その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
		多目的室		2,190円	1,460円	1,460円	4,380円
個	当 日	一般		180円	180円	180円	220円
		生徒等		90円	90円	90円	110円
利	定 期	一般		1人1月につき 2,250円			
		生徒等		1人1月につき 1,350円			
	整 理	一般		1人1回1時間につき 100円			
		生徒等		1人1回1時間につき 60円			
券							

別表第6の1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表備考15中「2,290円」を「2,330円」に改め、別表第6の2 静岡市東部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円

ユニホック用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
体操用床フロアマット	1組	650円
マット (大)	1枚	50円
マット (小)	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1巻	100円
指令台	1台	210円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円
コインロッカー	1個	50円

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額

			時間区分			
			午前	午後1	午後2	夜間
利用区分			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
	専 用 利 用	ア リ ア マ チ ユ ー ナ ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合	一般	6,600円	4,400円	4,400円
		生徒等	4,620円	3,080円	3,080円	9,240円
		その他の場合	33,000円	22,000円	22,000円	66,000円
	剣 道	アマチュ一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円

場等	アスポート又はレクリエーションに利用する場合	生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円
	その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
多目的室	多目的室1		1,410円	940円	940円	2,820円
	多目的室2		1,080円	720円	720円	2,160円
個人券	当日一般		180円	180円	180円	220円
	生徒等		90円	90円	90円	110円
利用券	定期一般		1人1月につき 2,250円			
	生徒等		1人1月につき 1,350円			
整理券	一般		1人1回1時間につき 100円			
	生徒等		1人1回1時間につき 60円			

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表備考13中「6,890円」を「7,010円」に改め、別表第7の2 静岡市北部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市北部体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
柔道畳	1枚	20円
マット（大）	1枚	50円
マット（小）	1枚	30円

ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
電光表示器	1台	210円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1巻	100円
演台	1台	210円
指令台	1台	210円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円
コインロッカー	1個	50円

別表第8中備考以外の部分を次のように改める。

別表第8（第16条関係）

静岡市蒲原体育館の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
利用区分	専アマチュアス一般	2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
	用ポーツ又はレ生徒等	1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	利クリエーショ 用ンに利用する 場合					
	その他の場合	11,550円	7,700円	7,700円	9,700円	11,700円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4項から第6項までの規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第3及び別表第7の改正規定 平成31年4月1日
- (3) 第1条中別表第4及び別表第6の改正規定 平成31年7月1日
- (4) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の静岡市体育館条例（以下「2条改正後条例」という。）別表第1から別表第8までの規定は、前項第4号に定める日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条改正条例別表第3の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を利用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 第1条の規定による改正後の静岡市体育館条例（以下「1条改正後条例」という。）別表第3の規定に基づく静岡市中央体育館の利用料金の設定は、附則第1項第2号に定める日前においてもこれを行うことができる。
- 5 1条改正後条例別表第4及び別表第6に基づく静岡市南部体育館及び静岡市東部体育館の利用料金の設定、利用に係る許可の手續、利用料金の収受その他の行為は、附則第1項第3号に定める日前においてもこれを行うことができる。
- 6 2条改正後条例別表第1から別表第8までの規定に基づく体育館の利用に係る使用料の徴収その他の行為又は利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第27号

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例

静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,200円」を「1,220円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「900円」を「930円」に改め、同表備考1中「600円」を「610円」に、「300円」を「310円」に改め、同備考2（1）中「600円」を「610円」に改め、同2（2）中「300円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市城北運動場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市城北運動場の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第28号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

照明規模		利用時間			
		1時間以内	1時間を超え 2時間まで	2時間を超え 3時間まで	3時間を超え 4時間まで
大型照明	10基	1,460円	2,930円	4,420円	5,880円
	8基	1,170円	2,340円	3,520円	4,690円
	7基	1,020円	2,060円	3,100円	4,130円
	6基	880円	1,760円	2,640円	3,520円
	5基	730円	1,460円	2,210円	2,940円
	4基	580円	1,170円	1,760円	2,340円
	2基	290円	590円	890円	1,190円
中型照明		360円	740円	1,120円	1,480円
小型照明		100円	200円	310円	410円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
（施行前の準備）
- 3 新条例別表第2の規定に基づく静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設の使用料の徴収その他行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第29号

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1グラウンド施設の利用料金の限度額の表中「6,170円」を「6,280円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「3,080円」を「3,140円」に改め、同表備考3中「2,570円」を「2,610円」に、「1,020円」を「1,040円」に改め、別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 アリーナ施設の利用料金の限度額

区分			金額（1時間につき）	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	3,140円	6,280円
		生徒等	2,090円	4,180円
	その他の場合	15,700円	31,400円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,040円	2,080円
		生徒等	730円	1,460円

その他の場合	5,200円	10,400円
--------	--------	---------

別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表備考4中「4,110円」を「4,190円」に改め、別表第1の3トレーニング施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 トレーニング施設の利用料金の限度額

区分		金額	
トレーニングルーム	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
	70歳以上の者	1回券	320円
		定期券（1月券）	2,560円
		回数券（12回券）	3,200円
クアプール	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
	70歳以上の者	1回券	320円
		定期券（1月券）	2,560円
		回数券（12回券）	3,200円
トレーニングルーム及びクアプール共通	一般	1回券	830円
		定期券（1月券）	6,640円
	生徒等	1回券	420円
		定期券（1月券）	3,360円
	70歳以上の者	1回券	500円
		定期券（1月券）	4,000円

フィットネスルーム	1時間につき 3,140円
ウェイトリフティング練習場	1時間につき 1,040円
大会議室	1時間につき 3,140円
中会議室	1時間につき 2,090円
小会議室 1	1時間につき 1,040円
小会議室 2	1時間につき 1,040円
小会議室 3	1時間につき 1,040円

別表第1の4附帯設備等の利用料金の限度額の表中「300円」を「310円」に、「820円」を「830円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

宿泊施設の利用料金の限度額

区分		金額
宿泊室（定員2人）	宿泊	1人1泊につき 6,280円
	休憩	1室につき 3,140円
合宿室（定員6人）	宿泊	1人1泊につき 3,660円
	休憩	1室につき 3,140円

別表第2備考2中「3,080円」を「3,140円」に改め、同備考3及び4中「1,030円」を「1,050円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券又は定期券を

有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して静岡市清水ナショナルトレーニングセンターを利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第30号

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第3条中「南グラウンドにあつては午前9時から午後5時30分までと、北グラウンドにあつては午前9時から午後9時まで」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区分		利用時間
南グラウンド	4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで
	6月1日から7月31日まで	午前9時から午後7時まで
	9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	11月1日から翌年の1月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
北グラウンド		午前9時から午後9時まで

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 南グラウンドの利用料金の限度額

利用区分	時間区分	利用料金の限度額			
		午前	午後1	午後2	夜間

4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	5,400円
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	3,780円
	その他の場合		67,500円	67,500円	67,500円	27,000円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	10,800円
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	7,560円
	その他の場合		67,500円	67,500円	67,500円	54,000円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	
	その他の場合		67,500円	67,500円	67,500円	
11月1日から翌年1月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	10,800円	
		生徒等	9,450円	9,450円	7,560円	
	その他の場合		67,500円	67,500円	54,000円	

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 時間区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午前11時30分までの時間
 - (2) 午後1 正午から午後2時30分までの時間
 - (3) 午後2 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 11月1日から翌年1月31日までの期間 午後2時30分から午後4時30分までの時間
 - イ ア以外の期間 午後2時30分から午後5時までの時間
 - (4) 夜間 午後5時から利用時間の終了時までの時間
 - ア 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時か

ら午後6時までの時間

イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間

- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して午前11時30分から正午までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の5分の1に相当する額とする。
- 6 第3条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における金額の5分の2に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 8 第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 10 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 北グラウンドの利用料金の限度額

時間区分		午前	午後1	午後2	午後3	夜間	
		午前9時から午前11時30分まで	正午から午後2時30分まで	午後2時30分から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
グラウンド 利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	10,800円	10,800円
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	7,560円	7,560円
		その他の場合	67,500円	67,500円	67,500円	54,000円	54,000円
照明設備		1時間につき 1,180円					

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 4 利用許可を受けた時間区分を延長して午前11時30分から正午までの時間を利用する場合の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の5分の1の額とする。
- 5 第3条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の5分の2に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までの時間にあつてはこの表の夜間の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 照明設備の利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 11 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第2条 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を次のように改正する。

別表1南グラウンドの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 南グラウンドの利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	5,500円
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	3,850円

	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	27,500円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	11,000円
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円
	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	55,000円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	
	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	
11月1日から翌年1月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	11,000円	
		生徒等	9,620円	9,620円	7,700円	
	その他の場合		68,750円	68,750円	55,000円	

別表2北グラウンドの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

時間区分		午前	午後1	午後2	午後3	夜間	
		午前9時から午前11時30分まで	正午から午後2時30分まで	午後2時30分から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
グラウンド	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	11,000円	11,000円
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円	7,700円
	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	55,000円	55,000円
照明設備		1時間につき 1,200円					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年4月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（附則第4項において「新条例」という。）別表の規定は、前項第3号に定める日（以下この項及び附則第4項において「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 第1条の規定による改正後の静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例別表の規定に基づく静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金の設定、利用に係る許可の手續及びこれに伴う利用料金の收受その他の行為は、附則第1項第2号に定める日前においてもこれを行うことができる。

4 新条例別表の規定に基づく静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第31号

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「250円」を「260円」に改める。

別表第2の1静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額

時間区分				午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
2 階	軽運動 室	収容人員30人	一般	1,230円	820円	820円	2,460円
			生徒等	870円	580円	580円	1,740円
	多目的室			1,230円	820円	820円	2,460円
3 階	体育室	収容人員180人	一般	4,230円	2,820円	2,820円	8,460円
			生徒等	2,970円	1,980円	1,980円	5,940円
	軽運動 室	収容人員40人	一般	1,410円	940円	940円	2,820円
			生徒等	990円	660円	660円	1,980円
	多目的室			1,410円	940円	940円	2,820円
	和室1	収容人員10人		930円	620円	620円	1,860円
和室2	収容人員10人		930円	620円	620円	1,860円	
個人利用	軽運動室（1人 1回につき）	一般	180円	180円	180円	220円	
		生徒等	90円	90円	90円	110円	

体育室（1人1回につき）	一般	180円	180円	180円	220円
	生徒等	90円	90円	90円	110円

別表第2の2静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの附帯設備の利用料金の限度額の表中「510円」を「520円」に改め、別表第2の3静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考1及び2中「510円」を「520円」に改め、別表第2の4静岡市清水長崎新田スポーツ広場の夜間照明施設の利用料金の限度額の表中「1,180円」を「1,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市スポーツ広場条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第1の規定に基づく静岡市由比川河川敷スポーツ広場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。
- 4 新条例別表第2の規定に基づく静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用に係る利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第32号

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	種類	単位	使用料（1回につき）	
			一般利用	学校利用
静岡市梅ヶ島 キャンプ場	大テント	1張	4,770円	1,650円
	10人用テント	1張	1,410円	300円
	8人用テント	1張	1,110円	150円
	6人用テント	1張	790円	150円
	6人用テント（常設）	1張	1,560円	300円
	大バンガロー	1棟	8,800円	1,650円
	テント持込料	1張	450円	無料
静岡市玉川キ ャンプセンタ ー	宿泊棟	1人	860円	150円
	大バンガロー	1棟	8,800円	1,650円
	小バンガロー	1棟	5,260円	950円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づくキャンプ場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第33号

静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

静岡市多目的スポーツグラウンド条例（平成16年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		使用料（1利用区分帯につき）		
		備考3の3時間 までごとに区分 した時間帯	備考3の1時間 ごとに区分した 時間帯	備考3の2時間 に区分した時間 帯
アマチュアスポ ーツ又はレクリ エーションに利 用する場合	一般	9,420円	3,140円	6,280円
	生徒等	7,560円	2,520円	5,040円
その他の場合		47,100円	15,700円	31,400円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の静岡市多目的スポーツグラウンド条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンドの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第34号

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市清水庵原球場条例(平成17年静岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第19条とし、第13条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1号中「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「午前9時から午後9時まで」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり」に改め、同条ただし書中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条に次の表を加える。

区分		開場時間
本球場		午前9時から午後9時まで
第2球場	4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで
	6月1日から7月31日まで	午前9時から午後7時まで
	9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	11月1日から翌年の1月31日まで	午前9時から午後4時まで

第4条を第5条とする。

第3条中「静岡市清水庵原球場（以下「球場」という。）」を「球場」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（球場の構成）

第3条 静岡市清水庵原球場（以下「球場」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 本球場
- (2) 第2球場
- (3) 前2号の施設に附帯する施設

別表中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同表1施設の利用料金の限度額の表中「1施設の利用料金の限度額」を「1 本球場の利用料金の限度額」に改め、同表備考5中「第4条ただし書」を「第5条ただし書」に改め、同備考7中「第5条ただし書」を「第6条ただし書」に改め、同備考11を次のように改める。

11 本球場の利用料金の限度額には、室内練習場の利用を含む。

別表2附帯施設の利用料金の限度額の表備考2中「利用料金により利用できる施設には、会議室」を「利用料金の限度額には、会議室の利用」に改め、同備考3中「1施設の利用料金の限度額の表の施設」を「本球場」に改め、同備考5中「施設の」を削り、同表を別表3附帯施設の利用料金の限度額の表とし、同表の前に次のように加える。

2 第2球場の利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		4月1日から5月31日	一般	1,500円
まで及び8月1日から 8月31日まで	生徒等	1,200円	1,600円	400円
	6月1日から7月31日	一般	1,500円	2,000円
まで	生徒等	1,200円	1,600円	800円
	9月1日から10月31日	一般	1,500円	2,000円
まで及び2月1日から 3月31日まで	生徒等	1,200円	1,600円	
	11月1日から翌年1月	一般	1,500円	1,500円
31日まで	生徒等	1,200円	1,200円	

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 時間区分は、次のとおりとする。
- (1) 午前 午前9時から正午までの時間
- (2) 午後 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
- ア 11月1日から翌年1月31日までの期間 午後1時から午後4時までの時間
- イ ア以外の期間 午後1時から午後5時までの時間
- (3) 夜間 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
- ア 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
- イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第5条ただし書の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 7 第6条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

第2条 静岡市清水庵原球場条例の一部を次のように改正する。

別表1 本球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 本球場の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツ又は	一般	7,530円	10,040円	7,530円

レクリエーションに利用 する場合	生徒等	5,970円	7,960円	5,970円
その他の場合		37,650円	50,200円	37,650円

別表3 附帯施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 附帯施設の利用料金の限度額

区分		単位	金額
照明施設	全点灯	1時間につき	2,820円
	3分の2点灯	1時間につき	1,880円
	3分の1点灯	1時間につき	940円
室内練習場		1室1時間につき	520円
本部設備		一式1回につき	3,140円
会議室	大会議室	1時間につき	410円
	小会議室	1時間につき	210円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
 - (3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の静岡市清水庵原球場条例（附則第4項において「新条例」という。）別表の規定は、前項第3号に定める日（以下この項及び附則第4項において「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 附則第1項第2号に定める日以後の静岡市清水庵原球場の第2球場の利用料金の設定、利用に係る許可の手続、利用料金の收受その他の行為は、同日以前においてもこれを行うことができる。
- 4 新条例別表の規定に基づく静岡市清水庵原球場の利用に係る利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第35号

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例

静岡市テニス広場条例（平成26年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市中島テニス広場の使用料の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考1及び2中「510円」を「520円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（1）テニス広場の使用料の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考1及び2中「510円」を「520円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（2）附帯設備使用料の表中「250円」を「260円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市テニス広場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づくテニス広場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水社会福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第36号

静岡市清水社会福祉会館条例の一部を改正する条例

静岡市清水社会福祉会館条例（平成15年静岡市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

区分	使用料					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	2,510円	3,580円	3,580円	6,090円	7,160円	9,680円
中会議室	1,790円	2,550円	2,550円	4,340円	5,110円	6,900円
調理実習室	1,210円	1,720円	1,720円	2,940円	3,450円	4,670円
機能訓練室	3,060円	4,360円	4,360円	7,430円	8,730円	11,800円
多目的ホール	5,780円	8,230円	8,230円	14,010円	16,460円	22,250円

別表第2中「610円」を「620円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の静岡市清水社会福祉会館条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水社会福祉会館の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第37号

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市地域福祉交流プラザ条例(平成16年静岡市条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

区分	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後1時 から午後 9時まで	午前8時 30分から 午後9時 まで
第1会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
第2会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
第3会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市地域福祉交流プラザ条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市地域福祉交流プラザの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第38号

静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例

静岡市地域福祉共生センター条例（平成30年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	2,600円	3,480円	2,600円	6,960円	6,960円	10,450円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の静岡市地域福祉共生センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 新条例別表の規定に基づく静岡市地域福祉共生センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第39号

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表2 静岡市清水中央老人福祉センターの目的外利用の利用金額の限度額の表を次のように改める。

2 静岡市清水中央老人福祉センターの目的外利用の利用料金の限度額

区分	金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
教養娯楽室1	830円	1,190円	1,190円	2,030円	2,380円	3,220円
教養娯楽室2	830円	1,190円	1,190円	2,030円	2,380円	3,220円
集会室	3,090円	4,400円	4,400円	7,490円	8,800円	11,890円
浴室	13歳以上の者	入浴1回につき310円				
	3歳以上13歳未満の者	入浴1回につき150円				

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市清水中央老人福祉センターの利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第40号

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市世代間交流センター条例(平成15年静岡市条例第141号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

1 静岡市清水北部交流センター

(1) 中会議室1、中会議室2、小会議室、調理実習室及び多目的ホール

区分	利用料金の限度額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
中会議室1	860円	1,410円	1,860円	2,280円	3,270円	4,140円
中会議室2	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円
小会議室	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円
調理実習室	1,300円	2,070円	2,740円	3,380円	4,810円	6,120円
多目的ホール	1,740円	2,740円	3,300円	4,490円	6,040円	7,790円

(2) 大広間、和室1、和室2及び和室3

区分	利用料金の限度額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午前9時から午後4時まで
大広間	1,740円	2,740円	4,490円
和室1	540円	860円	1,100円

和室2	540円	860円	1,100円
和室3	860円	1,410円	2,280円

(3) 浴室

区分		利用料金の限度額 (入浴1回につき)
60歳以上	市内に居住する者	100円
	市外に居住する者	310円
13歳以上60歳未満		310円
3歳以上13歳未満		150円

2 静岡市清水南部交流センター

区分	利用料金の限度額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
和室	860円	1,410円	1,860円	2,280円	3,270円	4,140円
小会議室	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円
多目的ホール	1,300円	2,070円	2,740円	3,380円	4,810円	6,120円
作業室	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円

3 静岡市由比交流センター

(1) 大広間及び娛樂室

区分	単位	利用料金の限度額
大広間	1人1回につき	520円
娛樂室	1室1時間につき	520円

(2) 浴室

区分		利用料金の限度額 (入浴1回につき)
60歳以上	市内に居住する者	100円
	市外に居住する者	310円
13歳以上60歳未満		310円
3歳以上13歳未満		150円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市世代間交流センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく世代間交流センターの利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第41号

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例

静岡市立こども園条例（平成26年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

静岡市立新富町こども園	静岡市葵区新富町三丁目21番地の2
-------------	-------------------

を

」

「

静岡市立新富町こども園	静岡市葵区田町三丁目46番地の5
-------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第42号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第43号

静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例

静岡市こころの健康センター条例（平成16年静岡市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

静岡市障害者歯科保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第44号

静岡市障害者歯科保健センター条例の一部を改正する条例

静岡市障害者歯科保健センター条例（平成17年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「口腔衛生」を「^{くう}口腔衛生」に改める。

第6条第2項第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第45号

静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例

静岡市立清水病院条例（平成15年静岡市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

静岡市急病センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第46号

静岡市急病センター条例の一部を改正する条例

静岡市急病センター条例（平成15年静岡市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第47号

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「189円」を「192円」に、「83円」を「84円」に改め、同項第2号ア中「1,080円」を「1,100円」に改め、同号イ中「1,080円」を「1,100円」に、「108円」を「110円」に改め、同項第3号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

第15条第2項第1号ア及びイ中「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第2項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に手数料を納付した容器による一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第48号

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例

静岡市資源循環啓発施設条例（平成25年静岡市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第9条関係）

1 工房及び市民活動スペース使用料

区分	使用料		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 4時まで	午前9時から午後 4時まで
工房2	310円	310円	620円
工房3	620円	620円	1,240円
市民活動スペース1	1,360円	1,360円	2,720円
市民活動スペース2	1,670円	1,670円	3,340円
市民活動スペース3	520円	520円	1,040円

2 特殊器具等使用料

区分	単位	使用料
電気陶芸窯		電気の使用量に応ずる実費相当額
ロッカー	1個1月につき	310円
棚	1段1月につき	310円

備考 利用期間に1月に満たない端数がある場合は、これを1月として計算する。

別表第2の1体験施設使用料の表中「3,080円」を「3,140円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市資源循環啓発施設条例（以下「新条例」という。）別表第1の1工房及び市民活動スペース使用料の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1の2特殊器具等使用料の表の規定は、利用期間が施行日以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表第1の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第49号

静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（平成24年静岡市条例第9号）
の一部を次のように改正する。

本則第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、本則第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第50号

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例

静岡市霊柩自動車利用条例（平成15年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表中「8,250円」を「8,400円」に、「4,720円」を「4,810円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市霊柩自動車利用条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市霊柩自動車の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市営墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第51号

静岡市営墓地条例の一部を改正する条例

静岡市営墓地条例（平成15年静岡市条例第183号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

墓地区分		管理料（1墓所につき）	
愛宕霊園	普通墓所	1号区	11,760円
		2号区	7,010円
		3号区	5,500円
		4号区	4,740円
		5号区	3,820円
沓谷霊園	普通墓所	42,560円以内の範囲において規則で定める額	
沼上霊園	普通墓所	1号区	4,310円
		2号区	3,820円
	芝生墓所		5,620円
	壁面式墓所		3,630円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市営墓地条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、平成31年度以後の年度分の管理料について適用し、平成30年度までの年度分の管理料につい

ては、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第2の規定に基づく墓地の管理に係る管理料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第52号

静岡市納骨堂条例の一部を改正する条例

静岡市納骨堂条例（平成15年静岡市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第8条の表中「104,850円」を「106,790円」に、「5,230円」を「5,330円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市納骨堂条例（以下「新条例」という。）第8条の表期限付利用の項の規定は、利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条の規定及び前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き利用する場合の施行日以後の期限付利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 4 新条例第8条の規定に基づく静岡市愛宕霊堂の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第53号

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市勤労者福祉センター条例(平成15年静岡市条例第186号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)専用利用その1の表中

「

情報交 流室	2 階	30 人	1,680 円	1,120 円	1,120 円	1,960 円	2,800 円	2,240 円	3,080 円	3,920 円	4,200 円	5,880 円
O A ル ーム1	2 階	12 人	3,390 円	2,260 円	2,260 円	3,950 円	5,650 円	4,520 円	6,210 円	7,910 円	8,470 円	11,860 円
O A ル ーム2	2 階	15 人	3,840 円	2,560 円	2,560 円	4,480 円	6,400 円	5,120 円	7,040 円	8,960 円	9,600 円	13,440 円

を

」

「

情報交 流室	2 階	30 人	1,710 円	1,140 円	1,140 円	1,990 円	2,850 円	2,280 円	3,130 円	3,990 円	4,270 円	5,980 円
O A ル ーム1	2 階	12 人	3,450 円	2,300 円	2,300 円	4,020 円	5,750 円	4,600 円	6,320 円	8,050 円	8,620 円	12,070 円
O A ル ーム2	2 階	15 人	3,900 円	2,600 円	2,600 円	4,550 円	6,500 円	5,200 円	7,150 円	9,100 円	9,750 円	13,650 円

に

改め、別表第1(2)専用利用その2の表中「5,910円」を「6,020円」に改め、別表第1(3)個人利用の表中「510円」を「520円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

別表第2の1施設の利用料金の限度額(1)専用利用その1の表を次のように改める。

(1) 専用利用その1

室名	位 置	収 容 人 員	時間区分									
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
			午前10 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時30分 から午 後5時 30分ま で	午後6 時から 午後10 時まで	午前10 時から 午後3 時まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から 午後5 時30分 まで	午前10 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後10 時まで
多 目 的 室	3 階	150 人	6,080 円	6,080 円	6,080 円	12,160 円	12,160 円	12,160 円	18,240 円	18,240 円	24,320 円	30,400 円
第1 研 修 室	3 階	36 人	2,220 円	2,220 円	2,220 円	4,440 円	4,440 円	4,440 円	6,660 円	6,660 円	8,880 円	11,100 円
和 室	2 階	36 人	2,860 円	2,860 円	2,860 円	5,720 円	5,720 円	5,720 円	8,580 円	8,580 円	11,440 円	14,300 円
第2 研 修 室	3 階	20 人	1,540 円	1,540 円	1,540 円	3,080 円	3,080 円	3,080 円	4,620 円	4,620 円	6,160 円	7,700 円
第3 研 修 室 (O A ル ム 1)	3 階	10 人	3,160 円	3,160 円	3,160 円	6,320 円	6,320 円	6,320 円	9,480 円	9,480 円	12,640 円	15,800 円
第4 研 修 室 (O A ル ム 1)	3 階	10 人										

2)											
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2の1施設の利用料金の限度額(2)専用利用その2の表中「9,400円」を「9,570円」に改め、同1施設の利用料金の限度額(3)個人利用の表中「540円」を「550円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、別表第2の2特殊器具等の利用料金の限度額の表中「1,540円」を「1,560円」に改める。

別表第3の1施設の利用料金の限度額(1)専用利用その1の表を次のように改める。

(1) 専用利用その1

室名	位置	収容 人員	時間区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで
多目的ホール	1階	507人	31,420 円	41,900 円	41,900 円	73,320 円	83,800 円	115,220 円
大会議室	7階	180人	26,400 円	31,420 円	31,420 円	57,820 円	62,840 円	89,240 円
中会議室A	7階	50人	8,890円	10,600 円	10,600 円	19,490 円	21,200 円	30,090 円
小会議室B	7階	24人	7,000円	8,410円	8,410円	15,410 円	16,820 円	23,820 円
中会議室C	7階	50人	8,890円	10,600 円	10,600 円	19,490 円	21,200 円	30,090 円
小会議室1	7階	24人	7,000円	8,410円	8,410円	15,410 円	16,820 円	23,820 円
小会議室2	7階	18人						
研修室大	6階	90人	9,420円	11,300 円	11,300 円	20,720 円	22,600 円	32,020 円
研修室小	6階	45人	7,470円	8,890円	8,890円	16,360 円	17,780 円	25,250 円
コンピューター	6階	25人	5,020円	5,960円	5,960円	10,980	11,920	16,940

ルームA						円	円	円
コンピューター ルームB	6階	25人						
和室（さんごじ ゆ）	5階	16人	3,240円	3,870円	3,870円	7,110円	7,740円	10,980 円
和室（やまもも）	5階	16人						
和室（はなみず き）	5階	16人						
茶室（清風庵）	5階	8人						
楽屋1	1階	15人	930円	1,250円	1,250円	2,180円	2,500円	3,430円
楽屋2	1階	15人						
楽屋3	1階	2人						
リハーサル室	5階	60人	5,960円	7,110円	7,110円	13,070 円	14,220 円	20,180 円

別表第3の1施設の利用料金の限度額（2）専用利用その2の表中「2,050円」を「2,080円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「10,170円」を「10,350円」に、「5,850円」を「5,950円」に改め、同1施設の利用料金の限度額（3）個人利用の表中「820円」を「830円」に、「8,200円」を「8,300円」に改め、別表第3の2特殊器具等の利用料金の限度額の表を次のように改める。

2 特殊器具等の利用料金の限度額

名称	単位	金額（1回につき）	利用場所
ビデオプロジェクター220インチ	一式	2,080円	多目的ホール
ビデオプロジェクター150インチ	一式	1,030円	中会議室C
ビデオプロジェクター100インチ	一式	1,030円	研修室大
ビデオプロジェクター70インチ	一式	1,030円	中会議室A
ビデオプロジェクター42インチ	一式	1,030円	研修室小
移動式ビデオプロジェクター	一式	1,030円	
7階パントリー	一式	10,470円	大会議室、中会議室A及び 中会議室C
1階パントリー	一式	10,470円	多目的ホール
照明設備	一式	5,230円	多目的ホール

コンサートピアノ	一式	4,180円	多目的ホール
金びょうぶ	半双	2,080円	多目的ホール及び大会議室
アンサンブルピアノ	一式	2,080円	リハーサル室
茶道具	一式	1,030円	茶室
パソコン（団体利用）	1台	100円	コンピュータールームA及びコンピュータールームB
パーテーション	1枚	510円	
白布（縦1,800ミリメートル×横6,400ミリメートル）	1枚	300円	
白布（縦1,300ミリメートル×横2,200ミリメートル）	1枚	150円	
毛せん	1枚	510円	
舞台照明・音響特別仕様	1人	10,470円	多目的ホール

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市勤労者福祉センター条例（以下「新条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数券又は施行日前に利用料金を支払った回数券若しくは定期券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して当該施設を利用することができる。

（施行前の準備）

- 4 新条例別表第1の規定に基づく静岡市南部勤労者福祉センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。
- 5 新条例別表第2及び別表第3の規定に基づく静岡市北部勤労者福祉センター及び静岡市東部勤労者福祉センターの利用に係る利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前におい

でもこれを行うことができる。

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第54号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表1 創作体験施設の利用料金の限度額（1）一般体験アのセット体験コースの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア セット体験コース

種類	区分		単位	金額
竹千筋細工	虫籠		1回につき	1,780円
	花器			2,200円
指物	六角小箱			2,300円
木製履物	ミニ下駄			1,400円
漆器	箸			1,980円
和染	ハンカチ			1,150円
	のれん			2,200円
陶芸	手ひねり			2,090円
	電動ろくろ			3,350円
	絵付け	湯のみ		1,460円
		皿		1,460円
レーザー加工	キーホルダー			1,150円
サンドブラスト	コップ			1,150円

別表1 創作体験施設の利用料金の限度額（1）一般体験イ自由体験コースの表中「720円」を

「730円」に改め、同1 創作体験施設の利用料金の限度額（2）教室体験の表中「20,570円」を「20,950円」に改め、別表2 駐車場の利用料金の限度額の表中「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第55号

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市清水産業・情報プラザ条例（平成15年静岡市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1施設の利用料金の限度額の表を次のように改める。

1 施設の利用料金の限度額

区分	金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
情報機器室（1区画につき）	940円	1,250円	940円	2,190円	2,190円	3,130円
研修室1	4,710円	6,280円	4,710円	10,990円	10,990円	15,700円
研修室2	3,140円	4,180円	3,140円	7,320円	7,320円	10,460円
会議室1	3,140円	4,180円	3,140円	7,320円	7,320円	10,460円
会議室2	620円	830円	620円	1,450円	1,450円	2,070円

別表第1の2設備（特殊機器）の利用料金の限度額の表中「1,020円」を「1,040円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第2中「1,540円」を「1,570円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「8,220円」を「8,380円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市清水産業・情報プラザ条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 新条例別表第2の規定は、利用期間が施行日以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 新条例別表第2及び前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き利用する場合の施行日以後の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

5 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水産業・情報プラザの施設及び設備の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第56号

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市産学交流センター条例（平成16年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1施設の利用料金の限度額の表を次のように改める。

1 施設の利用料金の限度額

室名	面積	金額							
		午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 30分から 午後5時 30分まで	午後6時 から午後 8時まで	午後8時 から午後 10時まで	午前9時 30分から 午後5時 30分まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 30分から 午後10時 まで
大会議室	126m ²	5,230円	4,190円	4,190円	5,020円	5,020円	13,610円	18,420円	23,650円
小会議室 1	61m ²	2,520円	2,020円	2,020円	2,420円	2,420円	6,560円	8,880円	11,400円
小会議室 2	53m ²	2,200円	1,760円	1,760円	2,110円	2,110円	5,720円	7,740円	9,940円
演習室1	57m ²	2,350円	1,880円	1,880円	2,260円	2,260円	6,110円	8,280円	10,630円
演習室2	56m ²	2,310円	1,850円	1,850円	2,220円	2,220円	6,010円	8,140円	10,450円
演習室3	70m ²	2,900円	2,320円	2,320円	2,780円	2,780円	7,540円	10,200円	13,100円
演習室4	78m ²	3,230円	2,580円	2,580円	3,100円	3,100円	8,390円	11,360円	14,590円
プレゼン テーショ ンルーム	179m ²	7,430円	5,950円	5,950円	7,140円	7,140円	19,330円	26,180円	33,610円

別表第1の2設備（特殊機器）の利用料金の限度額の表中「1,020円」を「1,040円」に、「510

円」を「520円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第2中「1,460,570円」を「1,487,610円」に改める。

別表第3中「3,000円」を「3,050円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市産学交流センター条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2及び別表第3の規定は、利用期間が施行日以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第2及び別表第3並びに前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き利用する場合の施行日以後の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 5 新条例別表第1から別表第3までの規定に基づく静岡市産学交流センターの施設及び設備の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第57号

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部を改正する条例

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例（平成19年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表1 施設使用料（1）ギャラリー使用料の表中「20,500円」を「20,900円」に改め、同1施設使用料（2）交流研修ルーム等使用料の表中

「

交流研修 ルーム	2階	54m ²	2,800 円	5,600 円	5,600 円	8,400 円	11,200 円	14,000 円
多目的ル ーム	2階	91m ²	4,520 円	9,040 円	9,040 円	13,560 円	18,080 円	22,600 円

を

」

「

交流研修 ルーム	2階	54m ²	2,860 円	5,720 円	5,720 円	8,580 円	11,440 円	14,300 円
多目的ル ーム	2階	91m ²	4,620 円	9,240 円	9,240 円	13,860 円	18,480 円	23,100 円

に

」

改め、別表2 設備（特殊機器）使用料の表中「770円」を「780円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例（以下、「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市こどもクリエイティブタウン条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第58号

静岡市こどもクリエイティブタウン条例の一部を改正する条例

静岡市こどもクリエイティブタウン条例（平成23年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市こどもクリエイティブタウン条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に期間入館に係る入館料を納付した者は、同日以後に当該入館料に相当する期間において、静岡市こどもクリエイティブタウンに入館することができる。

静岡市温泉条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第59号

静岡市温泉条例の一部を改正する条例

静岡市温泉条例（平成15年静岡市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2中「1,150円」を「1,170円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「680円」を「700円」に、「760円」を「770円」に、「620円」を「630円」に、「57円」を「58円」に、「670円」を「690円」に、「62円」を「63円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市温泉条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の検査に係る手数料について適用し、施行日前の検査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2の規定は、平成31年10月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同月の前月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 4 新条例別表第1の規定に基づく手数料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市温泉浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第60号

静岡市温泉浴場条例の一部を改正する条例

静岡市温泉浴場条例（平成15年静岡市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,000円」を「1,040円」に、「500円」を「520円」に改める。

別表第2中「4,000円」を「4,190円」に、「1,500円」を「1,570円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市温泉浴場条例別表第1及び別表第2の規定に基づく同条例第2条に規定する温泉浴場の利用料金の設定は、この条例の施行の前においてもこれを行うことができる。

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第61号

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例

静岡市ふれあい健康増進館条例(平成15年静岡市条例第193号)の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の限度額

区分		金額	
1日 使用	全日使用券	15歳以上の者	1,010円
		3歳以上15歳未満の者	510円
	夜間使用券(午後 5時以降)	15歳以上の者	500円
		3歳以上15歳未満の者	250円
	回数券(6回分)	15歳以上の者	5,050円
		3歳以上15歳未満の者	2,550円
	団体使用券(15人 以上)	15歳以上の者	1人につき 610円
		3歳以上15歳未満の者	1人につき 310円
期間 使用	3月使用券	15歳以上の者	12,220円(70歳以上の者については、9,160円)
		3歳以上15歳未満の者	6,110円
	6月使用券	15歳以上の者	21,380円(70歳以上の者については、15,270円)
		3歳以上15歳未満の者	10,690円
	年間使用券	15歳以上の者	37,680円(70歳以上の者について

		は、25,460円)
	3歳以上15歳未満の者	18,840円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市ふれあい健康増進館条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券又は期間使用に係る使用券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は期間使用に係る使用券を使用して静岡市ふれあい健康増進館を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第62号

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例（平成15年静岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に、「2,000円」を「2,090円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「1,000円」を「1,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第3項の規定 公布の日

（2）別表の改正規定（「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める部分に限る。） 平成31年4月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 新条例別表の規定に基づく静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市日影沢親水園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第63号

静岡市日影沢親水園条例の一部を改正する条例

静岡市日影沢親水園条例（平成15年静岡市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「3,000円」を「3,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市日影沢親水園条例第9条第3項の規定に基づく静岡市日影沢親水園の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市リバウエル井川リフト条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第64号

静岡市リバウエル井川リフト条例の一部を改正する条例

静岡市リバウエル井川リフト条例（平成15年静岡市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「1,040円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第65号

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例（平成15年静岡市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表1 テントサイト及び温泉入浴施設の利用料金の限度額の表中「6,500円」を「6,800円」に、「5,000円」を「5,230円」に、「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に改め、別表2 付帯設備の利用料金の限度額の表中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市南アルプス井川オートキャンプ場の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市都市山村交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第66号

静岡市都市山村交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市都市山村交流センター条例（平成15年静岡市条例第350号）の一部を次のように改正する。

別表1 施設使用料の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 静岡市藁科都市山村交流センター

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
体験学習室	1,000円	1,340円	2,350円
総合学習室	1,000円	1,340円	2,350円
地域交流室	2,010円	2,680円	4,700円

(2) 静岡市賤機都市山村交流センター

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
地域交流室	1,150円	1,520円	2,680円
体験学習室	490円	670円	1,170円
集会室A（ステージを含む。）	2,010円	2,680円	4,700円
集会室B	2,010円	2,680円	4,700円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市都市山村交流センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく都市山村交流センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第67号

静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例

静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例（平成25年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「16,450円」を「16,760円」に、「32,900円」を「33,520円」に、「300円」を「310円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同表備考5中「4,110円」を「4,190円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 別表の規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場を利用することができる。

（施行前の準備）

- 4 新条例別表の規定に基づく静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第68号

港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例

港湾会館清水日の出センター条例（平成15年静岡市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条、第14条関係）

1 大ホール等の利用料金の限度額

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
大ホール	平日	45,590円	60,970円	60,970円	167,530円
	休日	54,880円	73,150円	73,150円	201,180円
大会議室	平日	14,840円	19,640円	19,640円	54,120円
	休日	17,720円	23,700円	23,700円	65,120円
中会議室	平日	5,430円	7,360円	7,360円	20,150円
	休日	6,620円	8,740円	8,740円	24,100円
小会議室	平日	4,260円	5,760円	5,760円	15,780円
	休日	5,220円	6,930円	6,930円	19,080円
和室A	平日	2,340円	3,190円	3,190円	8,720円
	休日	2,880円	3,840円	3,840円	10,560円
和室B	平日	2,550円	3,620円	3,620円	9,790円
	休日	3,190円	4,260円	4,260円	11,710円
展示室	平日	19,530円	22,840円	22,840円	65,210円

	休日	22,840円	26,150円	26,150円	75,140円
--	----	---------	---------	---------	---------

2 別館の利用料金の限度額

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
展示場	平日	8,740円	10,240円	10,240円	29,220円
	休日	10,240円	11,740円	11,740円	33,720円

3 冷暖房の利用料金の限度額

区分	金額（1時間につき）
大ホール	6,930円
大会議室	740円
中会議室	270円
小会議室	220円
和室A	130円
和室B	150円
展示室	960円

4 備品（器具）の利用料金の限度額

区分	単位	金額			
		午前	午後	夜間	全日
折り畳み机	1脚につき	50円	50円	50円	150円
折り畳み椅子	1脚につき	10円	10円	10円	30円
移動ステージ	一式につき	5,830円	5,830円	5,830円	17,490円
演台	1台につき	110円	110円	110円	330円
花台	1台につき	110円	110円	110円	330円
移動展示用パネル	1枚につき	50円	50円	50円	150円
展示用机	1台につき	50円	50円	50円	150円
ローリングタワー	1基につき	5,500円	5,500円	5,500円	16,500円
パーライト	1台につき	110円	110円	110円	330円
1キロワット	1台につき	110円	110円	110円	330円

平凸レンズ ポット					
500ワット平 凸レンズスポ ット	1台につき	50円	50円	50円	150円
1キロワット フレネルレン ズスポット	1台につき	110円	110円	110円	330円
500ワットフ レネルレンズ スポット	1台につき	50円	50円	50円	150円
カッタースポ ット	1台につき	550円	550円	550円	1,650円
ピンスポット	1台につき	550円	550円	550円	1,650円
エフェクトス ポット	一式につき	550円	550円	550円	1,650円
オーロラマシ ン	1台につき	550円	550円	550円	1,650円
ミラーボール	1基につき	550円	550円	550円	1,650円
移動式スピー カー	1台につき	770円	770円	770円	2,310円
床上式マイク スタンド	1本につき	50円	50円	50円	150円
卓上式マイク スタンド	1本につき	50円	50円	50円	150円
レクチャーア ンプ	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
カセットデッ キ	一式につき	550円	550円	550円	1,650円
レコードプレ	一式につき	550円	550円	550円	1,650円

ーヤー					
ボーカル用スタンドマイク	1本につき	770円	770円	770円	2,310円
ワイヤレスマイク	一式につき	550円	550円	550円	1,650円
スピーチ用マイク	一式につき	550円	550円	550円	1,650円
コンセント	1口につき	160円	160円	160円	480円
ビデオカセットレコーダー	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
ビデオディスクレコーダー	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
オーバーヘッドプロジェクター	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
16ミリ映写機	1台につき	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円
スライド映写機	1台につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
スクリーン	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
ダンスフロアパネル	1枚につき	440円	440円	440円	1,320円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の港湾会館清水日の出センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく港湾会館清水日の出センター及び港湾会館清水日の出センター別館の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第69号

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例（平成20年静岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条」を「第11条第1項」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

区分			金額
入浴施設の利用 料金の限度額	宿泊者以外 の者	12歳以上の者	1人1回につき 780円
		6歳以上12歳未満の者	1人1回につき 300円
宿泊施設の利用 料金の限度額	宿泊者	12歳以上の者	1人1泊につき 6,280円
		6歳以上12歳未満の者	1人1泊につき 3,130円
	宿泊者以外 の者	2人部屋	1室2時間までごとに 2,350円
		4人部屋	1室2時間までごとに 3,130円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後

の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。)がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第2の規定に基づく静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第70号

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水処理施設条例（平成15年静岡市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分		単位	使用料
一般世帯	基本額	1世帯につき	1,650円
	人数割額	1人につき	385円
事業所等	基本額	1事業所等につき	8,250円
	人数割額	換算人員1人につき	385円
集会施設の管理者等		1施設につき	3,300円

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第71号

静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例

静岡市清水営農飲雑用水施設条例（平成15年静岡市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中「410円40銭」を「418円」に、「64円80銭」を「66円」に、「115円56銭」を「117円70銭」に、「153円36銭」を「156円20銭」に、「178円20銭」を「181円50銭」に、「197円64銭」を「201円30銭」に、「210円60銭」を「214円50銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市清水営農飲雑用水施設条例第17条の規定は、平成31年10月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同月の前月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

静岡市林業センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第72号

静岡市林業センター条例の一部を改正する条例

静岡市林業センター条例（平成15年静岡市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,770円」を「1,810円」に、「2,350円」を「2,390円」に、「4,130円」を「4,210円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「1,880円」を「1,910円」に、「3,300円」を「3,360円」に改め、同表備考2中「593円」を「604円」に、「475円」を「484円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市林業センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市林業センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第73号

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡市漁港管理条例（平成15年静岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1甲種漁港施設（1）届出に係る使用料の表中「1円62銭」を「1円65銭」に、「2円16銭」を「2円20銭」に、「90円72銭」を「92円40銭」に、「3円24銭」を「3円30銭」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同1甲種漁港施設（2）許可に係る使用料の表中「39円96銭」を「40円70銭」に、「1円62銭」を「1円65銭」に、「1円29銭6厘」を「1円32銭」に改め、同1甲種漁港施設（3）占用料（イ）占用期間が1月未満の場合の表中「26円25銭」を「27円50銭」に、「13円99銭」を「14円66銭」に、「73円50銭」を「77円」に改め、別表第1の2給油施設の表中「110,700円」を「112,750円」に改める。

別表第2の1土砂採取料の表中「200円」を「220円」に、「220円」を「242円」に、「2,400円」を「2,640円」に改め、別表第2の2占用料（2）占用期間が1月未満の場合の表中「26円25銭」を「27円50銭」に、「13円99銭」を「14円66銭」に、「60円37銭」を「63円25銭」に、「13円12銭」を「13円75銭」に、「34円12銭」を「35円75銭」に、「73円50銭」を「77円」に、「131円25銭」を「137円50銭」に、「78銭」を「82銭」に、「7円87銭」を「8円25銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市漁港管理条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、利用及び占用（以下「利用等」という。）の期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用等に係る使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）

について適用し、施行日の前日までに利用等の期間が満了する利用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく使用料等の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市広野海岸公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第74号

静岡市広野海岸公園条例の一部を改正する条例

静岡市広野海岸公園条例（平成15年静岡市条例第214号）の一部を次のように改正する。

別表中「86円40銭」を「88円」に、「43円20銭」を「44円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市広野海岸公園条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為に係る使用料について適用し、施行日前の行為に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市広野海岸公園における行為に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第75号

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

静岡市中央卸売市場業務条例（平成15年静岡市条例第216号）の一部を次のように改正する。
別表第5備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市中央卸売市場業務条例別表第5の規定は、この条例の施行の日が属する月以後の月分の使用料について適用し、同月の前月分までの月分の使用料については、なお従前の例による。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第76号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1行為をする場合の表中

「

(2) 第4条第1項第2号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	86円
----------------------	---------	--------------	-----

を

」

「

(2) 第4条第1項第2号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	86円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,080円

に

」

改め、別表第2の4公園を占有する場合の表を次のように改める。

4 公園を占有する場合

(1) 法第7条第1項第6号に規定するもの及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）

第8条に規定する駐車場その他の施設

区分	単位	使用料
ア 第4条第1項第3号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	1平方メートル1月につき	43円20銭
イ 第4条第1項第1号に規定する清水日本平運動公園の球技場で競技会、展示会、博	表示面積1平方メートル1日につき	3,240円

4号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しを行う場合に広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの		
	その他	1平方メートル1月につき	21円60銭
ウ	その他の占用物件	1平方メートル1月につき	32円40銭

(2) 法第7条第1項各号(同項第6号を除く。)及び法第7条第2項に規定するもの(消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。)

区分	単位	使用料
ア 電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年につき	780円
イ 電話柱(電柱であるものを除く。)	1本1年につき	690円
ウ 公衆電話所	1個1年につき	1,400円
エ ガス管、工業用水道管、下水道管、地下ケーブル等	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき 170円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき 420円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき 830円
オ	その他の占用物件	1平方メートル1月につき 30円

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1年に満たないとき、又は1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算する。
この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない端数があるときは、1月に切り上げる。
- 3 使用料の額が平方メートル又はメートルを単位として定められている場合において、

利用等の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切捨てて計算するものとする。

- 4 (2)の表に規定する場合で占用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、同表の規定により算定した額に、100分の108を乗じて得た額とする。
- 5 使用料の額が、100円に満たないときは、100円とする。
- 6 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第2条 静岡市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1(1)駿府城公園イ茶室(ア)施設利用の利用料金の限度額の表を次のように改める。

(ア)施設利用の利用料金の限度額

区分	金額(1室につき)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
和室1	2,090円	2,820円	2,820円	7,730円
和室2	1,570円	2,090円	2,090円	5,750円
和室3	3,140円	4,190円	4,190円	11,520円
小間	2,510円	3,350円	3,350円	9,210円

別表第1(1)駿府城公園イ茶室(イ)備品使用の利用料金の限度額の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、別表第1(2)清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表備考1及び2中「600円」を「610円」に改め、別表第1(3)清水清見瀉公園ア体育館(ア)施設利用の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア)施設利用の利用料金の限度額

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで

専 用 利 用	体育 館 ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合	一般	3,120円	2,080円	2,080円	6,240円
		生徒等	2,190円	1,460円	1,460円	4,380円
		その他の場合	15,600円	10,400円	10,400円	31,200円
	多目的室	一般	750円	500円	500円	1,500円
		生徒等	540円	360円	360円	1,080円
個 人 利 用	当日券	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 100円			
		生徒等	1人1回1時間につき 60円			

別表第1(3)清水清見潟公園ア体育館(イ)器具及び備品使用の利用料金の限度額の表中「200円」を「210円」に、「510円」を「520円」に改め、同(3)清水清見潟公園イ室内プールの利用料金の限度額の表中

「

専 用 利 用	一般	1コースにつき 3,090円	1コースにつき 4,120円	1コースにつき 3,090円
	生徒等	1コースにつき 1,560円	1コースにつき 2,080円	1コースにつき 1,560円

を

」

「

専 用 利 用	一般	1コースにつき 3,150円	1コースにつき 4,200円	1コースにつき 3,150円
	生徒等	1コースにつき 1,590円	1コースにつき 2,120円	1コースにつき 1,590円

に

」

改め、同(3)清水清見潟公園ウのトレーニング室の利用料金の限度額の表中「210円」を「220円」に改める。

別表第2の1行為をする場合の表を次のように改める。

- 1 行為をする場合

区分		単位	使用料
(1) 第4条第1項 第1号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	88円
	面積により難いもの	1人1日につき	1,100円
(2) 第4条第1項 第2号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	88円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,100円
(3) 第4条第1項 第3号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	44円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円
(4) 第4条第1項 第4号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	33円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円

別表第2の2公園施設を設置する場合の表中「43円」を「44円」に改め、別表第2の3公園施設を管理する場合の表中「79,610円」を「81,080円」に、「179,300円」を「182,620円」に、「151円」を「154円」に改め、別表第2の4公園を占用する場合(1)法第7条第1項第6号に規定するもの及び消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に規定する駐車場その他の施設の表中「43円20銭」を「44円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「21円60銭」を「22円」に、「32円40銭」を「33円」に改め、別表第2備考4中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第3(2)清水船越堤公園ア施設利用の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「5,670円」を「5,770円」に改め、同(2)清水船越堤公園イ備品使用の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、別表第3(3)清水日本平運動公園の球技場ア施設利用の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設利用

区分	使用料						
	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	時間外
	午前8 時30分	午後1 時から	午後6 時から	午前8 時30分	午後1 時から	午前8 時30分	午後6 時まで 以降

			から正 午まで	午後 5 時まで	午後 9 時まで	から午 後 5 時 まで	午後 9 時まで	から午 後 9 時 まで	は1時 間につ き	は1時 間につ き
球技場	入場料を徴収する場合	アマチュア一般	65,940円	75,360円	56,520円	141,300円	131,880円	197,820円	18,840円	18,840円
		アスリートに利用する場合	46,200円	52,800円	39,600円	99,000円	92,400円	138,600円	13,200円	13,200円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		252,080円	252,080円	294,100円	504,170円	546,190円	798,280円	63,000円	98,030円
	入場料を徴収しない場合	アマチュア一般	21,980円	25,120円	18,840円	47,100円	43,960円	65,940円	6,280円	6,280円
		アスリートに利用する場合	15,400円	17,600円	13,200円	33,000円	30,800円	46,200円	4,400円	4,400円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	25,140円	25,140円	29,260円	50,280円	54,400円	79,540円	6,240円	9,710円
第1会議室			1,450円	1,450円	1,450円	2,900円	2,900円	4,350円	310円	470円
第2会議室			470円	470円	470円	940円	940円	1,410円	100円	150円
第3会議室			690円	690円	690円	1,380円	1,380円	2,070円	150円	210円

別表第3（3）清水日本平運動公園の球技場イ附帯設備利用の表を次のように改める。

イ 附帯設備利用

区分		単位	使用料
大型映像装置	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	4,260円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	67,270円
照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき 73,670円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき 177,270円
	3分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき 24,550円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき 169,790円
	5分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき 14,950円

1点灯	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	167,660円
放送設備	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	24,550円
冷暖房設備	冷房	1時間につき	3,190円
	暖房	1時間につき	2,660円

備考 業として広告を大型映像装置に表示する場合の大型映像装置の使用料の額は、区分の欄に掲げる大型映像装置の規定により算定した額に表示する広告1件につき22,410円を加算した額とする。

別表第3(3) 清水日本平運動公園の球技場ウ器具及び備品使用の表中「200円」を「210円」に改め、別表第3(4) 清水桜が丘公園ア庭球場の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考1及び2中「510円」を「520円」に改め、同(4) 清水桜が丘公園イ附帯設備使用料の表中「250円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の静岡市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第1から別表第3までの規定は、利用等の期間が前項第3号に定める日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用等に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日の前日までに利用等の期間が満了する利用等に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1の規定に基づく公園施設の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。
- 4 新条例別表第2及び別表第3の規定に基づく公園施設の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第77号

静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例

静岡市立日本平動物園条例（平成15年静岡市条例第232号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「610円」を「620円」に、「490円」を「500円」に、「2,400円」を「2,510円」に、「600円」を「610円」に改める。

別表第3中「1,540円」を「1,570円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第4中「13,110円」を「13,350円」に、「96,210円」を「97,990円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市立日本平動物園条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に入園料を納付した者（定期入園に係る入園料を納付した者を含む。）は、施行日以後に、当該納付した入園料により（定期入園に係る入園料を納付した者にあつては、当該入園料に相当する期間において）静岡市立日本平動物園に入園することができる。
- 3 新条例別表第4の規定は、管理の期間が施行日以後にわたる管理に係る使用料について適用し、施行日の前日までに管理の期間が満了する管理に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 4 新条例別表第4の規定に基づく静岡市立日本平動物園の管理の許可に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第78号

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例

静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年静岡市条例第233号）の一部を次のように改正する。

別表1 テニスコートの利用料金の限度額の表中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表備考1及び2中「600円」を「610円」に改め、別表2 ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分	時間区分		半日	全日
	午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで		午前9時から午後5時まで	
専 用 利 用（1面 につき）	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	7,990円	15,980円
		生徒等	5,990円	11,980円
	その他の場合		39,950円	79,900円
個 人 利 用（1面 につき）	当日券（1人半日につき）	一般	520円	
		生徒等	260円	
	回数券（11枚つづり。1枚の利用は、半日につき）	一般	5,200円	
		生徒等	2,600円	

別表3 クラブハウスの利用料金の限度額の表中「300円」を「310円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市有度山総合公園運動施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットボードゴルフ・グラウンドゴルフ場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表の規定に基づく運動施設の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第79号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条、第7条、第19条関係）

- 1 静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第1自転車等駐車場、静岡市黒金町西第2自転車等駐車場、静岡市黒金町東第1自転車等駐車場、静岡市黒金町東第2自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金

駐車対象車 両の区分	利用の方法	利用期間	駐車料金		
			一般	学生	屋根のない施設 (静岡市草薙駅前西自転車等駐車場に限る。)
自転車	定期利用	1箇月	2,070円	1,030円	1,030円
		3箇月	5,600円	2,800円	2,800円
		6箇月	9,960円	4,980円	4,980円
		1年	17,440円	8,720円	8,720円
	一時利用	1回(1日)	100円	100円	50円
原動機付自	定期利用	1箇月	3,110円	1,550円	1,550円

転車		3箇月	8,410円	4,200円	4,200円
		6箇月	14,950円	7,470円	7,470円
		1年	26,160円	13,080円	13,080円
	一時利用	1回(1日)	150円	150円	70円
自動2輪車	一時利用	1回(1日)	200円	200円	

2 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額

駐車対象車両 の区分	利用の方法	利用期間	金額	
			一般	学生
自転車	定期利用	1箇月	2,070円	1,030円
		3箇月	5,600円	2,800円
		6箇月	9,960円	4,980円
		1年	17,440円	8,720円
	一時利用	1回(1日)	100円	100円
原動機付自転車	定期利用	1箇月	3,110円	1,550円
		3箇月	8,410円	4,200円
		6箇月	14,950円	7,470円
		1年	26,160円	13,080円
	一時利用	1回(1日)	150円	150円

備考

1 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に通学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

2 利用期間の単位は、それぞれ月又は年度の初日から始まり、当該期間の末日をもって終了する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市自転車等駐車場条例(以下「新条例」という。)別表第3の

規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに自転車等駐車場の定期利用の許可を受け、施行日において当該許可に係る利用期間を経過していない者は、施行日以後においても、当該許可に係る利用期間内に限り、当該許可により当該自転車等駐車場を利用することができる。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第3の規定に基づく駐車料金の徴収その他の行為又は利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第80号

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

区分	降車する停留所			
横沢	富士見峠、大日 又は南アルプ スユネスコエ コパーク 自然の家	井川駅前、西山 平、公民館前、 井川小中学校 入口、井川小中 学校前、井川本 村、中野、南ア ルプスユネス コエコパーク 井川ビジター センター、診療 所、渡船場、井 川大橋、中山、 大島、北小跡入 口、田代又は小 河内	白樺荘	

乗 車 す る 停 留 所	横沢		500円	710円	1,220円
	富士見峠、大日又は南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	500円	200円	500円	1,010円
	井川駅前、西山平、公民館前、井川小中学校入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所、渡船場、井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内	710円	500円	200円	500円
	白樺荘	1,220円	1,010円	500円	

備考 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、通常の運賃の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

運賃の額	金額			
	1箇月	3箇月	4箇月	6箇月
片道200円	6,310円	17,920円	23,930円	33,910円
片道300円	9,470円	26,880円	35,850円	50,920円

備考 小学校の児童の金額は、この表の金額の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市自家用有償旅客運送自動車条例別表第4の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に発行された定期乗車券を有する者は、同日以後に当該定期乗車

券を使用して静岡市自家用有償旅客運送自動車を利用することができる。

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第81号

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例

静岡ヘリポート条例（平成15年静岡市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,570円」を「1,600円」に、「3,140円」を「3,200円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「620円」を「640円」に改める。

別表第2中「650円」を「660円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡ヘリポート条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第2の規定に基づく静岡ヘリポートの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第82号

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市道路占用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、占用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる占用許可に係る占用料について適用し、施行日の前日までに占用期間が満了する占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例の規定に基づく占用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第83号

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成15年静岡市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表の規定により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 流水占用料 別表第1の規定により算定した額
- (2) 土地占用料 別表第2の規定により算定した額（占用の期間が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額）

- (3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第3の規定により算定した額

第2条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により算定した流水占用料等の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（流水占用料等の徴収方法）

第3条 流水占用料等は、前条第1項の許可をした日から1月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度分の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を5月31日までに徴収する。

2 市長は、流水占用料等を一時に徴収することが困難であると認めるときは、分割して徴収することができる。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 発電のための流水占用料

河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第1項第3号の規定により国土交通大臣が定める額

2 発電以外の流水占用料

区分	単位	金額
発電以外の原動力に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	8,910円
養魚の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	6,050円
工業の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	37,620円
その他の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	14,300円

備考

- 1 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割計算とし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 1秒ごとの使用水量が0.01立方メートル未満であるとき、又はその水量に0.01立方メートル未満の端数があるときは、0.01立方メートルに切り上げる。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分		単位	金額
工作物の設置を伴うもの	広告板（掲示板を含む。）		表示面積1平方メートルにつき1年 690円
	管線類	外径が0.5メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 150円
		外径が0.5メートル以上のもの	

	電柱（支線柱は、1本とみなす。）	1本につき1年	840円
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	9円
	かき、のり等養殖施設		9円
	やな漁業施設	1箇所につき1年	4,500円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円
	船舶を係留し、又は保管する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	その他のもの（準用河川の幅が1メートル未満の床版を除く。）	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
工作物の設置を伴わないもの	農地（樹園地を除く。）又は採草地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円
	茶、果樹等の樹園地		20円
	その他のもの		160円

備考

- 1 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割計算とし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

別表第3（第2条関係）

区分	単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	220円
砂	1立方メートルにつき	220円

土砂	1立方メートルにつき	220円
れき、くり石（控長25センチメートル以下のもの）	1立方メートルにつき	242円
玉石（控長25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの）	1立方メートルにつき	2,640円
玉石（控長40センチメートルを超えるもの）	1個につき	時価を考慮してその都度市長が定める額
ささ、じゅん菜	100平方メートルにつき	88円
あし、かや	100平方メートルにつき	275円
埋もれ木、竹木	100平方メートルにつき	時価を考慮してその都度市長が定める額

備考 容積又は面積がこの表に定める算定単位に満たない端数を生じたときは、この表に定める算定単位に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市準用河川流水占用料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、占用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる占用許可に係る流水占用料又は土地占用料について適用し、施行日の前日までに占用期間が満了する占用許可に係る流水占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例の規定に基づく流水占用料又は土地占用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第84号

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例（平成15年静岡市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表1 占用料（2） 占用期間が1月未満の場合の表中「26円25銭」を「27円50銭」に、「13円99銭」を「14円66銭」に、「60円37銭」を「63円25銭」に、「13円12銭」を「13円75銭」に、「34円12銭」を「35円75銭」に、「73円50銭」を「77円」に、「131円25銭」を「137円50銭」に、「7円87銭」を「8円25銭」に改め、別表2 土石採取料の表中「200円」を「220円」に、「220円」を「242円」に、「2,400円」を「2,640円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、占用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までに占用期間が満了する占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく占用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第85号

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

別表第1中

「

堤町団地	静岡市葵区堤町
秋山町団地	静岡市葵区秋山町

を

」

「

堤町団地	静岡市葵区堤町
------	---------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第86号

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

静岡市改良住宅管理条例（平成15年静岡市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第20条第1項」を「第39条」に改める。

別表2改良店舗等の表中

「

伝馬町新田団地改良住宅作業所	静岡市葵区美川町
牧ヶ谷団地改良住宅作業所	静岡市葵区牧ヶ谷

を

」

「

伝馬町新田団地改良住宅作業所	静岡市葵区美川町
----------------	----------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第87号

静岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

静岡市立学校給食センター条例(平成15年静岡市条例第266号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市立丸子学校給食センター	静岡市駿河区丸子6614番地
----------------	----------------

を

」

「

静岡市立丸子学校給食センター	静岡市駿河区丸子6614番地
静岡市立中吉田学校給食センター	静岡市駿河区中吉田7番67号

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第88号

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			回数券（5回分）	1,380円	を	
			高校生・大学生	1回につき		200円
			回数券（5回分）	920円		
」						

「			回数券（5回分）	1,400円	に、	
			高校生・大学生	1回につき		200円
			回数券（5回分）	930円		
」						

「			回数券（5回分）	1,950円	を	
			高校生・大学生	1回につき		250円
			回数券（5回分）	1,130円		
」						

「			回数券（5回分）	1,990円	に、
			高校生・大学生	1回につき	
」					

			回数券（5回分）	1,150円
--	--	--	----------	--------

「

静岡市立登呂博物館 静岡市立芹沢銈介美術館 (共通)	個人	一般	1回につき	570円
----------------------------------	----	----	-------	------

を

「

静岡市立登呂博物館 静岡市立芹沢銈介美術館 (共通)	個人	一般	1回につき	580円
----------------------------------	----	----	-------	------

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市博物館条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に観覧料を納付した回数券を有する者は、同日以後に当該回数券を使用して観覧することができる。

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第89号

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	静岡市葵区井川3055番地の1

第3条第1項中「井川自然の家」を「自然の家」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「第2条の表に掲げる自然の家（以下「自然の家」という。）」を「自然の家」に改める。

別表中「1 井川自然の家及び和田島自然の家の宿泊棟の使用料」を「1 自然の家の宿泊棟の使用料」に、「2 井川自然の家の多目的ホールの使用料」を「2 自然の家の多目的ホールの使用料」に、「3 井川自然の家のキャンプセンターの使用料」を「3 自然の家のキャンプセンターの使用料」に改める。

第2条 静岡市自然の家条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

1 自然の家の宿泊棟の使用料

区分		使用料	
		宿泊（1人1泊につき）	日帰り（1人につき）
団体利用	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及び	310円	150円

	その指導者		
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者	620円	310円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	940円	470円
個人利用	15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)	310円	150円
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)	620円	310円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	940円	470円

備考 中学生の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。

2 自然の家の多目的ホールの使用料

時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
利用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
15歳未満の者(3歳未満の者を除く。)及びその指導者	1,480円	1,700円	2,880円	3,190円	4,480円	5,860円
15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)及びその指導者	1,750円	1,960円	3,360円	3,720円	5,170円	6,710円
その他の者(3歳未満の者を除く。)	2,020円	2,240円	3,840円	4,260円	5,860円	7,570円

備考

- 1 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

3 許可を受けた利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときの当該超過又は繰上げに係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき許可を受けた時間区分の使用料の額の1時間分に相当する額とする。

4 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

3 自然の家のキャンプセンターの使用料

種類	単位	使用料（1回につき）			
		一般利用			学校利用
		15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者	その他の者（3歳未満の者を除く。）	
大テント	1張	3,510円	4,150円	4,790円	1,650円
10人用テント	1張	1,040円	1,230円	1,420円	310円
8人用テント	1張	810円	960円	1,110円	150円
6人用テント	1張	580円	690円	800円	150円
3人用テント	1張	450円	530円	620円	150円
大バンガロー	1棟	6,450円	7,620円	8,790円	1,650円
テント持込料	1張	340円	400円	470円	無料

備考

- 1 1回の利用は、正午から翌日の午前10時まで（引き続き利用する場合にあっては、正午から翌日の正午まで）とする。
- 2 「学校利用」とは、第9条第1号に規定する児童又は生徒が教育課程の一環として利用する場合をいう。
- 3 「一般利用」とは、「学校利用」以外の利用をいう。
- 4 「一般利用」のうち、中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の静岡市自然の家条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、利用期間(宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。)が第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市浜石野外センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第90号

静岡市浜石野外センター条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市浜石野外センター条例（平成20年静岡市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

種類	単位	使用料（1回につき）		
		中学生以下の者 及びその指導者	青少年及びその 指導者	一般
テントサイト	1サイト	510円	820円	1,020円
オートキャン プサイト	1サイト	1,070円	1,710円	2,140円
6人用テント	1張	250円	410円	510円
ログハウス	1棟	2,570円	4,110円	5,140円

第2条 静岡市浜石野外センター条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

種類	単位	使用料（1回につき）		
		中学生以下の者 及びその指導者	青少年及びその 指導者	一般
テントサイト	1サイト	520円	830円	1,040円
オートキャン	1サイト	1,090円	1,740円	2,180円

プサイト				
6人用テント	1張	260円	410円	520円
ログハウス	1棟	2,610円	4,180円	5,230円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の静岡市浜石野外センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）が第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市浜石野外センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第91号

静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例

静岡市文化財資料館条例（平成15年静岡市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表を次のように改める。

特別展示に利用する場合	会議に利用する場合		
午前9時から午後4時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
1,650円	820円	820円	1,650円

別表中「920円」を「940円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市文化財資料館条例（以下「新条例」という。）第6条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規程にかかわらず、施行日前に入館料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市文化財資料館に入館することができる。

（施行前の準備）

- 4 新条例第6条第3項の規定に基づく静岡市文化財資料館の特別展示室兼会議室の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市三保松原文化創造センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第92号

静岡市三保松原文化創造センター条例の一部を改正する条例

静岡市三保松原文化創造センター条例（平成30年静岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,290円」を「1,320円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市三保松原文化創造センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市三保松原文化創造センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第93号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第26条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）					
メーターの口径	金額	10立 方メ ー ト ル ま で の 分	10立 方メ ー ト ル を 超 え 20立 方メ ー ト ル ま で の 分	20立 方メ ー ト ル を 超 え 50立 方メ ー ト ル ま で の 分	50立 方メ ー ト ル を 超 え 100立 方メ ー ト ル ま で の 分	100立 方メ ー ト ル を 超 え 500立 方メ ー ト ル ま で の 分	500立 方メ ー ト ル を 超 え る 分
13ミリメートル	418円	66円	117円 70銭	156円 20銭	181円 50銭	201円 30銭	214円 50銭
20ミリメートル							
25ミリメートル	682円						
30ミリメートル	2,101円						
40ミリメートル							
50ミリメートル	3,113円						

75ミリメートル	7,766円					
100ミリメートル	13,222円					
150ミリメートル	28,919円					
200ミリメートル						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものに係る料金にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第94号

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例（平成24年静岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第1号中「に規定する」を「の規定により」に改め、同項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第4号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の

布設工事等を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

静岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第95号

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表を次のように改める。

区分		金額
基本使用料		1,017円50銭
従量使用料 (排出量1立方メートルにつき)	0立方メートルを超え10立方メートルまでの分	38円50銭
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	137円50銭
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	159円50銭
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	176円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	192円50銭
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	209円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	220円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	231円
	1,000立方メートルを超える分	242円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものに係る

使用料にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の静岡市下水道条例第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

静岡市青少年問題協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第96号

静岡市青少年問題協議会条例を廃止する条例

静岡市青少年問題協議会条例（平成15年静岡市条例第271号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市清水防災センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第97号

静岡市清水防災センター条例を廃止する条例

静岡市清水防災センター条例（平成15年静岡市条例第296号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第98号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第2条、第17条及び第21条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第28条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第37条第3項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第39条第1号中「厚生労働省地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。)」を加える。

第54条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第57条第6号中「設備」の次に「(以下「職業指導に必要な設備」という。)」を加える。

第58条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第60条第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。)において」に改め、同条第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第66条の3第15項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

「第8章 情緒障害児短期治療施設」を「第8章 児童心理治療施設」に改める。

第67条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第68条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第3項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第69条から第71条までの規定(見出しを含む。)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第72条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第43条の5に規定する」を「第43条の2の規定による」に改める。

第73条及び第74条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第76条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第78条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第87条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附則第18条中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市がん対策推進条例をここに公布する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第99号

静岡市がん対策推進条例

静岡市は、豊かな自然環境と温暖な気候に生まれ、多彩で魅力的な食材に恵まれた地域であり、市民一人ひとりが健康の増進に努め、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちを目指している。

しかしながら、市民の疾病による死亡の最大の原因であるがんは、市民の生命や健康に対する脅威となっており、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちづくりを進めるためには、がん対策を積極的に進める必要がある。

がん対策には、市民一人ひとりが、がんを正しく知り、幼少期から健康的な生活習慣と知識を身に付け、がんの予防や早期発見に努めるとともに、適切な医療や支援により、がん患者とその家族の不安や負担を和らげ、地域で安心して暮らしていけるよう、市民、保健医療関係者、事業者及び市が一丸となって取り組んでいかなければならない。

そこで、私たちは、全ての市民が未来に希望を持って豊かな価値ある人生を送るために、がんに対する意識を高め、行動することで、がんと向き合い、がん患者とその家族の心に寄り添うことができ、がんにかかったとしても自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び静岡県がん対策推進条例（平成26年静岡県条例第93号）の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、市民、保健医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民誰もが、がんへの理解及び知識を深め、予防や早期発見に努めるとともに、がん患者が尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。

(2) がん患者等関係団体 がん患者及びその家族等で構成される団体をいう。

(3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、静岡県、保健医療関係者並びにがん患者等関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を実施するものとする。

2 前項の施策は、がん医療のほか、福祉、介護、教育、雇用等幅広い観点を踏まえて実施しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びがんの原因となるおそれのある感染症の正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、積極的にがん検診を受診し、がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第5条 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、質の高いがん医療を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）に対するがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むとともに、従業員等ががんを予防し、及び定期的ながん検診を受けることができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、従業員等ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第7条 市は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響及びがんの原因となるおそれのある感染症に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(喫煙及び受動喫煙対策の推進)

第8条 市は、肺がんをはじめとした多くのがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の法令に基づき、受動喫煙の防止の推進に関し必要な施策を実施するものとする。

する。

(女性に特有のがん対策の推進)

第9条 市は、女性に特有のがんに関し、り患しやすい年齢を考慮した予防手段についての正しい知識の普及啓発、検診の推進及び社会復帰に向けた支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(がん教育の推進)

第10条 市は、学校において児童及び生徒が、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識その他がんに関する知識を習得し、及びがん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めるため、健康に関し必要な教育を推進するものとする。

(早期発見の推進)

第11条 市は、がんの早期発見に資するよう、保健医療関係者、がん患者等関係団体等と連携し、がん検診の受診率及び質の向上等を図るために、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報
- (2) がん検診の受診が可能な医療機関等の周知
- (3) がん検診を受診しやすい環境の整備
- (4) 年齢、性別等を考慮したがん検診の受診の勧奨
- (5) がん検診の精度管理の充実
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見の推進に関し必要な施策

(情報の提供)

第12条 市は、医療機関その他関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん対策及びがん医療に関する適切な情報提供に努めるものとする。

(医療の推進)

第13条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう、必要な事業の推進に努めるものとする。

(在宅医療の充実)

第14条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が、その居宅において療養できるよう必要な在宅医療体制の整備に努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第15条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、

介護その他の行為をいう。)の充実を図るために必要な事業の推進に努めるものとする。

(がん患者及びその家族等への支援)

第16条 市は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的な苦痛、社会生活上の不安等の軽減に資するため、静岡県、保健医療関係者等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者及びその家族に対する相談体制の充実及び強化
 - (2) がん患者等関係団体が行うピア・サポート(がん患者及びその家族に対するがん経験者及びその家族による相談支援の取組をいう。)に対する支援並びにがん患者等関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援
 - (3) がん患者の就労に関する啓発活動及び相談体制の整備その他就労に関する必要な支援
 - (4) がん患者に対する学校教育に関する必要な支援
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族への支援に関し必要な施策
- (ライフステージに応じた支援の推進)

第17条 市は、小児期、AYA世代(思春期及び若年の成人の世代をいう。)、高齢期等の各段階におけるがん患者に特有な身体的、精神的、心理的及び社会的問題に対し、それぞれの段階に応じた支援をするよう努めるものとする。

(がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進)

第18条 市は、静岡県、保健医療関係者及びがん患者等関係団体と連携し、がんになり患しても住み慣れた地域で生活ができるよう、がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進に努めるものとする。

(静岡市がん対策推進協議会の設置)

第19条 がん対策に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 市のがん対策の推進に関する重要な事項について調査審議し、又は市長に意見を述べること。
 - (2) 次条第2項の規定による諮問に対する答申に関すること。
- 3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) がん患者等関係団体に属する者

- (2) 医師その他保健医療関係者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(計画の策定等)

第20条 市長は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
(財政上の措置)

第21条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第22条 市長は、毎年度、本市のがん対策に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第100号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第19条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第21項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第20条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12

条第19項」に改める。

附則第30条の2第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「第2項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第30条の2第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第30条の2第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第31条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第35条中「、第17項」を削り、「第20項から第24項まで、第26項」を「第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項」に改める。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第2項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第3項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第4項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

静岡市規則第1号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の表を次のように改める。

公室又は総室名	課名	係名
市長公室	秘書課	秘書係
	広報課	報道広報係 広報紙係 広聴係 シティプロモーション係
	総務課	総務・総合調整係 文書・事務管理係 行財政改革推進係
	コンプライアンス推進課	行政手続・審理係 内部統制係
	政策法務課	
	人事課	人事第1係 人事第2係 給与係 人材育成係
	I C T推進課	情報化推進係 情報セキュリティ係 住民情報システム係 内部情報システム係
	職員厚生課	安全衛生推進係 福利係
危機管理総室	危機管理課	総務係 政策係 対策係 防災施設係

第3条第4号の表中

生涯学習推進課	生涯学習推進係 人づくり事業推進係 施設管理係 経理係	を
---------	-----------------------------	---

生涯学習推進課	生涯学習推進係 人づくり事業推進係 施設管理係	に
---------	-------------------------	---

改め、同条第5号の表を次のように改める。

課名	係、室、センター又は館名
観光・国際交流課	調整係 観光企画係 東海道歴史街道係 観光施設係 MICE・国際係
歴史文化課	駿府城エリア活性化係 歴史文化施設企画係 文化施設整備室
文化財課	文化財保護係 埋蔵文化財係 三保松原文化創造センター 登呂博物館
まちは劇場推進課	まちは劇場推進係 イベント推進係
文化振興課	文化交流係 施設管理係 芹沢銈介美術館
スポーツ振興課	スポーツ政策係 スポーツ推進係 施設第1係 施設第2係
スポーツ交流課	スポーツツーリズム推進係 ホームタウン推進係

第3条第7号の表を次のように改める。

本部又は部名	課名	係、室、センター又は診療所名
地域包括ケア推進本部		在宅医療・介護連携推進係 地域支え合い推進係
健康福祉部	福祉総務課	調整係 地域福祉・人権擁護係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生涯活躍推進室
	健康づくり推進課	総務係 保健指導係 健診係 口腔保健支援センター 障害者歯科保健センター
	障害福祉企画課	企画管理係 地域生活支援係
	障害者支援推	自立支援係 在宅支援係

	進課	
	高齢者福祉課	いきいき長寿係 高齢者支援係
	介護保険課	総務係 保険料係 給付・認定係 事業者指導第1係 事業者指導第2係
	保険年金管理課	管理・国民年金係 国保給付係 国保料係 後期高齢者医療係 井川診療所
	福祉債権収納対策課	収納企画係 国保収納第1係 国保収納第2係 国保収納第3係
保健衛生医療部	保健医療課	保健医療係 医療事業係 清水病院経営支援室

第3条第8号の表中

「

こども園課	総務係 管理係 幼児教育・保育推進係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 新富町こども園 瀬名川こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 興津南こども園 小島こども園 折戸こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こども園 三保こども園 横砂こども園 和田島こども園 蒲原西部こども園 蒲原東
-------	---

を

部こども園 入山こども園 由比こども園 由比中央こども園 葵待機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園

「

こども園課	総務係 管理第1係 管理第2係 幼児教育・保育推進係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 新富町こども園 瀬名川こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 興津南こども園 小島こども園 折戸こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こども園 三保こども園 横砂こども園 和田島こども園 蒲原西部こども園 蒲原東部こども園 入山こども園 由比こども園 由比中央こども園 葵待機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園
-------	--

に

改め、同条第9号の表中

「

本部又は部	課名	係名
-------	----	----

名			を
海洋文化都市推進本部			

「

本部又は部名	課名	係又は室名	に
海洋文化都市推進本部		政策係 海洋文化拠点施設建設室 海洋産業係 開港120周年事業推進室 ウォーターフロント振興係	

」

改め、同条第10号の表中

「

緑地政策課	計画係 緑化推進係 麻機遊水地緑化推進係	を
-------	----------------------	---

」

「

緑地政策課	計画係 公園活用係 緑化推進係 麻機遊水地緑化推進係	に、
-------	----------------------------	----

」

「

住宅政策課	企画係 住まいまちづくり係 管理係 収納係	を
-------	-----------------------	---

」

「

住宅政策課	企画係 住まいまちづくり係 管理係 収納係 空き家対策係	に
-------	------------------------------	---

」

改め、同条第11号の表中

「

部名	課名	係又はセンター名	を
----	----	----------	---

」

「

部名	課名	係、室又はセンター名
----	----	------------

に、

」

「

道路部	道路計画課	総務係 道路企画係 道路整備係 高規格道路推進係
	道路保全課	総務係 管理係 長寿命化推進係 維持計画係 交通安全施設係 静岡土木センター 清水土木センター

を

」

「

道路部	道路計画課	総務係 道路企画係 道路整備係 高規格道路推進係 中央新幹線関連道路推進室
	道路保全課	総務係 管理係 維持計画第1係 維持計画第2係 交通安全施設係 静岡土木センター

に、

」

「

	清水道路整備課	総務係 用地係 維持係 工事第1係 工事第2係 工事第3係 工事第4係
--	---------	-------------------------------------

を

」

「

	清水道路整備課	総務係 用地係 維持第1係 維持第2係 工事第1係 工事第2係 工事第3係 工事第4係
--	---------	---

に

」

改める。

第4条総務課の所掌事務の前に次のように加える。

市長公室

秘書課

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 儀礼及び交際に関すること。

- (3) 渉外事務に関すること。
- (4) 名誉市民に関すること。
- (5) 表彰者の処遇及び表彰審査委員会に関すること。
- (6) 市長公室の庶務に関すること。

広報課

- (1) 広報活動に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。
- (3) 広聴活動に関すること。
- (4) シティプロモーションの推進に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。
- (6) シティプロモーションに係る東京事務所との連絡調整に関すること。

第4条総務課の所掌事務中(25)を(26)とし、(4)から(24)までを(5)から(25)までとし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 保存期間が満了した公文書の処分に関すること。

第4条秘書課及び広報課の所掌事務を削る。

第4条企画課の所掌事務中(25)を(26)とし、(22)から(24)までを(23)から(25)までとし、(21)の次に次のように加える。

- (22) SDGs(持続可能な開発目標をいう。)に関すること。

第4条文化財課の所掌事務中(14)を(15)とし、(10)から(13)までを(11)から(14)までとし、同所掌事務(9)中「松くい虫被害対策」を「松くい虫が運ぶ線虫類による被害の対策」に改め、同(9)を同所掌事務(10)とし、同所掌事務(8)の次に次のように加える。

- (9) 三保松原文化創造センターに関すること。

第4条スポーツ交流課の所掌事務(3)を削る。

第4条ごみ減量推進課の所掌事務(8)を削る。

第4条福祉総務課の所掌事務(13)中「及び地域福祉交流プラザ」を「、地域福祉交流プラザ及び地域福祉共生センター」に改め、同所掌事務中(32)を(36)とし、(31)を(35)とし、(35)の前に次のように加える。

- (33) 生涯活躍のまち静岡構想推進計画に関すること。

- (34) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第35条第1項の協議会に関すること。

第4条福祉総務課の所掌事務中(30)を(32)とし、(17)から(29)までを(19)から(31)までとし、(16)の次に次のように加える。

(17) 避難行動要支援者名簿の作成並びに利用及び提供に関すること。

(18) 成年後見制度の利用の促進に関すること。

第4条健康づくり推進課の所掌事務中(14)を(15)とし、同所掌事務(13)中「健康相談」の次に「健康診査」を加え、同(13)を同所掌事務(14)とし、同所掌事務(12)の次に次のように加える。

(13) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に定める国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)

第4条障害者福祉課の所掌事務を次のように改める。

障害福祉企画課

- (1) 障害者福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者施策推進協議会に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の総括に関すること。
- (4) 障害者の社会参加に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)
- (5) 障害者福祉施設等整備運営事業者選考委員会に関すること。
- (6) 障害者及び障害児に係る地域生活支援事業の総括に関すること。
- (7) 発達障害者支援体制の整備に関すること。
- (8) 発達障害者支援センターに関すること。
- (9) 児童の発達障害の早期発見及び発達障害児の早期支援に関すること。
- (10) 全国障害者スポーツ大会に関すること。
- (11) 医療的ケアが必要な障害児等の支援に関すること。
- (12) 身体・知的障害者及び障害児に係る福祉施設の計画及び整備に関すること。
- (13) 市立の身体・知的障害者及び障害児に係る施設の管理に関すること。
- (14) 身体・知的障害者及び障害児に係る福祉施設の国庫補助協議及び補助に関すること。
- (15) 障害者に対する虐待の防止に係る施策の総括に関すること。
- (16) 所管に係る事務についての福祉事務所障害者支援課との総合調整に関すること。

障害者支援推進課

- (1) 指定障害福祉サービス事業者等の指定に関すること。
- (2) 指定障害児通所支援事業者等の指定に関すること。
- (3) 障害福祉サービス事業者等の指導及び監督に関すること。

- (4) 障害者及び障害児に係る自立支援給付等の総括に関すること。
- (5) 障害支援区分認定等審査会及び当該審査会に置かれる合議体に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (6) 自立支援医療費（育成医療を除く。）に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (7) 身体障害者及び障害児に係る補装具費に関すること（福祉事務所障害者支援課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 障害者及び障害児に係る地域生活支援事業の実施に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (9) 特別児童扶養手当その他各種手当に関すること（福祉事務所障害者支援課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者及び障害児に係る重度心身障害者医療費の助成に関すること（福祉事務所障害者支援課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (12) 身体・知的障害者及び障害児に係る福祉施設の認可等に関すること。
- (13) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施に関すること。
- (14) 障害者に対する虐待の防止に係る施策の実施に関すること（精神保健福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (15) 所管に係る事務についての福祉事務所障害者支援課との総合調整に関すること。
- 第4条保険年金管理課の所掌事務中（6）を削り、（7）を（6）とし、（8）を（7）とし、（9）を（8）とする。
- 第4条福祉債権収納対策課の所掌事務（7）中「介護保険料及び保育所入所者負担金」を「こども園使用料等（こども園使用料、保育所入所者負担金等をいう。以下同じ。）及び介護保険料」に改め、同所掌事務（8）中「介護保険料及び保育所入所者負担金」を「こども園使用料等及び介護保険料」に改める。
- 第4条幼保支援課の所掌事務（6）中「保育料等」を「こども園使用料等」に改める。
- 第4条子ども家庭課の所掌事務中（21）を（22）とし、（20）の次に次のように加える。
- (21) 養子縁組に係る民間あっせん機関の許可及び指導監督に関すること。
- 第4条海洋文化都市推進本部の所掌事務に次のように加える。
- (14) 清水港開港120周年記念事業に関すること。

第4条治山林道課の所掌事務(6)中「松くい虫被害対策」を「松くい虫が運ぶ線虫類による被害の対策」に改める。

第4条緑地政策課の所掌事務中(5)を(8)とし、(2)から(4)までを(5)から(7)までとし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 公園緑地の活用に関する事。
- (3) 都市公園審議会に関する事。
- (4) 公園緑地内の行為及び公園緑地の占用等の許可に関する事。

第4条公園整備課の所掌事務中(4)及び(5)を削り、(6)を(4)とする。

第4条建築指導課の所掌事務中(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)から(24)までを(6)から(22)までとする。

第4条住宅政策課の所掌事務に次のように加える。

- (6) 空き家の活用の促進に関する事。
- (7) 空家等対策計画の推進及び空き家の是正指導に関する事。
- (8) 空家等対策審議会に関する事。

第4条道路計画課の所掌事務中(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

- (10) 中央新幹線の建設に伴う道路及びこれに関連する事業の計画及び調整に関する事。

第4条の2中「課()」の次に「総務局にあつては総務課を、」を加え、「福祉総務課を」の次に「、経済局にあつては産業政策課を」を加える。

第5条第1項中「総務局」を「総務局市長公室」に改める。

第6条第4項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第2項第1号中「による」の次に「助産師及び」を加える。

第13条の2第4項治験管理室の所掌事務中(3)を(4)とし、同所掌事務(2)中「治験等」を「治験その他の臨床研究」に、「普及啓蒙」を「普及啓発」に改め、同(2)を同所掌事務(3)とし、同所掌事務(1)の次に次のように加える。

- (2) 臨床研究の支援業務に関する事。

第22条第1項中「部長を」の次に「、市長公室に市長公室長を」を加え、同条第4項中「、部長」の次に「、市長公室長」を加え、同条第5項中「、部長」の次に「、市長公室長」を、「局、部」の次に「、市長公室」を加える。

第23条第2項中「総務局」を「総務局市長公室」に改める。

第28条第1項中「海洋文化都市推進本部及び次に掲げる課の課長」を「総務局政策法務課長及び建設局土木部技術政策課長」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「海洋文化都市推進本部長及び前項各号に掲げる課の課長」を「総務局政策法務課長及び建設局土木部技術政策課長」に改める。

第29条中「及び部」を「、部の庶務及び公室」に改め、同条各号中「又は部内」を「、部又は公室内」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第2号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号の表中

	高齢介護課	高齢者福祉係 介護保険係	を
」			
	高齢介護課	高齢者福祉係 介護保険係 認定調査係	に
」			

改める。

第4条井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務中（32）を削り、（33）を（32）とし、（34）を（33）とし、（35）を（34）とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第3号

静岡市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市児童相談所事務分掌規則(平成17年静岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支援第2係」を 「支援第2係
支援第3係」 に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第4号

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項及び第2項中「局次長」を「次長」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(部長等)」に改め、同条第1項中「局に局次長を、」を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(消防次長)

第5条 各部及び各消防署の総合調整を図るため、局に消防次長（以下「次長」という。）を置く。

2 次長は、消防長を補佐し、所属員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(静岡市職員表彰規則の一部改正)

2 静岡市職員表彰規則（平成16年静岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「消防局次長」を「消防次長」に改める。

(静岡市消防表彰規則の一部改正)

3 静岡市消防表彰規則（平成15年静岡市規則第247号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「消防局次長」を「消防次長」に改める。

(静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正)

4 静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則（平成15年静岡市規則第248号）の一部を次のように改正する。

別表消防正監の項中「局次長」を「消防次長」に改める。

静岡市規則第5号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

障害者施策推進協議会 会長印	24	隸書	正方形	方21	1	障害者福祉課長
障害支援区分認定等審 査会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	障害者福祉課長

を

「

障害者施策推進協議会 会長印	24	隸書	正方形	方21	1	障害福祉企画課長
障害支援区分認定等審 査会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	障害者支援推進課 長

に、

「

精神保健福祉審議会会 長印	24	隸書	正方形	方21	1	精神保健福祉課長
青少年問題協議会会長 印	24	てん書	正方形	方18	1	青少年育成課長

を

」

精神保健福祉審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	精神保健福祉課長	に、
--------------	----	----	-----	-----	---	----------	----

みどり審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	緑地政策課長	を
-----------	----	----	-----	-----	---	--------	---

みどり審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	緑地政策課長	に、
都市公園審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	緑地政策課長	

空家等対策審議会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	建築指導課長	を
-------------	----	-----	-----	-----	---	--------	---

空家等対策審議会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	住宅政策課長	に
-------------	----	-----	-----	-----	---	--------	---

改める。

別表第3の1市印の表中

障害者支援課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	12	各福祉事務所障害者支援課長	障害福祉制度における資格及び給付に関する事務用	を
------------	---	----	-----	------------	----	---------------	-------------------------	---

障害者支援課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	26	各福祉事務所障害	障害福祉制度における資格及び給付	に
------------	---	----	-----	------------	----	----------	------------------	---

						者支援課 長	に関する事務用
--	--	--	--	--	--	-----------	---------

改め、別表第3の2市長印の表中

職員厚生課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	職員厚生 課長	職員の福利厚生、 静岡縣市町村職員 共済組合並びに非 常勤職員の社会保 険及び雇用保険に 関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

を

職員厚生課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	職員厚生 課長	職員の福利厚生、 静岡縣市町村職員 共済組合並びに非 常勤職員の社会保 険及び雇用保険に 関する事務用
危機管理課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	危機管理 課長	感震ブレーカー設 置事業に係る補助 に関する事務用

に、

廃棄物対策 課専用市長 印	5	隸書	正方形	方21	1	廃棄物対 策課長	一般廃棄物に係る 許可、浄化槽に係 る補助金、産業廃 棄物及び使用済自 動車の再資源化等 に関する事務用
---------------------	---	----	-----	-----	---	-------------	---

を

収集業務課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	収集業務 課長	リサイクル施策に 係る補助及び廃棄 物減量等推進員に 関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

」

「

廃棄物対策 課専用市長 印	5	隸書	正方形	方21	1	廃棄物対 策課長	一般廃棄物に係る 許可、浄化槽に係 る補助金、産業廃 棄物及び使用済自 動車の再資源化等 に関する事務用
---------------------	---	----	-----	-----	---	-------------	---

に、

」

「

保険年金管 理課専用市 長印	5	隸書	正方形	方21	1	保険年金 管理課長	高額療養費の貸付 け、高額介護合算 療養費の支給、第 三者行為に係る損 害賠償請求、国民 健康保険の保険給 付の返納、国民健 康保険井川診療所 の診療報酬の請求 並びに健康保険法 の一部を改正する 法律（平成18年法 律第83号）第7条 の規定による改正 前の老人保健法に よる医療に係る通
----------------------	---	----	-----	-----	---	--------------	--

を

							知及び認定に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	--------------

「

保険年金管理課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保険年金管理課長	高額療養費の貸付け、第三者行為に係る損害賠償請求、国民健康保険の保険給付の返納及び国民健康保険井川診療所の診療報酬の請求に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	---

に、

「

地域リハビリテーション推進センター専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	地域リハビリテーション推進センター所長	身体障害者手帳及び指定自立支援医療機関に係る事務用
------------------------	---	----	-----	-----	---	---------------------	---------------------------

を

「

地域リハビリテーション推進センター専用市長印	9	隸書	正方形	方21	1	地域リハビリテーション推進センター所長	身体障害者手帳及び指定自立支援医療機関に係る事務用
------------------------	---	----	-----	-----	---	---------------------	---------------------------

に、

「

こころの健康センター専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	こころの健康センターの事務長	精神保健診療事業、入院に係る報告、退院等請求及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務並びに精神保健研修の修了証書用
動物指導センター専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	動物指導センター所長	動物取扱業及び特定動物の飼養又は保管の許可並びに飼い犬に係る措置命令に関する事務用

を

」

「

こころの健康センター専用市長印	9	隸書	正方形	方21	1	こころの健康センターの事務長	精神保健診療事業、入院に係る報告、退院等請求及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務並びに精神保健研修の修了証書用
動物指導センター専用市長印	9	隸書	正方形	方21	1	動物指導センター所長	動物取扱業及び特定動物の飼養又は保管の許可並びに飼い犬に係る措置命令に関する事務

に、

							用
--	--	--	--	--	--	--	---

「

子ども家庭課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	子ども家庭課長	子ども医療費、母子家庭等医療費、不妊治療費、里帰り等妊婦健康診査費及び里帰り等新生児等聴覚スクリーニング検査費の助成、児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の支給、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の援護並びに産後ケア事業及びママケアデイサービス事業の利用承認に関する事務用
-------------	---	----	-----	-----	---	---------	--

を

「

子ども家庭課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	子ども家庭課長	子ども医療費、母子家庭等医療費、不妊治療費、里帰り等妊婦健康診査
-------------	---	----	-----	-----	---	---------	----------------------------------

							費、里帰り等産婦健康診査費及び里帰り等新生児等聴覚スクリーニング検査費の助成、児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の支給、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の援護並びに産後ケア事業及びママケアデイサービス事業の利用承認に関する事務用	に、
--	--	--	--	--	--	--	--	----

「

農地整備専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	農地整備課長	土地改良事業及び災害復旧に係る工事、農業集落排水事業、土地改良事業等補助金、多面的機能発揮促進事業交付金、道路、河川等の境界明示、登記並びに公文書の公開決定に	を
-----------	---	----	-----	-----	---	--------	---	---

							関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	--------

「

農地整備課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	農地整備 課長	土地改良事業及び 災害復旧に係る工 事、農業集落排水 事業、土地改良事 業等補助金、多面 的機能発揮促進事 業交付金、道路、 河川等の境界明 示、登記並びに公 文書の公開決定に 関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	---

に、

「

緑地政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	緑地政策 課長	風致地区及び公園 等の事業用地の取 得に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	----------------------------------

を

「

緑地政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	緑地政策 課長	風致地区、公園の 維持管理、公園等 の事業用地の取 得、生産緑地及び 緑化に関する計画 に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

に、

「

予防課専用	5	隸書	正方形	方21	5	予防課長	危険物施設等の規
-------	---	----	-----	-----	---	------	----------

市長印							制、査察及び違反 処理、煙火の消費 許可等並びに石油 コンビナート等に おける特定防災施 設等の検査に関す る事務用	を
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

「

予防課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	5	予防課長	危険物施設等の規 制、査察及び違反 処理、火薬類取締 法（昭和25年法律 第149号）に基づく 許可、検査等並び に石油コンビナー ト等における特定 防災施設等の検査 に関する事務用	に
消防署専用 市長印	10	隸書	正方形	方21	8	各消防署 長	煙火の消費の許可 に関する事務用	

改め、別表第3の4その他の印の表中

「

航空課専用 消防局長印	29	隸書	正方形	方21	1	航空課長	ヘリコプターの運 行に関する事務用	を
----------------	----	----	-----	-----	---	------	----------------------	---

「

航空課専用 消防局長印	29	隸書	正方形	方21	1	航空課長	ヘリコプターの運 航に関する事務用	に
----------------	----	----	-----	-----	---	------	----------------------	---

改める。

別表第4中

「

9 削除

10 削除

を

」

「

9

〇〇センター
静岡市長印
専用

10

〇〇署
静岡市長印
専用

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第6号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中テをナとし、ツをトとし、同号チ中「よる被保護者からの」を「による」に改め、同チを同号テとし、同号タ中「偽りその他不正の手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者からの」を削り、同タを同号ツとし、同号ソ中「不実の申請その他不正な手段をもって保護を受け、又は受けさせた者からの」を削り、同ソを同号チとし、同チの前に次のように加える。

タ 法第77条の2第1項の規定による費用の徴収に関すること。

第6条第1号セ中「扶養義務者からの」を削り、同セを同号ソとし、同号サから同号スまでを同号シから同号セまでとし、同号コ中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。

第7条第2号コ中「第13条の4」を「第13条の5」に改める。

第10条第1項第1号から第4号までの規定中「、スポーツ交流課」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第7号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第5条中「前条の」を「前条の規定による」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、前条後段の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、公務外（通勤非該当）災害通知書（様式第3号の2）により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第29条の2 実施期間は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、条例第24条第1項及び第26条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

様式第2号及び様式第3号中「通知します」を「静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第8号

静岡市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市補助金等交付規則の一部を改正する規則

静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- （1）暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- （2）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団員の配偶者（静岡市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者をいう。）
- （4）暴力団員等と密接な関係を有するもの

第16条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- （4）第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第9号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害その他の理由により市長が特に必要があると認める場合には、同項の見積期間を市長が定める期間とすることができる。

第12条第1項中「係るもの」の次に「及び災害その他の理由により市長が特に認める建設工事に係るもの」を加える。

第15条中「に下請負契約書又は請書等の写しを添えて」を「を」に改め、同条後段中「下請負人」を「通知した事項のうち下請負人」に改める。

第19条を次のように改める。

（建設工事の着手）

第19条 受注者は、特に期日を定めたものを除き、請負契約締結後速やかに建設工事に着手しなければならない。

第20条第1項及び第4項中「請負契約締結後」を「請負契約締結の日から」に改める。

第22条第1項中「受注者は」の次に「、請負契約締結の日から14日以内に」を加え、同項第4号中「監理技術者資格者証の交付を受けた専任」を「専任」に改め、「同条第2項に規定する」及び「で、同条第4項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した監理技術者」を削る。

第45条第2項中「受けたときは」の次に「、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条第1項の規定に基づき」を加える。

第47条第8項中「（昭和24年法律第256号）」を削る。

様式第10号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第13号中「氏名」を「現場代理人氏名」に改め、同様式（注）1中「小数第二位」を「小数第2位」に、「第一位」を「小数第1位」に改める。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第23号及び様式第24号中「第66条関係」を「第67条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(様式第13号及び様式第15号の改正改定を除く。)による改正後の静岡市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

静岡市規則第10号

静岡市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市営墓地条例施行規則（平成15年静岡市規則第173号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

面積（㎡）	管理料（円）
0.81	2,560
1.30	2,920
1.60	3,140
1.65	3,170
1.80	3,280
2.00	3,430
2.10	3,490
2.15	3,540
2.20	3,570
2.25	3,610
2.30	3,640
2.31	3,650
2.40	3,710
2.50	3,790
2.60	3,860
2.64	3,890
2.65	3,890
2.70	3,930
3.00	4,150

3.30	4,360
3.31	4,370
3.60	4,580
3.80	4,730
3.90	4,800
4.00	4,880
4.10	4,940
4.30	5,090
4.40	5,160
4.50	5,230
4.60	5,310
4.75	5,410
4.95	5,560
5.22	5,760
5.30	5,810
5.50	5,960
5.60	6,030
5.80	6,180
6.00	6,320
6.10	6,390
6.30	6,530
6.50	6,680
6.60	6,750
6.62	6,760
6.90	6,970
7.30	7,260
7.40	7,330
7.50	7,400
7.60	7,480
7.70	7,570

8. 10	7, 900
8. 20	8, 010
8. 25	8, 120
8. 30	8, 120
8. 60	8, 460
8. 65	8, 460
8. 70	8, 560
8. 80	8, 670
9. 00	8, 900
9. 20	9, 000
9. 40	9, 220
9. 50	9, 340
9. 60	9, 440
9. 90	9, 770
10. 90	10, 760
12. 40	12, 200
13. 20	12, 960
13. 50	13, 300
15. 40	15, 160
15. 50	15, 270
16. 50	16, 260
17. 20	16, 920
19. 80	19, 560
21. 50	21, 210
24. 70	24, 400
24. 80	24, 510
26. 18	25, 840
26. 40	26, 060
29. 70	29, 360
33. 00	32, 660

43.00	42,560
-------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市営墓地条例施行規則別表第2の規定は、平成31年度以後の年度分の管理料について適用し、平成30年度までの年度分の管理料については、なお従前の例による。

静岡市規則第11号

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成25年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「の申請書及び省令第5条の10の2第1項」を「、第5条の5の2の2第1項、第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項」に改め、同条第2項中「において」の次に「読み替えて」を加える。

第29条を次のように改める。

第29条 省令第9条の2第2項第15号（省令第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面又は省令第10条の4第2項第9号（省令第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面は、特定不利益処分を受けていない旨の誓約書（様式第38号）によるものとする。

第33条から第35条までを削る。

第32条中「省令第9条の2第2項第10号（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。）、第11条第6項第11号」を「省令第11条第6項第11号」に改め、同条を第35条とする。

第31条中「省令第9条の2第2項第7号（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。）、第11条第6項第8号」を「省令第11条第6項第8号」に、「資産調書」を「資産に関する調書」に改め、同条を第34条とし、同条の前に次の1条を加える。

第33条 省令第11条第6項第6号の当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、省令第12条の9第3項第6号の変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類又は第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ若しくは第12条の12第2項第3号の当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を

記載した書類は、産業廃棄物処理施設等資金総括調書（様式第39号の2）によるものとする。

第30条中「省令第9条の2第2項第5号（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。）又は第10条の4第2項第7号」を「省令第10条の4第2項第7号」に、「産業廃棄物処理業等資金総括調書」を「産業廃棄物処分業資金総括調書」に改め、同条を第32条とし、第29条の次に次の2条を加える。

第30条 省令第10条の4第2項第1号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の事業計画の概要を記載した書類は、産業廃棄物処分業等事業計画概要書（様式第38号の2）によるものとする。

第31条 省令第10条の4第2項第4号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、処分後の産業廃棄物等処理方法書（様式第38号の3）によるものとする。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

第50条中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

様式第2号その1及び様式第3号その1中

「		搬入時間	(平日) 8:30~11:30	13:00~16:00	を
			(土) 8:30~11:00		
」					

「		搬入時間	(平日) 8:30~12:00	13:00~16:00	に
			(土) 8:30~12:00		
」					

改める。

様式第14号第4面（注）8及び様式第15号第4面（注）8中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

様式第23号（裏）中

「	埋め立てた廃棄物の種類及び数量及び性状	種	類	数量 (m ³)	性	状	を
」							

「

埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種 類	数量 (m ³)	性 状
--	-----	----------------------	-----

に

」

改める。

様式第24号（表）中「第9条の3第11項において」の次に「読み替えて」を加え、

「

埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m ³)
-------------------	-----	-----------------------

を

」

「

埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種 類	数 量 (m ³)
---	-----	-----------------------

に

」

改め、同様式を様式第24号その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第38号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第38号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第39号中「第30条関係」を「第32条関係」に、「産業廃棄物処理業等資金総括調書」を「産業廃棄物処分業資金総括調書」に、

「

(収集運搬車両)	
(積替保管施設)	
(処理施設)	

を

」

「

処分施設	

に

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第40号中「第31条関係」を「第34条関係」に、「資産調書」を「資産に関する調書」に改める。

様式第41号中「第32条関係」を「第35条関係」に、「までに掲げる者でない」を「に該当しない者である」に改める。

様式第42号から様式第45号までを次のように改める。

様式第42号から様式第45号まで 削除

様式第60号中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第12号

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成21年静岡市規則第92号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

- 2 「種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第3号（注）中3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 「産業廃棄物の種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第4号（注）中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 「処分前の産業廃棄物の種類」及び「処分後の産業廃棄物の種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第5号（注）中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」の欄は、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第6号（注）中4を5とし、1から3までを2から4までとし、1として次のように加える。

- 1 「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」の欄は、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第6号別紙(注)中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 「処分前の産業廃棄物の種類」及び「処分後の産業廃棄物の種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第7号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改め、同様式(注)2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第9号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改め、同様式(注)2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第10号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改め、同様式(注)2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第11号、様式第13号及び様式第14号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改める。

様式第15号中「産業廃棄物の種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第13号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第11条の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第1項中「特定疾病の認定申請書」を「特定疾病認定申請書」に改め、同条第2項中「第27条の17第1項の規定による高額療養費の支給申請書」を「第27条の16第1項に規定する高額療養費支給申請書」に改める。

第11条の2第1項中「様式第15号の2」を「様式第15号の2の4」に改め、同条を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

（年間の高額療養費に係る手続）

第11条の2 省令第27条の17の2第1項又は第27条の17の3第1項に規定する高額療養費支給申請書は、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第15号の2）によるものとする。

2 省令第27条の17の2第4項に規定する高額療養費等の額の算定の申請又は省令第27条の17の3第5項に規定する証明書の交付申請は、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書によるものとする。

3 市長は、省令第27条の17の3第1項の規定により第1項の申請書の提出を受けたとき、又は省令第27条の17の3第5項の規定により前項の申請書の提出を受けたときは、静岡市国民健康保険高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書（様式第15号の2の2）を申請者に交付しなければならない。

4 市長は、省令第27条の17の2第1項の規定により第1項の申請書の提出を受けたとき、省令第27条の17の2第4項の規定により第2項の申請書の提出を受けたとき、又は前項の規定により証明書を交付した申請者について省令第27条の17の2第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに審査決定し、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給（不支給）

決定通知書（様式第15号の2の3）により申請者に通知する。

第13条第1項中「第27条の14の4第1項」を「第27条の14の5第1項」に改め、同条第2項中「第27条の14の4第2項の規定による」を「第27条の14の5第2項に規定する」に改める。

第14条第1項中「第27条の14の4第6項において」を「第27条の14の5第6項において読み替えて」に、「に規定する」を「の規定による」に改める。

様式第9号その2及び様式第9号その3を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第9号その4（甲）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第15号の2中「第11条の2関係」を「第11条の3関係」に改め、同様式を様式第15号の2の4とし、様式第15号の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第15号の3及び様式第15号の4中「第11条の2関係」を「第11条の3関係」に改める。
様式第21号その1（2枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その2（2枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その3（2枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その4（1枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その5（1枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第21号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第14号

静岡市がん対策推進協議会規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市がん対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市がん対策推進条例（平成31年静岡市条例第 号）第19条第8項の規定に基づき、静岡市がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第15号

港湾会館清水日の出センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

港湾会館清水日の出センター条例施行規則の一部を改正する規則

港湾会館清水日の出センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「。以下「許可申請書」という。」を削る。

第4条から第7条までを次のように改める。

（利用料金の承認手続等）

第4条 指定管理者は、条例第14条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、港湾会館清水日の出センター利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、港湾会館清水日の出センター利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証をセンターを利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の基準等）

第5条 条例第14条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

（1）国又は地方公共団体が公用のため利用するとき 利用料金の全額

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第14条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、

その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第14条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰すことができない理由で利用できなかったとき 利用料金の全額
- (2) センターを利用しようとする日の10日前までに利用の取消しの申出があったとき 利用料金の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が還付の必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第14条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用の許可の取消しの申出)

第7条 利用者は、センターの利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、港湾会館清水日の出センター利用許可取消申出書（様式第5号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

第9条中「第17条」を「第15条」に、「様式第9号」を「様式第6号」に改め、同条第1号中「様式第10号」を「様式第7号」に改め、同条第2号中「様式第11号」を「様式第8号」に改める。

様式第1号中「(あて先)」を「宛先」に、「施設・器具使用料」を「施設・器具利用料金」に改める。

様式第2号中

「

許 可 変更許可	年月日	年 月 日	許 可 変更許可	第 号	を
-------------	-----	-------	-------------	-----	---

」

「

許 可 変更許可	年月日	年 月 日	許 可 変更許可	第 号	に
施 設・器 具	施		器		

」

利	用	料	金	設		円	具		円
---	---	---	---	---	--	---	---	--	---

」

改める。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号から様式第8号までを削る。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に、「第17条」を「第15条」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第10号を様式第7号とし、様式第11号を様式第8号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第3条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第4条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第5条第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「第9条」を「第8条」に、「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第9号」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「様式第12号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「第10条ただし書」を「第9条ただし書」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「様式第13号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第3項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「様式第14号」を「様式第12号」に、「様式第15号」を「様式第13号」に改め、同条第4項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「様式第16号」を「様式第14号」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第16条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「第20条第2項」を「第19条第2項」に、「様式第17号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「様式第18号」を「様式第16号」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項及び第2項中「第20条第4項」を「第19条第4項」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「第20条第5項」を「第19条第5項」に改め、同条第2項中「第20条第5項」を「第19条第5項」に、「第12条第5項」を「第11条第5項」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「第21条」を「第20条」に、「様式第19号」を「様式第17号」に改め、同条第1号中

「様式第20号」を「様式第18号」に改め、同条第2号中「様式第21号」を「様式第19号」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号から様式第8号までを1様式ずつ繰り上げる。

様式第9号を削る。

様式第10号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第11号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第12号中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第13号中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第14号中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第15号中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第16号中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第17号中「第12条関係」を「第11条関係」に、「静岡市自転車等駐車場条例施行規則第12条第1項の規定により、静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金について承認を受けたいので」を「静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市自転車等駐車場条例施行規則第11条第1項の規定により」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第18号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第19号中「第15条関係」を「第14条関係」に、「第21条」を「第20条」に、「第15条の」を「第14条の」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第20号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第21号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第17号

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市屋外広告物条例施行規則(平成15年静岡市規則第218号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改め、同条第3項中「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に、「条例第18条に規定する堅^ろ々な広告物等の管理者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第28条第1項第1号又は第4号に掲げる者
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士の資格を有する者で、条例第28条第1項第2号又は第3号に規定する講習会の課程を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者

第24条第2項第1号中「(昭和25年法律第202号)」を削り、同項第4号中「帆布製品科」を「帆布製品製造科」に、「職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1」を「同規則別表第11の3の3」に改める。

様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定（「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める部分を除く。）は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第18号

静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市会計管理者等事務専決規則（平成17年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第174条の45第2項」を「第174条の43第2項」に改める。

別表第1 静岡会計課及び清水会計課に関する事項の表中

「

<p>(19) 負担金、補助及び交付金</p> <p>ア 心身障害者扶養共済掛金、国民健康保険給付金、国民健康保険事業費納付金、介護納付金、老人保健拠出金、後期高齢者支援金等拠出金、介護保険給付金、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「改正前の老人保健法」という。）による医療に係るもの及び後期高齢者医療広域連合納付金</p>		<p>○</p>
---	--	----------

を

」

「

<p>(19) 負担金、補助及び交付金</p> <p>ア 心身障害者扶養共済掛金、国民健康保険給付金、国民健康保険事業費納付金、介護保険給付金及び後期高齢者医療広域連合納付金</p>		<p>○</p>
---	--	----------

に、

」

(23) 償還金、利子及び割引料 ア 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る償還金及び還付加算金		○	を
---	--	---	---

(23) 償還金、利子及び割引料 ア 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る償還金及び還付加算金並びに国民健康保険給付費等交付金に係る償還金		○	に
---	--	---	---

改める。

別表第2中

(19) 負担金、補助及び交付金 ア 心身障害者扶養共済掛金、国民健康保険給付金、国民健康保険事業費納付金、介護納付金、老人保健拠出金、後期高齢者支援金等拠出金、介護保険給付金、改正前の老人保健法による医療に係るもの及び後期高齢者医療広域連合納付金	○	を
---	---	---

(19) 負担金、補助及び交付金 ア 心身障害者扶養共済掛金、国民健康保険給付金、国民健康保険事業費納付金、介護保険給付金及び後期高齢者医療広域連合納付金	○	に、
--	---	----

(23) 償還金、利子及び割引料	
------------------	--

ア 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る償還金及び還付加算金	○	を
「		
(23) 償還金、利子及び割引料 ア 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る償還金及び還付加算金並びに国民健康保険保険給付費等交付金に係る償還金	○	に
」		

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第19号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「				
総務局東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員	を
」				
「				
総務局市長公室東 京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員	に、
」				
「				
市民局戸籍管理課	課長	墓地使用料、納骨堂使用料、 斎場使用料、改葬許可証交付 手数料、墓地使用許可証明交 付手数料、納骨堂使用許可証 明交付手数料、埋火葬許可に 係る証明書交付手数料、市営 墓地管理料及び所管に係る 諸収入の収納	所属職員	を
市民局井川支所	支所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員	
」				
「				
市民局戸籍管理課	課長	墓地使用料、納骨堂使用料、 斎場使用料、改葬許可証交付	所属職員	

		手数料、墓地使用許可証明交付手数料、納骨堂使用許可証明交付手数料、埋火葬許可に係る証明書交付手数料、市営墓地管理料及び所管に係る諸収入の収納		に、
--	--	--	--	----

観光交流文化局歴史文化課	課長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	を
観光交流文化局文化財課	課長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	
観光交流文化局まちは劇場推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員	

観光交流文化局歴史文化課	課長	各種発行物売払収入の収納	所属職員	に、
観光交流文化局文化財課	課長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	

環境局廃棄物処理課	課長	廃棄物処理手数料の収納	所属職員	を
保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課	課長	障害者歯科保健センター使用料及び各種証明閲覧手数料の収納	所属職員	

環境局廃棄物処理課	課長	廃棄物処理手数料の収納	所属職員	に、
-----------	----	-------------	------	----

課			
---	--	--	--

保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課	課長	国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、保育所入所者負担金及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員	を
-----------------------	----	--	------	---

保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課	課長	国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、こども園使用料、保育所入所者負担金及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員	に、
-----------------------	----	---	------	----

保健福祉長寿局保健衛生医療部清水看護専門学校	事務長	看護専門学校入学検定料及び証明手数料の収納	事務長	を
------------------------	-----	-----------------------	-----	---

「

保健福祉長寿局保健衛生医療部清水看護専門学校	事務長	看護専門学校入学検定料及び証明手数料の収納	所属職員
------------------------	-----	-----------------------	------

に、

」

「

都市局都市計画部都市計画課	課長	各種発行物売払収入	所属職員
都市局都市計画部交通政策課	課長	所管に係る諸収入及び保管自転車売却収入の収納	所属職員
都市局都市計画部市街地整備課	課長	土地区画整理清算金の収納	所属職員
都市局都市計画部緑地政策課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

」

「

都市局都市計画部都市計画課	課長	各種発行物売払収入の収納	所属職員
都市局都市計画部交通政策課	課長	保管自転車売却収入、駐車場使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
都市局都市計画部市街地整備課	課長	土地区画整理清算金の収納	所属職員

に、

」

「

教育委員会事務局教育局教育総務課	課長	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家使用料、清水和田島自然の家使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------------	----	---	------

を

」

教育委員会事務局 教育局教育総務課	課長	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	に
----------------------	----	--------------------------------------	------	---

改める。

別表第2中

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入、コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比体育館使用料、鳥獣飼養登録手数料、地縁団体告示事項証明手数料、改葬許可証交付手数料（清水区役所に限る。）、墓地使用許可証明交付手数料（清水区役所に限る。）及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	を
-----------	----	---	------	---

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入、コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、清水三保体育館使用料、由比体育館使用料、鳥獣飼養登録手数料、地縁団体告示事項証明手数料、改葬許可証交付手数料（清水区役所に限る。）、墓地使用許可証	所属職員	に
-----------	----	--	------	---

		明交付手数料（清水区役所に限る。）及び所管に係る諸収入の収納	
--	--	--------------------------------	--

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第20号

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則（平成15年静岡市規則第249号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」という。)の次に「第17条第3項の規定に基づき消防長に準ずる職について、及び法」を加え、「静岡市消防局」を「静岡市消防局」に、「事項を」を「事項について」に改める。

第2条中「消防局次長」を「消防次長、消防局消防部長」に改める。

第3条の見出し中「の職務」を削り、同条に次の2項を加える。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、これを再任することができる。

第9条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において」を「前項の場合においては」に改め、「取扱い」の次に「(審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 局長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

「

※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付 年 月 日	
------------------	-------------------	--

を

」

「

※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付 年 月 日	
(意見取りまとめ者を經由する場合) 意見取りまとめ者から消防局 消防部消防総務課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い		記名・匿名

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第21号

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市営住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第242号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第28号の4中「身元引受人」を「緊急連絡先」に改める。

様式第35号中「静岡市営住宅条例第53条の規定により静岡市営住宅指定管理者の指定を受けたいので」を「市営住宅等の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市営住宅条例第54条の規定により」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市営住宅条例施行規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

静岡市規則第22号

静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則
静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条及び第13条」を「第12条及び第14条」に、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）」を「特例政令」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第23号

静岡市清水防災センター条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水防災センター条例施行規則を廃止する規則

静岡市清水防災センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第262号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第24号

静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市消防局長事務専決規則（平成15年静岡市規則第246号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一部を」の次に「消防次長、」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第25号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則（平成15年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		診療部長	120,000円		を
「		診療部長	120,000円		に、
		消防次長			
「		副区長			を
「		副区長			に、
		市長公室長			
「		担当課長（行政職5級の職務にある者）	78,700円		を
		副署長（行政職5級の職務にある者）	72,300円		
		分署長（行政職5級の職務にある			

	者)		
	参事		

」

「

副署長（消防監の職務にある者）	80,200円
副署長（消防司令長の職務にある者）	79,400円
担当課長	78,700円
分署長	72,300円
参事	

に

」

改める。

別表第2中

「

行政職給料表	8級	107,100円	職務の級が4級の職員については、市長が指定する者に限る。
--------	----	----------	------------------------------

を

」

「

行政職給料表	8級	107,100円	職務の級が4級の職員については、市長が指定する者に限る。
		90,500円	

に、

」

「

	5級	54,500円	
--	----	---------	--

を

」

「

5級	54,500円
	52,700円
	52,200円

」に

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第26号

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「(大井川町を編入する前の焼津市の区域に限る。)」を削り、「(藤枝市に編入される前の岡部町の区域に限る。)及び富士市（富士市に編入される前の富士川町の区域に限る。）」を「、富士市、島田市、牧之原市、富士宮市並びに榛原郡吉田町及び川根本町」に改め、同条第4項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第27号

静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成22年静岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第28号

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「83,000円」の次に「、80,200円、79,400円」を、「54,500円」の次に「、52,700円、52,200円」を加える。

第3条第1項の表中「83,000円」の次に「、80,200円、79,400円」を、「54,500円」の次に「、52,700円、52,200円」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第29号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「いう。）、」を「いう。）及び」に改め、「及び静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」という。）」を削り、同条第3項中「、市長等（清水駅東口駐車場以外の駐車場にあつては市長を、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）は」を削り、「限り」の次に「、静岡駅北口地下駐車場にあつては市長は、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者は」を加える。

第3条及び第4条第1項中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第5条の見出しを「（静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券）」に改め、同条中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第6条を削る。

第7条中「及び草薙駅前駐車場」を削り、「市長等」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項中「市長等」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「市長等」を「指定管理者」に改め、同条第3号中「及び草薙駅前駐車場」を削り、同条を第8条とする。

第10条を削る。

第11条第1項から第3項までの規定中「及び草薙駅前駐車場」を削り、同条第4項を削り、同条を第9条とする。

第12条中「第7条」を「第6条」に、「様式第8号」を「様式第7号」に、「市長等」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「様式第9号」を「様式第8号」に、「市長等」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「、清水駅東口駐車場及び草薙駅前駐車場」を「及び清水駅東口駐車場」に改め、同条を第12条とし、第15条から第17条までを2条ずつ繰り上げる。

第18条第1項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「第15条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条を第17条とし、第20条を第18条とする。

第21条第2項中「第19条第5項」を「第17条第5項」に改め、同条を第19条とする。

第22条中「様式第12号」を「様式第11号」に改め、同条第1号中「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同条第2号中「様式第14号」を「様式第13号」に改め、同条を第20条とし、第23条を第21条とし、第24条を第22条とする。

別表1 静岡駅北口地下駐車場の表中「1 静岡駅北口地下駐車場」を削り、別表2 草薙駅前駐車場の表を削る。

様式第1号中

「

(2) 草薙駅前駐車場用

↑	
駐車券	入出場できる時間 午前6時～午後12時 PARKING TICKET
静岡市草薙駅前駐車場 SHIZUOKA CITY KUSANAGI EKIMAE PARKING	
御注意	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場内では係員の指示に従ってください。 2 駐車場内での盗難等については、一切責任を負いません。 3 この券は、折り曲げたり、濡らしたり、磁気のあるものに近付けないでください。 </div>	
(発行番号) (年月日) (時間)	

を削り、「(3) 静岡駅北

」

口地下駐車場用」を「(2) 静岡駅北口地下駐車場用」に改める。

様式第2号中

「

(1) 草薙駅前駐車場用

領	収
静岡市出納員	
静岡市草薙駅前駐車場	
静岡市	
(日付)	
(発行番号)	
(出車日時刻)	
(入車日時刻)	
(駐車券発行番号)	
(使用料)	
(回数券利用額)	
(領収額)	

及び「(2) 静岡駅北口地下駐車場用」を

」

削る。

様式第3号中

「

(2) 草薙駅前駐車場用

回数駐車券	(円)
静岡市草薙駅前駐車場	
SHIZUOKA CITY	
KUSANAGI EKIMAE PARKING	
⇒	
御注意	
1 精算機により駐車料金を精算する場合は、駐車券の後にこの券を挿入してください。	
2 この券は、折り曲げたり、濡らしたり、磁気のあるものに近付いたりしないでください。	

を削り、「(3)

」

静岡駅北口地下駐車場用」を「(2) 静岡駅北口地下駐車場用」に改める。

様式第4号中

「

(1) 草薙駅前駐車場用

領 収 静岡市出納員 静岡市草薙駅前駐車場 静岡市 (日付) (時間) (発行番号) (区分番号) (領収額)

及び「(2) 静岡駅北口地下駐車場用」を削

」

る。

様式第5号備考以外の部分中「第7条関係」を「第6条関係」に、「(宛先)静岡市長」を「(宛先) 指定管理者

名称 に、「静岡市 駐車場」を「静岡市清水駅東口駐車場」に改め、
代表者氏名」

同様式備考を削る。

様式第6号中「第8条関係」を「第7条関係」に、

「(1) 清水駅東口駐車場用
ア 平日」を「(1) 平日」に、「 イ 全日」を「(2) 全日」に改

め、

「

(2) 草薙駅前駐車場用

車種	使用者名
----	------

		を
(全日)		
静岡市草薙駅前駐車場		
SHIZUOKA CITY		
KUSANAGI EKIMAE PARKING		
有効期限	年	月
		日まで
		自動車登録番号

削る。

様式第7号を削る。

様式第8号備考以外の部分中「第12条関係」を「第10条関係」に、

「(宛先) 指定管理者

「(宛先) 静岡市長」を 名称 に、「静岡市 駐車場」を「静岡市清水
代表者氏名」

駅東口駐車場」に改め、同様式備考を削り、同様式を様式第7号とする。

様式第9号備考以外の部分中「第13条関係」を「第11条関係」に、

「(宛先) 指定管理者

「(宛先) 静岡市長」を 名称 に、「静岡市 駐車場」を「静岡市清水
代表者氏名」

駅東口駐車場」に改め、同様式備考を削り、同様式を様式第8号とする。

様式第10号中「第19条関係」を「第17条関係」に、「第19条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第19条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第12号中「第22条関係」を「第20条関係」に、「第22条の」を「第20条の」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第13号中「第22条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第14号中「第22条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第30号

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「

5	その他	
---	-----	--

を

」

「

5	世帯員	増減	氏名	子ども の続 柄	生年月日	障害 者手 帳等	備考	
		<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
		<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
		<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
		<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
		<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
		<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
		<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	

に

	増減理由	<input type="checkbox"/> 転出・転入・転居 <input type="checkbox"/> 単身赴任（赴任先住所） <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6	その他	

改める。

様式第14号中

5 世帯員	増減	氏名	子どもとの続柄	生年月日	障害者手帳等	備考	
	<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
	<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
	<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
	<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
	<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
	<input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> 減員				年 月 日	有・無	
	増減理由	<input type="checkbox"/> 転出・転入・転居 <input type="checkbox"/> 単身赴任（赴任先住所） <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

を

6	その他	
---	-----	--

」

「

5	その他	
---	-----	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第31号

静岡市三保松原文化創造センター条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市三保松原文化創造センター条例の施行期日を定める規則

静岡市三保松原文化創造センター条例（平成30年静岡市条例第76号）の施行期日は、平成31年3月30日とする。

静岡市規則第32号

静岡市予算規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市予算規則の一部を改正する規則

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「歳入調定の整理区分」を削り、

「

分離課税所得 割交付金		〃	〃	〃
道府県民税所 得割臨時交付 金		〃	〃	〃

を

」

「

分離課税所得 割交付金		〃	〃	〃
----------------	--	---	---	---

に、

」

「

自動車取得税 交付金		〃	〃	〃
---------------	--	---	---	---

を

」

「

自動車取得税 交付金		〃	〃	〃
環境性能割交 付金		〃	〃	〃

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第33号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条アセットマネジメント推進課の所掌事務（7）を削る。

第4条健康づくり推進課の所掌事務中（15）を（17）とし、（12）から（14）までを（14）から（16）までとし、（11）の次に次のように加える。

（12）歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する計画に関する事。

（13）歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進会議に関する事。

第4条保健医療課の所掌事務中（22）を（24）とし、（13）から（21）までを（15）から（23）までとし、（12）の次に次のように加える。

（13）がん対策の推進に関する計画に関する事。

（14）がん対策推進協議会に関する事。

第4条青少年育成課の所掌事務中（3）を削り、（4）を（3）とし、（5）から（11）までを（4）から（10）までとする。

第4条建築総務課の所掌事務中（8）を（9）とし、（5）から（7）までを（6）から（8）までとし、（4）の次に次のように加える。

（5）都市景観表彰選考委員会に関する事。

第4条道路計画課の所掌事務中（11）を（12）とし、（10）の次に次のように加える。

（11）道の駅整備検討委員会に関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第34号

静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則

静岡市区役所に属する職員の兼職に関する規則（平成17年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第35号

平成31年度の組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

平成31年度の組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(静岡市広報及び広聴に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市広報及び広聴に関する規則(平成15年静岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務局広報課」を「総務局市長公室広報課」に改める。

(静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部改正)

第2条 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則(平成18年静岡市規則第179号)の一部を次のように改正する。

第4条中「保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課」を「保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課」に改める。

(静岡市都市公園条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市都市公園条例施行規則(平成15年静岡市規則第219号)の一部を次のように改正する。

第9条中「都市局都市計画部公園整備課」を「都市局都市計画部緑地政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第36号

静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

静岡市生活保護法施行細則（平成15年静岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第24条中「様式第54号」を「様式第56号」に改め、同条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第24条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書（様式第54号）による。

（進学準備給付金支給決定通知書）

第25条 所長は、法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給を決定したときは、進学準備給付金支給決定通知書（様式第55号）により通知するものとする。

様式第54号中「第24条関係」を「第26条関係」に改め、同様式を様式第56号とし、様式第53号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市規則第37号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「規定する部長」の次に「、市長公室長」を加える。

第4条第1項第3号中「、戦略広報監」を削る。

第5条第1項中「部（）」の次に「市長公室、」を加え、同条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第4項中「課（）」の次に「総務局にあっては総務課を、」を加え、「部を置く局にあっては、」を「その他の局に部を置く場合にあっては」に改める。

第10条第1項の表中

「

部長等	専決事項に応じて市長が指定する担当部長又は主務課長等（公営競技事務所、保健所長、児童相談所長及びこころの健康センター所長を含む。）
担当部長	主務課長等
戦略広報監	広報課長

を

」

「

部長等	専決事項に応じて市長が指定する担当部長又は主務課長等（公営競技事務所長、保健所長、児童相談所長及びこころの健康センター所長を含む。）
-----	--

に

担当部長	主務課長等
------	-------

改める。

別表第1 共通専決事項（3）財務に関する事項イ支出に関する事項の表中「、介護納付金、老人保健拠出金、後期高齢者支援金等拠出金」及び「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「改正前の老人保健法」という。）による医療に係るもの」を削り、「還付加算金」の次に「並びに国民健康保険保険給付費等交付金に係る償還金」を加える。

別表第2 個別専決事項1 本庁個別専決事項総務課に関する事項の前に次のように加える。

市長公室

広報課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長	局次長	市長公室長	課長
1 広報紙を発行すること。					○	
2 市政に関する市民の要望事項の取りまとめに関すること。					重要なもの	○

別表第2 個別専決事項1 本庁個別専決事項総務課に関する事項の表中

3 法第180条の4の規定による組織に関する勧告をし、又は協議すること。	重要なもの	○	軽易なもの		を
--------------------------------------	-------	---	-------	--	---

3 法第180条の4の規定による組織に関する勧告をし、又は協議すること。	重要なもの	○	軽易なもの		に
4 保存期間が満了した公文書の処分に関すること。				○	

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項広報課に関する事項を削る。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項管財課に関する事項の表中

「

7 庁内の取締りに関すること。					○
8 警備員の勤務割りに関すること。					○
9 庁内遺失物に関する事					○
10 電話の維持管理に関する					○
11 庁舎の使用許可に関する					○
12 車両保険契約に関する					○
13 共用自動車の配車に関する					○

を

」

「

7 古紙等の売払いに関する					○
8 車両の売払いの決定及び					○
9 庁内の取締りに関すること。					○
10 警備員の勤務割りに関					○
11 庁内遺失物に関する事					○
12 電話の維持管理に関する					○

に

13 庁舎の使用許可に関する こと。					○
14 車両保険契約に関するこ と。					○
15 共用自動車の配車に関す ること。					○

」

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項障害者福祉課に関する事項を障害者支援推進課に関する事項とする。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項保険年金管理課に関する事項を次のように改める。

保険年金管理課に関する事項

専決事項 \ 専決者	副市長	局長	局次長	部長	課長
1 国民健康保険の不正利得に 関すること。				○	
2 国民健康保険の給付に関す ること。					○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項福祉債権収納対策課に関する事項の表中「介護保険料及び保育所入所者負担金」を「こども園使用料等（こども園使用料、保育所入所者負担金等をいう。）及び介護保険料」に改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項交通政策課に関する事項の表中

「

2 駐車場法に基づく路外駐 車場に係る是正命令及びこ れに付随する供用停止命令 に関すること。					○
--	--	--	--	--	---

を

」

「

2 駐車場法に基づく路外駐					○
---------------	--	--	--	--	---

7 臨時従事員に係る所得税の源泉徴収に関する事						○
8 臨時従事員の福利厚生に関する事						○
9 臨時従事員の研修に関する事						○
10 競輪関係団体との連絡調整を行う事					○	
11 競輪開催収支の報告に関する事						○
12 競輪開催の日取りを決定すること					○	
13 競輪場の競輪開催日を除く一部使用の許可をすること					9日以内	5日以内
14 競輪場の取締りに関すること						○
15 競輪場内における遺失物に関する事						○

別表第2 個別専決事項2 出先機関個別専決事項日本平動物園に関する事項の表中

「

2 1 件見積価格30万円以下の所管に係る物品の売払いに関する事				○
----------------------------------	--	--	--	---

を

」

「

2 所管に係る物品の売払いに関する事			(見積価格) 30万円以上	(見積価格) 30万円未満
--------------------	--	--	---------------	---------------

に

」

改める。

別表第2個別専決事項2出先機関個別専決事項環境保健研究所に関する事項を次のように改める。

環境保健研究所に関する事項

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	所長
1 使用物品の管理に関する こと。				○

別表第2個別専決事項3区役所個別専決事項地域総務課に関する事項の表中

「

23 定まった標準のある災害 見舞金を支給すること。				○
24 愛玩のための鳥獣飼養登 録に関すること。				○
25 区役所の職員の職務に専 念する義務の免除に関する こと(人間ドックの受診及び 献血の実施に関するものに 限る。)				○

を

」

「

23 古紙等の売払いに関する こと(葵区役所を除く。)				○
24 定まった標準のある災害 見舞金を支給すること。				○
25 愛玩のための鳥獣飼養登 録に関すること。				○
26 区役所の職員の職務に専 念する義務の免除に関する こと(人間ドックの受診及び 献血の実施に関するものに				○

に

限る。)				
------	--	--	--	--

改める。

別表第3中

「

芹沢銈介美術館長	芹沢銈介美術館	を
登呂博物館長	登呂博物館	

」

「

三保松原文化創造センター所長	三保松原文化創造センター	に、
登呂博物館長	登呂博物館	
芹沢銈介美術館長	芹沢銈介美術館	

」

「

井川診療所長	井川診療所	を
--------	-------	---

」

「

口腔保健支援センター所長	口腔保健支援センター	に、
障害者歯科保健センター所長	障害者歯科保健センター	
井川診療所長	井川診療所	
静岡土木センター所長	静岡土木センター	

」

「

蒲原保健福祉センター所長	蒲原保健福祉センター	を
障害者歯科保健センター所長	障害者歯科保健センター	
土木センター所長	土木センター	

」

「

蒲原保健福祉センター所長	蒲原保健福祉センター	に
--------------	------------	---

」

改める。

別表第4保健予防課に関する事項を次のように改める。

保健予防課に関する事項

専決事項	専決者	保健所長	課長
1 所の施設を利用させること。			○
2 所内の取締りに関すること。			○
3 使用物品の管理に関すること。			○
4 児童福祉法第6条の2第2項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関すること。			○
5 児童福祉法第19条の3第1項の規定による指定医の指定に関すること。			○
6 児童福祉法第19条の17第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対する勧告に関すること。			○
7 児童福祉法第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は効力の停止に関すること。		○	
8 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第7条の16の規定による指定医の指定の取消しに関すること。		○	
9 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項の規定による指定医療機関の指定に関すること。			○
10 難病の患者に対する医療等に関する法律第22条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告に関すること。			○

11 難病の患者に対する医療等に関する法律第23条の規定による指定医療機関の指定の取消し又は効力の停止に関すること。	○	
12 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第15条第1項の規定による指定医の指定に関すること。		○
13 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条第2項及び第3項の規定による指定医の指定の取消し又は効力の停止に関すること。	○	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総務局	戦略広報監
総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 総務・総合調整係長 行財政改革推進係長
政策法務課	課長補佐 グループ制におけるグループリーダーに指名された主幹及び副主幹 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事
人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長
秘書課	課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長
職員厚生課	課長補佐 係長

を

	東京事務所	東京事務所長
--	-------	--------

総務局	市長公室	市長公室長 戦略広報監
	秘書課	課長補佐 市長、副市長又は政策官の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長
	東京事務所	東京事務所長
	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 総務・総合調整係長 行財政改革推進係長
	政策法務課	課長補佐 グループ制におけるグループリーダーに指名された主幹及び副主幹 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事
	人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長
	職員厚生課	課長補佐 係長

に、

文化財課	課長補佐
登呂博物館	館長

を

文化財課	課長補佐
三保松原文化	所長

に、

		創造センター	
		登呂博物館	館長

健康福祉部	健康づくり推進課	課長補佐	を
	障害者歯科保健センター	所長	

健康福祉部	健康づくり推進課	課長補佐	に、
	口腔保健支援センター	所長	
	障害者歯科保健センター	所長	

		土木センター	所長	を
--	--	--------	----	---

		静岡土木センター	所長	に
--	--	----------	----	---

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第2号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)
の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 地方税共同機構

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第3号

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則等の一部を改正する規則
(静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第34条中「職員は、」の次に「行政職給料表の適用を受ける職員のうち労務職員である職員及び」を加える。

別表第1(1)行政職給料表級別職務分類表7級の項中「危機管理総室長」を「市長公室長、危機管理総室長」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

		格
	大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
短大卒	短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

		格
高校卒	高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第5中

「

大学6卒	18	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年	を
------	----	--------	--------	--------	--------	---

」

「

大学6卒	18	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年	に、
------	----	--------	--------	--------	--------	----

大学専攻科卒	17	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年	(+) 8年
--------	----	--------	--------	--------	--------

」

「

高校4卒	13	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
高校3卒	12	(-) 4年	(-) 2年		(+) 3年
中学	9	(-) 7年	(-) 5年	(-) 3年	

を

」

「

高校専攻科卒	13	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
高校3卒	12	(-) 4年	(-) 2年		(+) 3年
高校2卒	11	(-) 5年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 2年
中学卒	9	(-) 7年	(-) 5年	(-) 3年	

に

」

改める。

別表第6(4)医療職給料表(3)初任給基準表准看護師の項中「准看護師養成所」を「准看護師養成所卒」に改める。

第2条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を次のように改正する。

題名中「及び昇給」を「、昇給等」に改める。

目次中「第8章 昇給(第31条—第36条)」を「第8章 昇給(第31条—第36条) 第8章の2 降号(第36条の2)」に改める。

る。

第2条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第21条第1項中「昇格時号給対応表」の次に「(第22条において「昇格時号給対応表」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(降格)

第21条の2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績

を判定するに足りると認められる事実に基づき、その職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

第22条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 降格した日の前日に受けていた号給（次号において「降格前号給」という。）が昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給（当該号給が2以上ある場合にあっては、最も上位の号給）

(2) 降格前号給が昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき 降格した職務の級の最高の号給

第33条を次のように改める。

（職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第33条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、昇給日前1年間における前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に定める職員の昇給区分は、同表の中欄の区分に応じ、同表の右欄に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する職員（(2)に掲げる職員を除く。） ア 人事委員会の定める事由以外の事由によって、昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下この表において	前項第1号に掲げる職員に該当する職員	B
	前項第2号に掲げる職員に該当する職員	C
	前項第3号に掲げる職員に該当する職員	D
	前項第4号に掲げる	D

「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 イ 基準期間において懲戒処分を受けた職員(人事委員会が定める事由に該当する職員を除く。)で、人事委員会が定める処分に該当する職員	職員に該当する職員	
	前項第5号に掲げる職員に該当する職員	E
(2) 次のいずれかに該当する職員 ア 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 イ 基準期間において懲戒処分を受けた職員(人事委員会が定める事由に該当する職員を除く。)で、人事委員会が定める処分に該当する職員	前項第1号に掲げる職員に該当する職員	C
	前項第2号に掲げる職員に該当する職員	D
	前項第3号に掲げる職員に該当する職員	E
	前項第4号に掲げる職員に該当する職員	E
	前項第5号に掲げる職員に該当する職員	E

- 3 職員を条例第6条第3項及び小中学校教育職員等給与条例第5条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準は、昇給区分に応じて別表第7の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に第21条第3項、第24条第2項(第26条において準用する場合を含む。)若しくは第37条の規定により号給を決定された職員を条例第6条第3項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める号給数)とする。
- 5 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 6 第3項及び第4項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職

務の級を異にする異動又は第23条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 一の昇給日において、第1項又は第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数から4を減じた号給数(条例第6条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、決定する職員の昇給の号給数)の合計は、任命権者ごとに、その定数に100分の15を乗じて得た数(その数が1に満たない場合は、1)に4を乗じて得た数を越えてはならない。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 降号

第36条の2 静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)第3条の3の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2(第33条関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8	6	4	2	0
	2	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第6条第5項に規定する職員以外の職員に、下段の号給数は同項に規定する職員に適用する。

(静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則(平成19年静岡市人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「基準は」の次に「、平成32年3月31日までの間」を加え、同項第1号中「3号給」を「1号給」に改め、同項第2号中「2号給」を「零」に改め、同項第3号中「1号給以下」を「零」に改める。

附則第7項及び第10項中「当分の間」を「平成32年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条及び第3条の規定は平成31年4月1日から、第2条並びに次項及び附則

第3項の規定は平成32年4月1日から施行する。

(静岡市職員の任用に関する規則の一部改正)

- 2 静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則」を「静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」に改める。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

- 3 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成22年静岡市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則」を「静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」に改める。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第2号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月18日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条学校教育課の所掌事務（14）中「学校司書、」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水庵原球場条例施行規則（平成17年静岡市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第4条第1項中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第5条第1項及び第2項中「第14条第4項」を「第15条第4項」に改める。

第6条第1項及び第2項中「第14条第5項」を「第15条第5項」に改める。

第7条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

第9条中「第15条」を「第16条」に改める。

様式第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、

「

1	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
---	------	-------------------	---

を

「

1	利用施設		円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	

に、

「

2	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
---	------	-------------------	---

を

「

2	利用施設		円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	

に、

」

「

3	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
---	------	-------------------	---

を

」

「

3	利用施設		円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	

に

」

改める。

様式第2号中

「

1	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
---	------	-------------------	---

を

」

「

1	利用施設		円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	

に、

」

「

2	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
---	------	-------------------	---

を

」

「

2	利用施設		円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	

に、

」

「

3	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
---	------	-------------------	---

を

」

「

3	利用施設								
	利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで	円

に

」

改める。

様式第5号中

「

1	利用日時								
---	------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

」

「

1	利用施設								
	利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで	

に、

」

「

2	利用日時								
---	------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

」

「

2	利用施設								
	利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで	

に、

」

「

3	利用日時								
---	------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

」

「

3	利用施設								
	利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで	

に

」

改める。

様式第6号中「第10条」を「第11条」に、

「

1	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
---	------	-------------------

を
」

「

1	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

に、
」

「

2	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
---	------	-------------------

を
」

「

2	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

に、
」

「

3	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
---	------	-------------------

を
」

「

3	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

に
」

改める。

様式第7号中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第4号

静岡市浜石野外センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市浜石野外センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市浜石野外センター条例施行規則（平成20年静岡市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

使用料の区分	種類	人数・数量	※ 単位	※ 金額	※ 受付年月日	年月日

を

」

「

使用料の区分	種類	数量	※ 単位	※ 金額	※ 受付年月日	年月日

に

」

改める。

様式第2号中

「

使用料の区分	種類	人数・数量	単価	金額	領収日付印

を

」

「

使用料の区分	種類	数量	単価	金額	領収日付印

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市浜石野外センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市浜石野外センター条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞 樹

静岡市自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自然の家条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例第2条の表に掲げる自然の家」を「静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家」に改める。

様式第1号その2を削り、様式第1号その1を様式第1号とする。

様式第2号その2を削り、様式第2号その1を様式第2号とする。

様式第3号その2を削り、様式第3号その1を様式第3号とする。

様式第4号その2を削り、様式第4号その1を様式第4号とする。

様式第5号その2を削り、様式第5号その1を様式第5号とする。

様式第6号その2を削り、様式第6号その1を様式第6号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第6号

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市学校運営協議会に関する規則（平成28年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の規定に基づき、静岡市立の学校に」を「又は同項ただし書の規定に基づき、静岡市立の学校ごとに、又は2以上の静岡市立の学校について」に改める。

第4条第1項中「15人」の次に「(2以上の学校に一の協議会を置く場合にあつては、30人)」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第7号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

12 スポーツ施設の管理(22に掲げるものを除く。)に関する事	
13 学校体育施設等の利用に関する事	
14 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事	
15 スポーツ推進委員に関する事	
16 スポーツ推進審議会に関する事	
17 全国高等学校総合体育大会(市内で開催されるものに限る。)の企画及び運営に関する事	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ交流課の職員
18 浜石野外センターに関する事	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
19 青少年研修センターに関する事	
20 児童・生徒の教育相談に関する事	
21 適応指導教室の管理に関する事	
22 スポーツ施設の利用許可に関する事	区長、副区長及び地域総務課の職員

を

23 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
24 1から23までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

12 スポーツ施設の管理(21に掲げるものを除く。)に関する事	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
13 学校体育施設等の利用に関する事	
14 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事	
15 スポーツ推進委員に関する事	
16 スポーツ推進審議会に関する事	
17 浜石野外センターに関する事	
18 青少年研修センターに関する事	
19 児童・生徒の教育相談に関する事	
20 適応指導教室の管理に関する事	
21 スポーツ施設の利用許可に関する事	
22 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
23 1から22までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第8号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局行政管理課長」を「総務局総務課長」に改める。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校給食センター所長印	5	てん書	正方形	方18	9	各学校給食センター所長
-------------	---	-----	-----	-----	---	-------------

を

」

「

学校給食センター所長印	5	てん書	正方形	方18	10	各学校給食センター所長
-------------	---	-----	-----	-----	----	-------------

に

」

改める。

別表第2の1専用公印の表中

「

教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	児童生徒支援課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、学齢簿、区域外就学、就学援助及び奨学金に関する事務用
------	---	-----	-----	-----	---	----------	--

を

」

「

教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	学校教育課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、特別支援学校の区域外就学、特別支援学級、通級指導及び幼児言語教室に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	児童生徒支援課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、学齢簿、区域外就学、就学援助及び奨学金に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	教育センター所長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、後援名義、教員研修及び教育実践推進校の指定に関する事務用

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成31年3月22日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局公印規程（平成15年静岡市企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表中

「

契約専用管理者印	5	古てん	正方形	方 20	1	管理者が指定する職員	建設工事請負契約書、建設業関連業務の委託契約書、物品購入等契約書及び入札公告用
----------	---	-----	-----	------	---	------------	---

を

」

「

契約専用管理者印	5	古てん	正方形	方 20	1	管理者が指定する職員	建設工事、建設業関連業務委託、物品購入等の契約及び競争入札の公告に関する事務用
----------	---	-----	-----	------	---	------------	---

に

」

改める。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 配字及び行数は、必要により変更することができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第1号

観光交流文化局

静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程を次のように定める。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センターに勤務する職員（以下「職員」という。）の週休日の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日)

第2条 職員の週休日は、4週間を通じ8日とする。

2 職員に対する週休日の割振りは、所長が別に定め、当該勤務に従事する日前10日までに明示する。

(割振りの変更)

第3条 所長は、業務の都合により特に必要があると認めるときは、前条第2項の規定により定めた週休日の割振りを変更することができる。この場合において、所長は、変更の内容を速やかに当該関係職員に明示しなければならない。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市訓令第2号

静岡市上下水道局管理規程第2号

静岡市教育委員会訓令第1号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市長

田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

大 石 清 仁

静岡市教育委員会教育長

池 谷 眞 樹

第3条第2項中「係るもの」の次に「及び災害その他の理由により市長が特に必要があると認めるもの」を加える。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他の理由により市長が特に必要があると認める場合には、部会の審議の対象としないことができる。

別表第2中

「

総務局部会	総務局の各課、東京事務所、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局	総務局次長	総務局総務課
-------	---	-------	--------

を

」

「

総務局部会	総務局所属の各課 及び東京事務所、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員事務局	総務局次長	総務局総務課
-------	---	-------	--------

に、

」

「

消防局部会	消防局所属の各課 及び各消防署	消防局消防部長	消防局消防部消防総務課
-------	--------------------	---------	-------------

を

」

「

消防局部会	消防局所属の各課 及び各消防署	消防次長	消防局消防総務課
-------	--------------------	------	----------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市訓令第3号

静岡市消防本部訓令第2号

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市教育委員会訓令第2号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 村 田 吉 伸

静岡市公営企業管理者
大 石 清 仁

静岡市教育委員会
教育長 池 谷 眞 樹

静岡市選挙管理委員会
委員長 岡 部 正 志

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 辻 和 夫

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会
委員長 青 島 伸 雄

静岡市代表監査委員
村 松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長

田形 清信

別表第1中

「

廃棄物処理課	廃棄物処理課総括安全衛生管理者	環境局次長
--------	-----------------	-------

を

」

「

廃棄物処理課	廃棄物処理課総括安全衛生管理者	環境局次長
教育委員会事務局及び学校給食センター	教育委員会事務局総括安全衛生管理者	教育局次長

に

」

改める。

別表第2中

「

教育委員会事務局（東部学校給食センター及び高等学校を除く。）	1人	教育委員会安全管理者
東部学校給食センター	1人	東部学校給食センター安全管理者
静岡市立高等学校	1人	静岡市立高等学校安全管理者
静岡市立清水桜が丘高等学校	1人	静岡市立清水桜が丘高等学校安全管理者

を

」

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	1人	教育委員会安全管理者
--------------------	----	------------

に

」

改める。

別表第3中

「

教育委員会事務局(東部学校給食センター及び高等学校を除く。)	3人	教育委員会衛生管理者
東部学校給食センター	1人	東部学校給食センター衛生管理者

を

」

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	3人	教育委員会衛生管理者
--------------------	----	------------

に

」

改める。

別表第4中

「

教育委員会事務局(東部学校給食センター及び高等学校を除く。)	1人
東部学校給食センター	1人

を

」

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	1人
--------------------	----

に

」

改める。

別表第5中

「

保健所及び動物指導センター	保健所衛生委員会	13人
---------------	----------	-----

を

」

「

保健所及び動物指導センター	保健所衛生委員会	13人
静岡市立高等学校	静岡市立高等学校衛生委員会	7人
静岡市立清水桜が丘高等学校	静岡市立清水桜が丘高等学校衛生委員会	7人

に

」

改める。

別表第6中

「

教育委員会事務局（東部学校給食センター及び高等学校を除く。）	教育委員会安全衛生委員会	15人
東部学校給食センター	東部学校給食センター安全衛生委員会	7人
静岡市立高等学校	静岡市立高等学校安全衛生委員会	7人
静岡市立清水桜が丘高等学校	静岡市立清水桜が丘高等学校安全衛生委員会	7人

を

」

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	教育委員会安全衛生委員会	15人
--------------------	--------------	-----

に

」

改める。

別表第7中

「

教育委員会事務局	教育委員会安全衛生協議会	15人
----------	--------------	-----

を

」

「

教育委員会事務局、学校給食センター及び高等学校	教育委員会安全衛生協議会	13人
-------------------------	--------------	-----

に

」

改める。

別表第9中

「

教育委員会安全衛生委員会及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教育総務課
東部学校給食センター安全衛生委員会に係る事務	教育委員会事務局東部学校給食センター
静岡市立高等学校安全衛生委員会に係る事務	静岡市立高等学校
静岡市立清水桜が丘高等学校安全衛生委員会に係る事務	静岡市立清水桜が丘高等学校

を

「

教育委員会事務局総括安全衛生管理者の所掌する事務並びに教育委員会安全衛生委員会及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教職員課
静岡市立高等学校衛生委員会に係る事務	静岡市立高等学校
静岡市立清水桜が丘高等学校衛生委員会に係る事務	静岡市立清水桜が丘高等学校

に

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市訓令第4号

静岡市上下水道局管理規程第4号

各局

上下水道局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市長

田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

大 石 清 仁

第2条第2項中「係るもの」の次に「及び災害その他の理由により市長が特に必要があると認めるもの」を加える。

第6条に次の1項を加える。

9 前各項の規定にかかわらず、災害その他の理由により市長が特に必要があると認める場合には、部会及び課会の審議の対象としないことができる。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市訓令第5号

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市教育委員会訓令第3号

各局

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

大 石 清 仁

静岡市教育委員会

教育長 池 谷 眞 樹

第8条第1項中「局次長、」を「消防次長、」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

各局及び各区役所

静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程（平成27年静岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条第3号中「消防局次長」を「消防次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市訓令第8号

各局

静岡市表彰審査委員会規程（平成16年静岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条第2項中「総務局次長」を「総務局市長公室長」に改める。

第5条中「総務局秘書課」を「総務局市長公室秘書課」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第3号

消防局
各消防署

静岡市消防局救急業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市消防長 村田吉伸

第2条第1号ア中「医療機関等」を「医療機関」に改める。

第24条第4号中「二類感染症」の次に「、新型インフルエンザ等感染症」を、「第21条」の次に「(同法第26条において読み替えて準用する場合を含む。)又は第47条」を加え、「除く。）」を「除く。）」に改める。

第48条第1項中「救急自動車同乗申請書」を「救急自動車同乗研修申請書」に改め、同条第2項中「救急自動車同乗承認書」を「救急自動車同乗研修承認書」に改める。

第53条第1項及び第2項中「救急活動報告書」の次に「、救急隊観察搬送記録票」を加える。
様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号中「救急救命処置録」を「救急隊観察搬送記録票」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第4号

消防局
各消防署

静岡市消防局及び消防署処務規程（平成15年静岡市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市消防長 村田吉伸

第2条中「消防局次長（以下「局次長」を「消防次長（以下「次長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「局次長」を「次長」に改める。

第7条第1項中「部間」を「局内」に改め、同条第2項中「局次長」を「次長」に改める。

第8条第1項中「部に属する課及び各署間」を「部内」に改め、同条第2項中「並びに消防署長」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（署長会議）

第8条の2 署が所管する事項についての事務の執行及び消防活動の円滑な遂行に必要な協議を行い、各署間の総合的な調整を図るため、署長会議を置く。

2 署長会議は、次長及び理事並びに消防署長の職にあるものをもって構成する。

3 次長は、必要に応じて署長会議を招集し、会議の議長となる。

4 次長が必要と認めるときは、第2項の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

5 署長会議の庶務は、消防総務課において処理する。

第9条第1項中「課が」を「課又は署が」に、「若しくは部幹部会議に」を「、部幹部会議若しくは署長会議（以下「局会議等」という。）に」に、「局会議若しくは部幹部会議の」を「局会議等の」に改める。

第10条中「局会議、部幹部会議」を「局会議等」に改める。

第11条第1項及び第2項中「局次長」を「次長」に改める。

第17条の見出し中「局次長」を「次長」に改め、同条中「局次長」を「次長」に改め、「補佐し」の次に「、部及び各署の総合調整を図り」を加える。

第17条の2及び第22条中「局次長」を「次長」に改める。

第31条第1項及び第2項中「局次長」を「次長」に改め、同条第4項中「局次長等（局次長」を「次長等（次長」に改める。

第33条第1項の表中

「

局長	局次長	を
----	-----	---

」

「

局長	次長	に
次長	主務部長	

」

改める。

第34条第2項中「局次長」を「次長」に改める。

別表1 共通専決事項（1）一般に関する事項の表中

「

局次長等	専決規則別表第1 共通専決事項（1）一般に関する事項中 局次長等共通の専決事項	を
------	--	---

」

「

次長等	専決規則別表第1 共通専決事項（1）一般に関する事項中 局次長等共通の専決事項	に
-----	--	---

」

改め、別表1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

専決者 専決事項	局次長等	課長	署長	を
1 旅行命令をし、又は復命を受けること。	局次長、部長、 担当部長、理事 及び参与	課長、課長に準 ずる者及び課に 所属する職員	署長、副署長、 分署長及び署に 所属する職員	

」

「

専決者 専決事項	次長等	課長	署長
-------------	-----	----	----

」

1 旅行命令をし、又は復命を受けること。	次長、部長、担当部長、理事及び参与	課長、課長に準ずる者及び課に所属する職員	署長、副署長、分署長及び署に所属する職員	に
----------------------	-------------------	----------------------	----------------------	---

改め、別表1 共通専決事項（3）財務に関する事項の表中

局次長等	専決規則別表第1 共通専決事項（3）財務に関する事項中局次長等共通の専決事項	を
------	--	---

次長等	専決規則別表第1 共通専決事項（3）財務に関する事項中局次長等共通の専決事項	に
-----	--	---

改める。

別表2 個別専決事項消防総務課に関する事項の表中

専決事項	専決者	局次長	消防部長	課長	を
------	-----	-----	------	----	---

専決事項	専決者	次長	消防部長	課長	に、
------	-----	----	------	----	----

8 職員研修に関すること。		○		を
---------------	--	---	--	---

8 職員研修に関すること。			○	に
---------------	--	--	---	---

改める。

別表2個別専決事項財産管理課に関する事項の表、予防課に関する事項の表、査察課に関する事項の表、警防課に関する事項の表、救急課に関する事項の表、指令課に関する事項の表及び航空課に関する事項の表中「局次長」を「次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第5号

消防局
各消防署

静岡市消防局及び消防署安全管理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市消防長 村田吉伸

第6条第2項中「消防局次長」を「消防次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第6号

消防局
各消防署

静岡市火災予防査察等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市消防長 村田吉伸

第1条中「及び火薬類取締法」を「、火薬類取締法」に改め、「火取法」という。）の次に「、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧ガス法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石油コンビナート法」という。）」を加える。

第2条第2号中「又は法第16条の5」を「、法第16条の3の2若しくは第16条の5、火取法第43条第1項、高圧ガス法第62条第1項、液化石油ガス法第83条第1項から第4項まで又は石油コンビナート法第40条第1項」に、「又は貯蔵所等」を「、危険物貯蔵所等、法第16条の5第1項の貯蔵所等（以下「貯蔵所等」という。）、火薬類製造施設等、高圧ガス関係施設等、液化石油ガス関係施設等又は石油コンビナート法第2条第6号の特定事業所（以下「特定事業所」という。）」に、「並びに危険物その他の貯蔵、取扱い」を「、危険物の貯蔵及び取扱い並びに帳簿書類その他必要な物件」に改め、「、又は火取法第43条第1項の規定に基づき、火薬類製造施設等に立ち入り、その帳簿書類その他必要な物件について検査及び質問を行い」を削り、同条第5号中「法に」を「法、火取法、高圧ガス法、液化石油ガス法又は石油コンビナート法に」に改め、「取消し」の次に「その他措置」を加え、同条第6号中「及び火薬類製造施設等」を「、貯蔵所等、火薬類製造施設等、高圧ガス関係施設等、液化石油ガス関係施設等及び特定事業所」に改め、同条第8号中「製造所等及び危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所」を「法第11条第1項の許可を受けた製造所、貯蔵所及び取扱所」に改め、同条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を削り、同条第13号中「高圧ガス関係施設等及び火薬類製造施設等」を「火薬類製造施設等、高圧ガス関係施設等、液化石油ガス関係施設等及び特定事業所」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 液化石油ガス関係施設等 液化石油ガス法第6条に規定する液化石油ガス販売事業者(以

下「液化石油ガス販売事業者」という。)、液化石油ガス器具等(液化石油ガス法第2条第7項の液化石油ガス器具等をいう。以下同じ。))の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者、液化石油ガス法第27条第2項に規定する保安機関(以下「保安機関」という。)、液化石油ガス法第37条の4第3項に規定する充てん事業者(以下「充てん事業者」という。))又は液化石油ガス法第38条の10第1項に規定する特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所、営業所、工場、事業所、液化石油ガス(液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスをいう。以下同じ。))若しくは液化石油ガス器具等の保管場所、液化石油ガス、充てん設備(液化石油ガス法第37条の4第1項の充てん設備をいう。))若しくは液化石油ガス設備工事(液化石油ガス法第38条の2の液化石油ガス設備工事をいう。以下同じ。))に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所その他業務を行う場所をいう。

第2条第12号中「又は条例第68条」を「若しくは条例第68条」に改め、「、火薬類」を削り、「、又は」を「、若しくは」に改め、「取り扱う関係施設」の次に「又は高圧ガス法第62条第1項に規定する事務所、営業所、工場、事業場若しくは高圧ガス若しくは容器の保管場所若しくは容器検査所」を加え、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 火薬類製造施設等 火取法第43条第1項に規定する製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所をいう。

第6条第5項中「、防火管理者、危険物保安監督者、火薬類製造保安責任者、火薬類取扱保安責任者」を削る。

第19条第1項中「消防計画又は予防規程若しくは危害予防規程」を「法第8条第1項若しくは第8条の2第1項の消防計画、法第14条の2第1項の予防規程、火取法第28条第1項若しくは高圧ガス法第26条第1項の危害予防規程、液化石油ガス法第35条第1項の保安業務規程又は石油コンビナート法第18条第1項に規定する防災規程」に、「自主検査結果記録等」を「自主管理状況記録」に改める。

第23条中「又は製造所等」を「、危険物製造所等又は貯蔵所等」に改め、同条ただし書中「火薬類製造施設等」の次に「、高圧ガス関係施設等及び液化石油ガス関係施設等」を加える。

第24条第3項中「製造所等及び火薬類製造施設等」を「危険物製造所等、貯蔵所等、火薬類製造施設等、高圧ガス関係施設等及び液化石油ガス関係施設等」に改める。

第25条第3項中「前2項」を「前項」に改める。

第33条第2項中「第4条第1項」の次に「、法第16条の3の2第2項」を加える。

第35条中「き損」を「毀損」に改める。

第36条第1項中「予防上」を「予防、災害の防止又は公共の安全の維持のために」に改め、同条第2項中「法第16条の5第1項、火取法第42条及び火取法第46条第2項」を「第16条の3の2第2項並びに第16条の5第1項、火取法第42条並びに第46条第2項、高圧ガス法第61条第1項、液化石油ガス法第82条第1項及び第2項並びに石油コンビナート法第39条」に改める。

第37条第2項を削り、同条中第3項を第2項とし、同条に次の2項を加える。

- 3 高圧ガスの収去については、静岡市高圧ガス保安法施行細則(平成30年静岡市規則第59号)第13条及び静岡市高圧ガス保安法の規定による立入検査、質問及び収去の実施に関する規則(平成15年静岡市規則第256号)第2条の規定により行うものとする。
- 4 液化石油ガスの収去については、静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則(平成30年静岡市規則第60号)第14条の規定により行うものとする。
- 別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

査察対象物区分基準

区分	基準
第1種	(1) 特定防火対象物で、法第8条及び令第21条第1項の規定の適用を受けるもの (2) 危険物製造所等のうち、著しく消火困難なもの (3) 特定事業所
第2種	(1) 特定防火対象物以外の政令対象物(以下「非特定防火対象物」という。)で、法第8条及び令第21条第1項の規定の適用を受けるもの (2) 第1種査察対象物以外の特定防火対象物で、令第21条第1項の規定の適用を受けるもの (3) 第1種査察対象物以外の危険物製造所等で、保安監督者の選任義務を有するもの (4) 火取法第3条に規定する製造所 (5) 火取法第12条に規定する火薬庫 (6) 高圧ガス法第11条第1項に規定する製造のための施設 (7) 液化石油ガス法第37条の4第1項に規定する充てん設備
第3種	(1) 第1種査察対象物及び第2種査察対象物以外の特定防火対象物で法第8条又は令第10条の規定の適用を受けるもの

	<p>(2) 第2種査察対象物以外の非特定防火対象物で令第21条第1項の規定の適用を受けるもの</p> <p>(3) 第1種査察対象物及び第2種査察対象物以外の危険物製造所等</p> <p>(4) 火取法第5条に規定する販売所</p> <p>(5) 火取法第11条第1項ただし書の規定の適用を受ける火薬庫以外の火薬類を貯蔵する場所</p> <p>(6) 高圧ガス法第24条の2第1項に規定する消費のための施設</p> <p>(7) 高圧ガス法第50条第1項の登録を受けた容器検査所</p> <p>(8) 液化石油ガス法第3条第1項に規定する販売所</p> <p>(9) 液化石油ガス法第29条第1項に規定する販売所</p>
第4種	<p>(1) 第2種査察対象物及び第3種査察対象物以外の非特定防火対象物で、法第8条又は令第10条の規定の適用を受けるもの</p> <p>(2) 少量危険物貯蔵取扱所</p> <p>(3) 指定可燃物貯蔵取扱所</p> <p>(4) 火取法第25条第1項の規定による許可を受けた場所</p> <p>(5) 火取法第27条第1項の規定による許可を受けた場所</p> <p>(6) 高圧ガス法第12条第1項に規定する製造のための施設</p> <p>(7) 高圧ガス法第16条第1項に規定する第1種貯蔵所</p> <p>(8) 高圧ガス法第17条の2第1項に規定する第2種貯蔵所</p> <p>(9) 高圧ガス法第20条の4に規定する販売所</p> <p>(10) 液化石油ガス法第36条第1項に規定する貯蔵施設</p>
第5種	<p>第1種査察対象物、第2種査察対象物、第3種査察対象物及び第4種査察対象物以外の消防対象物、危険物製造所等、貯蔵所等、火薬類製造施設等、高圧ガス関係施設等及び液化石油ガス関係施設等</p>

別記第1の1(6)中「製造所等」を「査察対象物」に改める。

別記第2中「自主検査結果記録簿」を「自主管理状況記録」に改め、別記第2第1中「記録保存」を「記録保存等」に改め、同第1中5を11とし、4の次に次のように加える。

- 5 火薬類の製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者及び火取法第30条第2項の消費者が記載する帳簿（火取法第41条第1項）
- 6 高圧ガスの定期自主検査記録（高圧ガス法第35条の2）
- 7 高圧ガスの第1種製造者、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業

者、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が記載する帳簿（高压ガス法第60条第1項）

8 特定液化石油ガス設備工事の記録（液化石油ガス法第38条の12第1項）

9 液化石油ガス器具等の検査記録（液化石油ガス法第46条第2項）

10 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者の帳簿（液化石油ガス法第81条第1項）

別記第3第3（1）中「静岡市」を「管轄区域内」に改め、同第3（2）中「静岡市以外」を「管轄区域外」に改め、「規程」を削り、別記第3第4中「静岡市の」を削る。

様式第1号の2及び様式第1号の3を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号その2中「査察台帳（製造所等）」を「査察台帳（危険物製造所等）」に改める。
様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号から様式第7号の2までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第14号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第7号

消防局
各消防署

静岡市火災予防等違反処理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市消防長 村田吉伸

第1条中「火取法」という。)の次に「、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧ガス法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石油コンビナート法」という。）を加え、「及び公共」を「、公共」に、「維持」を「確保のため必要があると認める場合、公共の福祉の増進のため必要があると認める場合並びに生命、身体及び財産の保護」に改める。

第2条第1号中「認定の取消し」の次に「、登録の取消し」を加え、「消防法令違反通告措置」を「法令違反通告措置」に、「火薬類による」を「火薬類、高圧ガス若しくは液化石油ガスによる災害若しくは石油コンビナート等特別防災区域における」に改め、同条第2号中「消防対象物」の次に「その他法令の適用を受ける施設」を加え、同条第3号中「又は火取法」を「、火取法、高圧ガス法、液化石油ガス法又は石油コンビナート法」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 許可の取消し 法第12条の2第1項、火取法第8条、第17条第3項、第25条第3項若しくは第44条、高圧ガス法第9条若しくは第38条第1項又は液化石油ガス法第37条の7第1項の規定に基づき、許可の効力を将来に向かって消滅させる意思表示をいう。
- (5) 認定の取消し 法第8条の2の3第6項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は液化石油ガス法第35条の3若しくは第35条の10第1項若しくは第2項の規定に基づき、認定の効力を将来に向かって消滅させる意思表示をいう。

第2条第11号を同条第12号とし、同条第10号中「消防法令違反通告措置」を「法令違反通告措置」に、「危険物取扱者又は消防設備士」を「法令に基づく免状を有する者その他関係者」に改め、「交付した」の次に「経済産業大臣又は」を加え、同号を同条第11号とし、同条第9号中「又は法第5条の3第2項」を「又は第5条の3第2項」に改め、同号を同条第10号とし、同

条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「法第46条の5」の次に「、高圧ガス法第86条（第1号に係る部分に限る。）又は液化石油ガス法第104条（第2号に係る部分を除く。）」を加え、「法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）又は法第17条の2の3第4項の規定による」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6）登録の取消し 高圧ガス法第53条又は液化石油ガス法第25条若しくは第26条の規定に基づき、登録の効力を将来に向かって消滅させる意思表示をいう。

第3条第2号中「又は火取法」を「、火取法、高圧ガス法、液化石油ガス法又は石油コンビナート法」に改める。

第5条第2項中「認定の取消し」の次に「、登録の取消し」を加える。

第8条第1項中「平成5年11月12日法律第88号」を「平成5年法律第88号」に改める。

第11条第1項中「法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第5項若しくは第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2の5第3項、法第11条の5第1項若しくは第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項若しくは第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項若しくは第4項、法第16条の6第1項又は法第17条の4第1項」を「第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第5項若しくは第6項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項若しくは第2項、第12条第2項、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項若しくは第4項、第16条の6第1項又は第17条の4第1項」に、「並びに静岡市消防局管轄区域内」を「及び管轄区域内」に、「第18条第3項」を「以下この条及び第19条第3項」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 消防長は、液化石油ガス法第35条の10第1項又は第2項の規定に基づく認定の取消しをした場合は、当該取消しに係る販売所に標識（様式第4号の2）を設置し、静岡市公告式条例第2条第2項の表に掲げる掲示場及び管轄区域内の消防署の掲示場に掲出することによりその旨を公告し、並びに静岡市報に当該公告の要旨を掲載するものとする。

第13条第1項中「又は解任命令（以下「許可の取消し等」という。）」及び「又は解任命令書（様式第7号）」を削り、同条第2項中「許可の取消し等」を「許可の取消し及び前項の命令」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第13条の24第1項、火取法第34条第1項及び第2項、高圧ガス法第34条並びに第52条第4項並びに液化石油ガス法第22条の規定による解任命令は、解任命令書（様式第7号）を交付することにより行うものとする。

第14条第1項中「法第8条の2の3第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による」を削り、「特例認定取消書（様式第8号）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法第8条の2の3第6項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し 特例認定取消書（様式第8号）

(2) 液化石油ガス法第35条の3並びに第35条の10第1項及び第2項の規定に基づく認定の取消し 認定取消書（様式第8号の2）

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条中「特例認定取消書」の次に「、認定取消書、登録取消書」を加え、同条を第20条とする。

第18条第1項中「又は法第5条の3第1項」を「又は第5条の3第1項」に、「又は法第5条の3第2項」を「又は第5条の3第2項」に改め、同条第2項中「並びに静岡市消防局管轄区域内」を「及び管轄区域内」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「消防長等は、法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）又は第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときは」を「過料事件の通知は」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（登録の取消し）

第15条 登録の取消しは、登録取消書（様式第8号の3）を交付することにより行うものとする。

2 登録の取消しに係る事務処理は、消防長が行うものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

聴聞が必要な不利益処分

処分内容	根拠条項
1 防火対象物点検の特例認定の取消し	法第8条の2の3第6項
2 危険物施設の許可の取消し	法第12条の2第1項

3 危険物保安統括管理者等の解任命令	法第13条の24第1項
4 防災管理対象物点検の特例認定の取消し	法第36条第1項において読み替えて 準用する法第8条の2の3第6項
5 火薬類製造所等の許可の取消し及び事業の 停止命令	火取法第8条及び第44条
6 火薬類の譲渡、譲受の許可の取消し	火取法第17条第3項
7 火薬類の消費の許可の取消し	火取法第25条第3項
8 製造保安責任者等の解任命令	火取法第34条第1項
9 取扱保安責任者等の解任命令	火取法第34条第2項
10 第1種製造者等の製造又は貯蔵の許可の取 消し及び停止命令	高圧ガス法第9条及び第38条第1項
11 保安統括者等の解任命令	高圧ガス法第34条
12 第2種製造者等の製造、貯蔵、販売又は消 費の停止命令	高圧ガス法第38条第2項
13 検査主任者の解任命令	高圧ガス法第52条第4項
14 容器検査所の登録の取消し並びに容器再検 査及び付属品再検査の停止命令	高圧ガス法第53条
15 業務主任者等の解任命令	液化石油ガス法第22条
16 販売事業者の登録の取消し及び事業の停止 命令	液化石油ガス法第25条及び第26条
17 保安機関の認定の取消し	液化石油ガス法第35条の3
18 認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機 器の認定の取消し	液化石油ガス法第35条の10
19 貯蔵施設等の許可の取消し	液化石油ガス法第37条の7第1項

別表第2（第8条関係）

弁明の機会の付与が必要な不利益処分

処分内容	根拠条項
1 防火対象物の改修、除去等の命令	法第5条第1項
2 防火対象物の使用禁止等の命令	法第5条の2第1項
3 防火対象物における物品の除去等の命令	法第5条の3第1項

4 防火管理上行うべき業務についての措置命令	法第8条第4項
5 統括防火管理者が防火管理上行うべき業務についての措置命令	法第8条の2第6項
6 危険物施設の使用停止命令	法第12条の2第1項及び第2項
7 予防規程の変更命令	法第14条の2第3項
8 防災管理上行うべき業務についての措置命令	法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第4項
9 統括防災管理者が防災管理上行うべき業務についての措置命令	法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第6項
10 火薬類製造施設の修理等の命令	火取法第9条第3項
11 火薬類の貯蔵の技術上の基準への適合命令	火取法第11条第3項
12 火薬庫の構造等の技術上の基準への適合命令	火取法第14条第2項
13 危害予防規程の変更命令	火取法第28条第4項
14 安定度試験の実施命令	火取法第36条第2項
15 輸入された高圧ガス及びその容器の廃棄命令	高圧ガス法第22条第3項
16 危害予防規程の変更命令	高圧ガス法第26条第2項
17 危害予防規程の措置命令	高圧ガス法第26条第4項
18 保安教育計画の変更命令	高圧ガス法第27条第2項
19 書面の交付命令及び再交付命令	液化石油ガス法第14条第2項
20 保安業務の実施命令及び改善命令	液化石油ガス法第34条第3項
21 保安業務規程の変更命令	液化石油ガス法第35条第3項
22 貯蔵施設等の使用停止命令	液化石油ガス法第37条の7第1項
23 液化石油ガス器具等の提出命令	液化石油ガス法第83条の2第1項
24 防災規程の変更命令	石油コンビナート法第18条第2項
25 特定事業所の施設の使用停止命令	石油コンビナート法第18条第3項
26 共同防災規程の変更命令	石油コンビナート法第19条第5項
27 特定事業者の措置命令及び使用停止命令	石油コンビナート法第21条第1項及

び第2項

様式第1号その3、様式第1号の2その3、様式第2号その3及び様式第2号の2その3中

「火薬類取締法

「火薬類取締法」を 高压ガス保安法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
石油コンビナート等災害防止法」に改める。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

「火薬類取締法

様式第6号その2及び様式第7号その2中「火薬類取締法」を 高圧ガス保安法
液化石油ガスの保安の確保及

に改める。

び取引の適正化に関する法律」

様式第8号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第9号中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

「消防法

様式第10号中「第16条関係」を「第17条関係」に、「消防法第46条の5」を 高圧ガス保安
液化石油ガス

法 の規定 に改める。

の保安の確保及び取引の適正化に関する法律 」

様式第11号中「第17条関係」を「第18条関係」に、 「消防法
火薬類取締法 の規定 を「

の規定」に改める。

様式第12号中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第13号中「第17条関係」を「第18条関係」に、 「消防法
火薬類取締法 の規定 を「

の規定」に改める。

様式第14号中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第15号中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第16号中「第19条関係」を「第20条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第151号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表第3中「教育委員会事務局教育局学校教育課長」を「教育委員会事務局教育局児童生徒支援課長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第172号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税	株式会社ジェーシービー
インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税	ユーシーカード株式会社

を

」

「

インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料	株式会社ジェーシービー
インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料	ユーシーカード株式会社

に

改める。

附 則

この告示は、平成31年4月2日から施行する。

静岡市告示第186号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

<p>静岡市立日本平動物園の入園料、遊戯施設使用料及び駐車場使用料の徴収事務並びに静岡市立日本平動物園整備基金に係る静岡市立日本平動物園における寄附金の収納事務</p>	<p>一般財団法人静岡市動物園協会理事長</p>	<p>を</p>
<p>静岡市立日本平動物園の入園料、遊戯施設使用料、駐車場使用料及び各種発行物売払収入の徴収事務並びに静岡市立日本平動物園整備基金に係る静岡市立日本平動物園における寄附金の収納事務</p>	<p>一般財団法人静岡市動物園協会理事長</p>	<p>に、</p>
<p>狂犬病予防等手数料の徴収事務 港湾会館清水日の出センター使用料の徴収事務</p>	<p>有限会社美術館前動物病院代表取締役 清水港振興グループ代表清水港振興株式会社代表取締役</p>	<p>を</p>
<p>狂犬病予防等手数料の徴収事務</p>	<p>有限会社美術館前動物病院代表取締役</p>	<p>に、</p>

<p>生涯学習センター使用料(静岡市葵生涯学習センター、静岡市西部生涯学習センター、静岡市東部生涯学習センター、静岡市北部生涯学習センター、静岡市藁科生涯学習センター、静岡市西奈生涯学習センター、静岡市南部生涯学習センター、静岡市長田生涯学習センター、静岡市大里生涯学習センター、静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市北部生涯学習センター美和分館)、女性会館使用料、南部勤労者福祉センター使用料及び小鹿老人福祉センター使用料の徴収事務</p>	<p>公益財団法人静岡市文化振興財団理事長</p>
--	---------------------------

を

<p>生涯学習センター使用料(静岡市葵生涯学習センター、静岡市西部生涯学習センター、静岡市東部生涯学習センター、静岡市北部生涯学習センター、静岡市藁科生涯学習センター、静岡市西奈生涯学習センター、静岡市南部生涯学習センター、静岡市長田生涯学習センター、静岡市大里生涯学習センター、静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市北部生涯学習センター美和分館)、女性会館使用料及び南部勤労者福祉センター使用料の徴収事務</p>	<p>公益財団法人静岡市文化振興財団理事長</p>
--	---------------------------

に、

<p>藁科都市山村交流センター使用料の徴収事務</p>	<p>藁科交流センター運営委員会委員長</p>
-----------------------------	-------------------------

を

静岡市清水三保体育館使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市体育協会会長
--------------------	-----------------

」

「

藁科都市山村交流センター使用料の徴収事務	藁科交流センター運営委員会委員長
----------------------	------------------

に、

」

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社フレンド動物病院代表取締役
静岡市草薙駅前駐車場使用料の徴収事務	静岡ビルサービス株式会社代表取締役

を

」

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社フレンド動物病院代表取締役
----------------	-------------------

に、

」

静岡市直営施設（静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	三幸株式会社代表取締役社長
静岡市直営施設（静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市体育協会会長

を

静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	三幸株式会社代表取締役
静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷ス	公益財団法人静岡市体育協会会長

に、

ポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド)使用料の徴収事務	
--	--

」

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社あべ川動物病院取締役
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社チロル代表取締役社長

を

」

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社あべ川動物病院取締役
----------------	----------------

に、

」

「

静岡市自家用有償旅客運送自動車運賃の徴収事務	特定非営利活動法人清流の里両河内理事長
------------------------	---------------------

を

」

「

静岡市自家用有償旅客運送自動車運賃の徴収事務	特定非営利活動法人清流の里両河内理事長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	みなとまちアニマルクリニック代表

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

職員互助会告示

静岡市職員互助会告示第1号

静岡市職員会館利用規程（平成21年静岡市職員互助会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

静岡市職員互助会会長 大長 義之

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

会議室等利用料金表

室名	定員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで		
洋室	第1会議室	36人	1,100円	2,520円	2,400円	3,620円	4,920円	6,020円
	第2会議室	36人	1,100円	2,520円	2,400円	3,620円	4,920円	6,020円
	第3会議室	36人	1,100円	2,520円	2,400円	3,620円	4,920円	6,020円
	小会議室	18人	1,100円	2,520円	2,400円	3,620円	4,920円	6,020円
和室	葵	30人	1,100円	2,520円	2,400円	3,620円	4,920円	6,020円
	橘	30人	1,100円	2,520円	2,400円	3,620円	4,920円	6,020円
	楓	6人	650円	1,500円	1,430円	2,150円	2,930円	3,580円
	芙蓉（茶室）	6人	880円	2,000円	1,930円	2,880円	3,930円	4,810円
	つつじ	6人	530円	1,260円	1,240円	1,790円	2,500円	3,030円

別表第2（第9条関係）

器具等利用料金表

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
電動麻雀卓(1台につき)	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
囲碁用具又は将棋用具(1組につき)	100円	100円	100円	200円	200円	300円

様式第1号から様式第3号までの規定中

「

時 間	午前・午後	時 分	から	午前・午後	時 分	まで
-----	-------	-----	----	-------	-----	----

を

「

利用時間	午 前	・	午 後	・	夜 間
------	-----	---	-----	---	-----

に

改める。

附 則

この告示は、平成31年10月1日から施行する。